

# 枚方市地域防災計画

令和5年2月



## 総則・災害予防対策編



《総則・災害予防対策編》

目 次

〔 総 則 〕

|     |                        |    |
|-----|------------------------|----|
| 第1章 | 目 的                    | 1  |
| 第1節 | 計画の目的                  | 1  |
| 第2節 | 計画の概要                  | 1  |
| 第2章 | 計画の運用                  | 3  |
| 第1節 | 計画の修正                  | 3  |
| 第2節 | 他の計画との関係               | 3  |
| 第3節 | 計画の習熟                  | 3  |
| 第4節 | 計画の進捗の把握               | 3  |
| 第3章 | 災害の想定                  | 4  |
| 第1節 | 災害の想定                  | 4  |
| 第2節 | 市域の概況                  | 4  |
| 第3節 | 自然災害の誘因                | 9  |
| 第4節 | 地震被害の想定                | 21 |
| 第5節 | 風水害等災害の想定              | 28 |
| 第4章 | 防災ビジョン（構想）             | 31 |
| 第1節 | 災害からの教訓                | 31 |
| 第2節 | 防災の基本方針                | 34 |
| 第3節 | 行政の責務と住民・事業者の基本的責務     | 36 |
| 第4節 | 防災施策の大綱                | 39 |
| 第5章 | 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱  | 41 |
| 第1節 | 市及び府                   | 41 |
| 第2節 | 指定地方行政機関               | 50 |
| 第3節 | 自衛隊                    | 50 |
| 第4節 | 指定公共機関及び指定地方公共機関等      | 51 |
| 第5節 | 公共的団体等、その他防災上重要な施設の管理者 | 54 |

〔災害予防対策〕

|      |                  |     |
|------|------------------|-----|
| 第1章  | 災害に強い都市形成計画      | 55  |
| 第1節  | 都市の防災機能強化        | 55  |
| 第2節  | 都市基盤施設の防災機能の強化   | 59  |
| 第3節  | 建築物の安全化          | 66  |
| 第4節  | 水害予防対策の推進        | 70  |
| 第5節  | 土砂災害予防対策の推進      | 81  |
| 第6節  | 危険物等災害予防対策の推進    | 89  |
| 第2章  | 防災体制の強化計画        | 95  |
| 第1節  | 災害応急活動体制の整備      | 95  |
| 第2節  | 災害情報網の整備         | 110 |
| 第3節  | 火災予防対策の推進        | 114 |
| 第4節  | 災害時医療体制の整備       | 120 |
| 第5節  | 緊急輸送体制の整備        | 125 |
| 第6節  | 避難受入れ体制等の整備      | 129 |
| 第7節  | 緊急物資等の確保・備蓄      | 145 |
| 第8節  | ライフライン確保体制の整備    | 150 |
| 第9節  | 交通確保体制の整備        | 157 |
| 第10節 | 地震防災緊急事業五箇年計画の推進 | 159 |
| 第3章  | 住民の防災行動力の向上計画    | 160 |
| 第1節  | 防災知識の普及啓発        | 160 |
| 第2節  | 自主防災体制の整備        | 167 |
| 第3節  | 要配慮者対策           | 172 |
| 第4節  | 帰宅困難者支援体制の整備     | 181 |
| 第5節  | ボランティアの環境整備      | 184 |
| 第6節  | 企業防災の促進          | 186 |

---

## 〔 総 則 〕

---





# 第1章 目的

## 第1節 計画の目的

枚方市地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条（市町村地域防災計画）及び南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条（推進計画）の規定に基づき、災害時における住民の生命、身体及び財産を保護するとともに、災害による被害を軽減するための市域に係る災害予防、災害応急対策、災害復旧等に関し、市及び防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱等を定めることにより、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とする。

## 第2節 計画の概要

この計画は、市域における防災に関する総合的かつ基本的な計画であると位置付け、以下のとおり5編構成とする。

### 1 総則・災害予防対策編

#### （1）総 則

市及び防災関係機関が地震災害、風水害等に対して処理すべき事務及び業務の大綱、想定される災害被害等について定める。

#### （2）災害予防対策

災害による被害の発生を未然に防止し、又は被害を最小限度にとどめるための措置について定める。

### 2 地震災害応急対策・復旧復興対策編

#### （1）地震災害応急対策

地震発生直後からの人命救助等の活動、その後の被災者の生活確保等、市及び防災関係機関がとるべき活動内容、措置等について定める。

#### （2）地震災害復旧復興対策

地震発生後における住民の生活安定のための措置、公共施設の災害復旧等について定める。

### 3 南海トラフ地震防災対策推進計画

南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等、市域における地震防災対策について定める。

今世紀前半にも発生が懸念されている南海トラフ地震については、平成14年7月に制定され、平成15年7月に施行された「東南海・南海地震に係る地震防災対

策の推進に関する特別措置法」が平成25年の一部改正により、対象地震が東南海・南海地震から南海トラフ地震に拡大されるとともに、名称も「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に改められた。

同法に基づき内閣総理大臣により、本市を含め、寝屋川市、四條畷市、交野市、守口市、大東市、門真市の北河内7市は、震度6弱以上と想定される地域があるという理由で、「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定された。

北河内7市は、災害時相互応援協定を締結するとともに、消防、水防等の防災関連業務についても7市間で相互に連携・補完しながら防災体制を一体的に整備している。

(付編) 南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合の当面の対応について

「南海トラフ地震に関連する情報」が発表された場合に、市がとるべき措置について定める。

#### 4 風水害等応急対策・復旧復興対策編

---

(1) 風水害等応急対策

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の防御措置、災害の拡大防止措置及び被災者に対する応急救助の措置について定める。

(2) 事故等災害応急対策

市街地の林野火災や中高層建築物等の災害、危険物等災害、大規模交通災害などの突発重大事故をはじめ、不測の災害に対応するため、地震災害応急対策、風水害応急対策を援用して、市及び関係機関の活動内容を定める。

(3) 風水害等災害復旧復興対策

風水害等発生後における住民の生活安定のための措置、公共施設の災害復旧等について定める。

#### 5 資料編

---

防災関係資料を取りまとめる。

## 第2章 計画の運用

### 第1節 計画の修正

枚方市防災会議は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、社会情勢の変化等を踏まえ常に実情に沿ったものとするため、枚方市地域防災計画に毎年検討を加え、必要があると認めるときは修正を行う。また、男女共同参画の視点から女性委員の割合を高めることや、高齢者や障害者、ボランティア団体等、多様な主体の参画促進に努める。

### 第2節 他の計画との関係

この計画は、本市域における災害対策に関する基本的な性格を有するもので、指定地方行政機関の長又は指定公共機関等が作成する防災業務計画や、大阪府地域防災計画、枚方寝屋川消防組合地震災害消防計画等との整合を図る。

また、この計画は、災害救助法（昭和22年 法律第118号）に基づき知事が実施する災害救助事務等、防災に関する各種の計画を包含する総合的計画である。

### 第3節 計画の習熟

本市各部局及び関係機関は、この計画の遂行にあたってそれぞれの責務が十分に果たせるよう、平常時からこの計画の習熟に努める。また、住民への周知を図るため広報啓発活動に努める。

### 第4節 計画の進捗の把握

市は、地域防災計画に定めた事項について、市の行政評価の取り組みの中で、事務の進捗状況の把握に努める。行政評価の対象になっていない事項についても、可能な限り把握に努める。

## 第3章 災害の想定

### 第1節 災害の想定

この計画の策定にあたっては、本市における地勢、地質、気象等の自然条件に加え、人口、産業の集中等の社会的条件及び過去において発生した各種災害の経験を勘案し、発生し得るべき災害を想定し、これを基礎とした。

この計画の作成の基礎として想定した主な災害は、次のとおりである。なお、以下の各災害が複合的に発生する可能性も考慮するものとする。

- ・ 地震災害
- ・ 風水害
- ・ 事故等災害（林野火災、市街地災害、危険物等災害、突発的重大事故）

### 第2節 市域の概況

#### 1 自然的環境

##### (1) 位置、面積及び地勢

本市は、面積65.12km<sup>2</sup>、東西12.0km、南北8.7kmの広がりをもつ。また、北東は京都府八幡市、東は京都府京田辺市、南東部の一部は奈良県生駒市、南は交野市、南西は寝屋川市、北の一部は淀川を隔てて三島郡島本町、北西は高槻市に接している。

枚方市の人口、面積及び地勢

|        |     |                      |              |
|--------|-----|----------------------|--------------|
| 人      | 口   | 397,681人             |              |
| 面      | 積   | 65.12km <sup>2</sup> |              |
| 地<br>勢 | 位 置 | (東経) 135° 39'        | (北緯) 34° 48' |
|        | 範 囲 | (東西) 12.0km          | (南北) 8.7km   |
|        | 海 抜 | (最高) 330.0m          | (最低) 4.1m    |

資料：「第51回枚方市統計書（令和3年版）」

##### (2) 地 形

本市は、淀川の左岸、生駒山地の北部にのびる枚方丘陵上にあり、山間部から船橋川、穂谷川、天野川がそれぞれ南東から北西に流下して淀川に注いでいる。

地形的には、東部の標高100m以上の生駒山地延長部、それに続く50～100

mの山麓地帯・谷口扇状地、中央部の20～50mの沖積層丘陵・台地、20m以下の淀川低地帯をなす沖積平野の各地区に分けられる。

### (3) 地質構造

市域の地質は、おおむね地形と対応しており、低地の大部分は未固結の沖積層からなり、台地には段丘堆積物が分布する。丘陵地は大阪層群上部層と下部層から構成され、東部の山地は領家複合岩類から構成される。なお、山地や丘陵地の麓には扇状地堆積物が分布する。

#### ア 低地（淀川低地及びその他河川の低地）

淀川低地は、淀川によって形成された沖積平野であり、山崎付近の狭窄部で標高13m、枚方市南西部では標高2～4mとかなり低平である。自然堤防の発達には断片状で連続性に乏しく、デルタ（\*註三角州）的な氾濫平野となっている。なお、沖積層の厚さは、淀川上流部ほど薄くなっている。

市域におけるその他の主要な河川には船橋川、穂谷川、天野川があるが、大部分は天井川となっている。いずれの河川も上流部では台地、丘陵を開析して流下するが、下流部では沿川に低地を形成している。

#### イ 台地（交野台地）

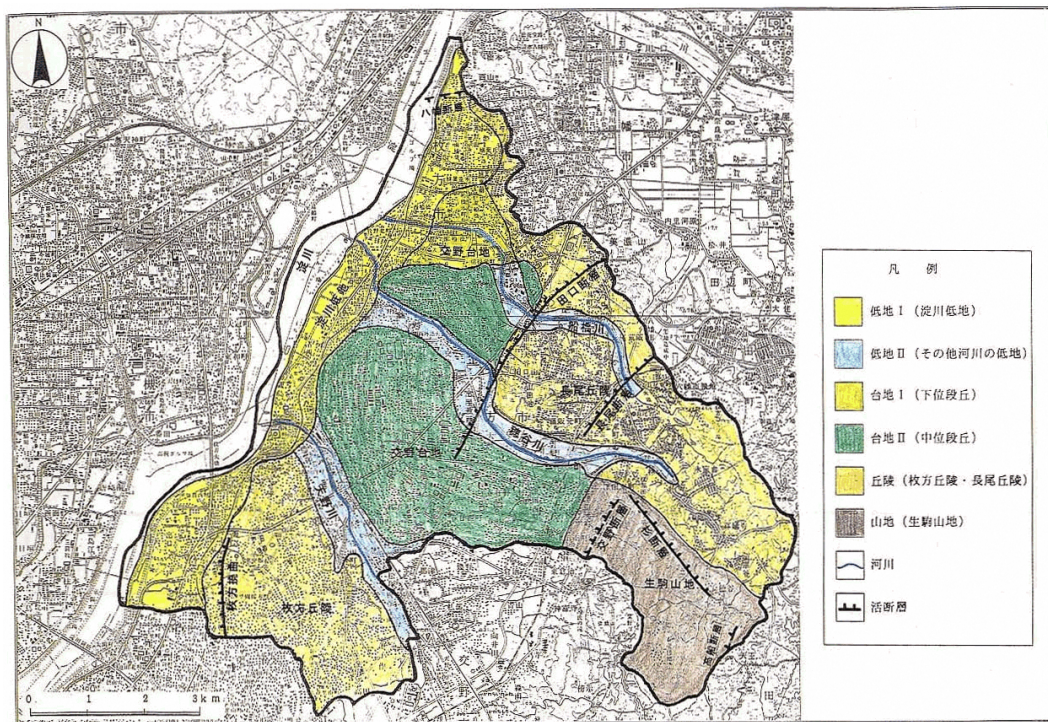
交野台地は市中央部に広がる標高20～50mの台地で、全体的に南東から北西に緩傾斜した海成段丘面である。台地は中宮付近を中心とする中位段丘と、船橋付近の下位段丘に区分でき、台地の構成物質は砂礫層と砂質粘土層（海成粘土）から構成される。

#### ウ 丘陵（枚方丘陵及び長尾丘陵）

枚方丘陵は市南東部に位置し、天野川の低地と淀川低地に挟まれた南北5～6km、東西1～4km、最高81.8m（香里ヶ丘8丁目付近）、平均50m前後の低高性を示す丘陵地である。なお、同丘陵は詳細にみれば丘陵と台地（段丘）に区分できる。丘陵地の大部分は人工改変され、原地形はほとんど残っていない。長尾丘陵は市東部から北部にかけて広がる丘陵地であるが、詳細にみれば標高50～100mの開析の進んだ台地（段丘）と、標高100～150mの小起伏丘陵地からなる。なお、京都府との境界付近に大規模な宅地造成が行われている。

#### エ 山地（生駒山地）

生駒山地は市域の東部に位置し、生駒山より連なる中起伏山地で、主に風化した花崗岩からなる山地である。市域では交野山（345.1m）付近が最も高く、標高は100～350mである。山麓には扇状地や土石流堆等の山麓堆積地形の発達が見られる。



(4) 断層

枚方市域の活断層

| 断層名  | 確実度 | 活動度 | 長さ (km) | 走向  | 変位上下       | 平均変位速度 (m/10 <sup>3</sup> 年) |
|------|-----|-----|---------|-----|------------|------------------------------|
| 八幡断層 | I   | B   | 2 km    | EW  | N          |                              |
| 長尾断層 | I   | C   | 3 km    | NE  | SE (15m)   | 0.08m/1000                   |
| 交野断層 | I   | B   | 10km    | NNE | E (>250m)  |                              |
| 杉断層  | I   | B   | 3 km    | NW  | SW (>100m) |                              |
| 枚方撓曲 | I   | B   | 6 km    | NS  | E (>50m)   |                              |
| 田口断層 | I   | B   | 5 km    | NE  | SW (10m)   | 0.1m/1000                    |
| 高船断層 | I   | C   | 4 km    | NNW | E          |                              |

注) 確実度：活断層の可能性が高いものから3ランクに分けて評価したもので、ランク I の断層は今後の地震予知の有力な手がかりとなる。

I：活断層であることが確実であるもの

II：活断層であると推定されるもの

III：活断層の疑いのあるリニアメント（線状地形）

活動度：ある活断層の過去における活動周期と、各地震時の変位量より1000年間の変位量に換算し、その変位量から活動の活発さの度合いをA、B、Cにランク分けしたもの

A：平均変位速度が 1 m/1000年以上 10m/1000年未満

B：平均変位速度が 0.1m/1000年以上 1 m/1000年未満

C：平均変位速度が0.01m/1000年以上 0.1m/1000年未満

資料：「新編 日本の活断層」（東大出版会 1991）

撓曲（とうきょく）：断層運動により基盤が変位したために、その上の堆積物が屈曲している構造をいう。（平野部などの厚い堆積物に覆われた地域では、地下部の岩盤上では食い違いを生じていても、その変位が地表まで伝わらず、屈曲するのみになっている場合が多い。）

(5) 気 象

本市の気候は瀬戸内式気候に属し、年平均気温は15℃前後で、これまでの最高気温は39.6℃（1994.8.8 15時）、最低気温は-7.1℃（1981.2.27 07時）が記録されている。

年間降水量は、平年値で1381.9mm、最大日降水量183.5mm（2018.7.5）である。降水については、6月下旬の梅雨、台風期を含む秋雨期に集中する傾向がある。

| 気 温   |      |      |      |      | 風 速             |      |     | 降水量          |            | 日照時間<br>年間<br>[平年値] |
|-------|------|------|------|------|-----------------|------|-----|--------------|------------|---------------------|
| 平 年 値 |      |      | 極 値  |      | 平均<br>[平<br>年値] | 最大   | 風向  | 年 間<br>[平年値] | 最大日降<br>水量 |                     |
| 日最高   | 日最低  | 平均   | 最高   | 最低   |                 |      |     |              |            |                     |
| ℃     | ℃    | ℃    | ℃    | ℃    | m/s             | m/s  | 16桁 | mm           | mm         | h                   |
| 21.3  | 12.0 | 16.2 | 39.6 | -7.1 | 1.8             | 19.3 | NNW | 1,389.5      | 183.5      | 1,912.2             |

資料：極値（1977.3月～2022.3月（降水量のみ1976.1月～2022.3月）：枚方地域気象観測所）  
 ：平年値（1991～2020）：枚方地域気象観測所

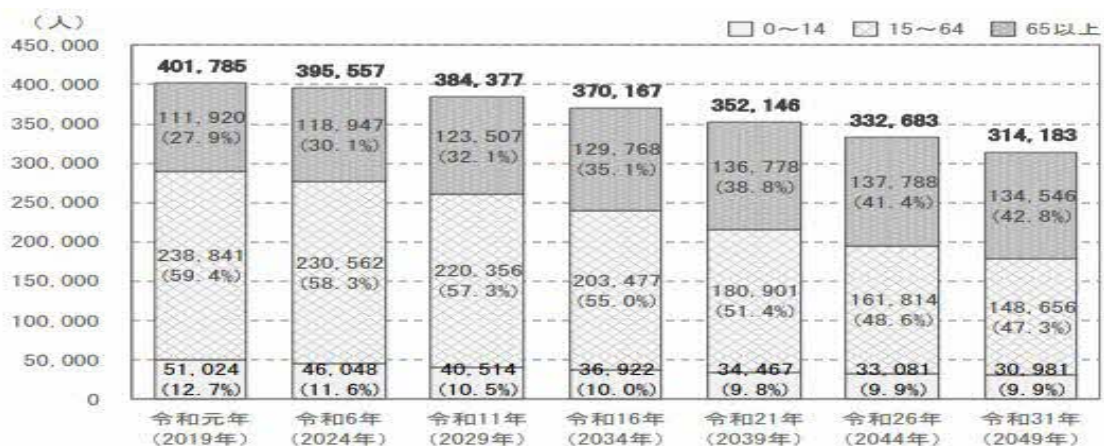
2 社会的条件

(1) 人 口

本市の人口は、住民基本台帳によると397,681人（令和4年1月1日現在）で、近年になって微減の傾向となっている。

【参考】年齢階層別の人口推計（枚方市人口推計調査報告書より抜粋）

年齢階層別の人口推計については、65歳以上の比率は令和6年（2024年）では30.1%ですが、10年後の令和16年（2034年）には35.1%、20年後の令和26年（2044年）には41.4%と4割を超えます。一方、0～14歳の比率については、少子化傾向により、令和6年（2024年）では11.6%であるのに対し、令和21年（2039年）には9.8%と1割を切ります。



【参考】世帯の種類・世帯人員別世帯数及び人数

(単位:世帯・人) (各年10月1日現在)

| 年次   | 総数※     |         | 普 通 世 帯 |         |        |        |        |        |        |       |     |     |    |       | 準世帯    |        |
|------|---------|---------|---------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|-----|-----|----|-------|--------|--------|
|      | 世帯数     | 世帯人員    | 総 数     |         | 1人     | 2人     | 3人     | 4人     | 5人     | 6人    | 7人  | 8人  | 9人 | 10人以上 | 世帯数    | 世帯人員   |
|      |         |         | 世帯数     | 世帯人員    |        |        |        |        |        |       |     |     |    |       |        |        |
| 1970 | 60,194  | 217,369 | 58,236  | 200,043 | 5,168  | 9,978  | 13,986 | 18,420 | 6,741  | 2,672 | 853 | 284 | 89 | 45    | 1,958  | 17,326 |
| 1975 | 85,601  | 297,618 | 83,798  | 282,443 | 9,056  | 13,181 | 18,736 | 29,185 | 9,492  | 2,899 | 906 | 258 | 59 | 26    | 1,767  | 15,114 |
| 1980 | 111,080 | 353,358 | 102,467 | 342,514 | 12,478 | 15,751 | 20,738 | 37,196 | 11,790 | 3,350 | 904 | 206 | 43 | 11    | 8,471  | 10,608 |
| 1985 | 120,849 | 382,257 | 113,497 | 371,885 | 15,432 | 18,782 | 22,469 | 38,646 | 13,582 | 3,411 | 956 | 158 | 48 | 13    | 7,303  | 10,232 |
| 1990 | 128,955 | 390,788 | 127,180 | 384,657 | 25,334 | 23,354 | 24,392 | 36,792 | 12,936 | 3,263 | 915 | 156 | 29 | 9     | 93     | 3,716  |
| 年次   | 総数※     |         | 一 般 世 帯 |         |        |        |        |        |        |       |     |     |    |       | 施設等の世帯 |        |
|      | 世帯数     | 世帯人員    | 総 数     |         | 1人     | 2人     | 3人     | 4人     | 5人     | 6人    | 7人  | 8人  | 9人 | 10人以上 | 世帯数    | 世帯人員   |
|      |         |         | 世帯数     | 世帯人員    |        |        |        |        |        |       |     |     |    |       |        |        |
| 1995 | 139,866 | 400,144 | 139,685 | 396,115 | 31,359 | 30,333 | 28,207 | 34,458 | 11,448 | 2,958 | 773 | 120 | 17 | 12    | 68     | 3,852  |
| 2000 | 147,934 | 402,563 | 146,795 | 396,862 | 34,153 | 36,777 | 31,415 | 31,338 | 9,972  | 2,414 | 613 | 100 | 10 | 3     | 109    | 4,320  |
| 2005 | 155,551 | 404,044 | 154,608 | 397,755 | 39,273 | 42,405 | 32,395 | 29,343 | 8,700  | 1,934 | 469 | 74  | 14 | 1     | 146    | 5,309  |
| 2010 | 163,983 | 407,978 | 163,830 | 401,684 | 45,538 | 48,219 | 32,857 | 27,541 | 7,608  | 1,635 | 348 | 72  | 11 | 1     | 153    | 6,294  |
| 2015 | 167,418 | 404,152 | 167,201 | 396,879 | 50,354 | 50,339 | 31,513 | 26,029 | 7,112  | 1,451 | 326 | 61  | 9  | 7     | 217    | 7,273  |
| 2020 | 172,253 | 397,289 | 172,035 | 388,973 | 56,274 | 54,698 | 30,371 | 23,107 | 6,135  | 1,148 | 236 | 55  | 6  | 5     | 218    | 8,316  |

1)※の総数には、世帯の区分不詳が含まれている。

資料:総務省統計局「国勢調査報告」

参考(世帯の種類)

|      | 一般世帯                                  | 施設等の世帯   |
|------|---------------------------------------|--|
| 普通世帯 | 居住と生計をともにしている人の集まり<br>一戸を構成して住んでいる単身者 |  |
| 準世帯  | 間借り・下宿などの単身者<br>会社などの独身寮の単身者          | 寮・寄宿舎の学生生徒、病院・療養所の入院者、社会施設の入所者、自衛隊の営舎内居住者、矯正施設の入所者、その他 |

【参考】流出・流入人口及び昼夜間人口

(単位:人) (各年10月1日現在)

| 年次   | 夜間人口<br>(1) | 流出人口<br>(2) | 流入人口<br>(3) | 増 減         |          | 昼間人口    | 昼間人口<br>指 数 | 昼間人口<br>人口密度 |
|------|-------------|-------------|-------------|-------------|----------|---------|-------------|--------------|
|      |             |             |             | (4)=(3)-(2) |          |         |             |              |
| 1995 | 399,967     | 130,511     | 51,862      |             | △ 78,649 | 321,318 | 80.3        | 4,938        |
| 2000 | 401,182     | 118,742     | 52,061      |             | △ 66,681 | 334,501 | 83.4        | 5,141        |
| 2005 | 403,064     | 112,487     | 52,520      |             | △ 59,967 | 343,097 | 85.1        | 5,272        |
| 2010 | 407,978     | 108,716     | 53,152      |             | △ 55,564 | 358,077 | 87.8        | 5,503        |
| 2015 | 404,152     | 100,889     | 54,022      |             | △ 46,867 | 359,078 | 88.8        | 5,514        |

1) 流出入口に、従業・通学市区町村「不詳・外国」及び従業地・通学地「不詳」を含む。

資料:総務省統計局「国勢調査報告」

(2) 土地利用

本市は、市域の全てが東部大阪都市計画区域に含まれており、昭和45（1970）年6月に市街化区域及び市街化調整区域を定める区域区分の当初の決定（いわゆる線引き）が行われ、それ以降に数回の見直しを経て、令和3（2021）年3月時点においては、都市計画区域の面積の約6,512ha に対して、約4,192ha（約64.4%）が市街化区域、約2,320ha（約35.6%）が市街化調整区域となっている。



## 第3節 自然災害の誘因

### 1 地震

文部科学省地震調査研究推進本部地震調査委員会では、主要な活断層や海溝型地震の活動間隔、次の地震の発生可能性〔場所、規模（マグニチュード）及び発生確率〕等の評価し、随時公表している。

これらの事項について、令和4年1月時点で本市に関わる事項を以下に示す。

#### (1) 活断層の長期評価の概要

##### 主要活断層帯の長期評価の概要（算定基準日 令和4年（2022年）1月1日）

|   | 断層帯名<br>(起震断層/活動区)         | 長期評価で<br>予想した<br>地震規模<br>(マグニチュード) | 我が国の主<br>な活断層に<br>おける相対<br>的評価 <sup>(注3)</sup> | 地震発生確率 <sup>(注1)</sup> |                    |                    | 地震後<br>経過率 <sup>(注2)</sup> | 平均活動間隔                                  |
|---|----------------------------|------------------------------------|--|------------------------|--------------------|--------------------|----------------------------|---|
|   |                            |                                    |  | 30年<br>以内              | 50年<br>以内          | 100年<br>以内         |                            | 最新活動時期                                  |
| ① | 中央構造線<br>断層帯<br>(五条谷区間)    | 7.3程度                              | Xランク   | 不明 <sup>(注4)</sup>     | 不明 <sup>(注4)</sup> | 不明 <sup>(注4)</sup> | 不明 <sup>(注4)</sup>         | 不明<br>約2200年前以後<br>－7世紀以前               |
| ② | 中央構造線<br>断層帯<br>(金剛山地東縁区間) | 6.8程度                              | Zランク   | ほぼ0%                   | ほぼ0%               | ほぼ0%               | 0.2-0.3                    | 約6000年<br>－7600年<br>1世紀以後<br>－3世紀以前     |
| ③ | 上町断層帯                      | 7.5程度                              | S*ランク  | 2%～3%                  | 3%～5%              | 6%～10%             | 1.1-2より大                   | 8000年程度<br>約28000年前<br>－9000年前          |
| ④ | 生駒断層帯                      | 7.0～7.5程度                          | Aランク   | ほぼ0%<br>～0.2%          | ほぼ0%<br>～0.3%      | ほぼ0%<br>～0.6%      | 0.2-0.5                    | 3000年<br>－6000年<br>400年頃以後<br>－1000年頃以前 |
| ⑤ | 有馬－<br>高槻断層帯               | 7.5程度<br>(7.5±0.5)                 | Zランク   | ほぼ0%<br>～0.04%         | ほぼ0%<br>～0.09%     | ほぼ0%<br>～0.4%      | 0.2-0.4                    | 1000年<br>－2000年程度<br>1596年慶長伏見<br>地震    |

注1：確率値は有効数字1桁で記述している。ただし、30年確率が10%台の場合は2桁で記述する。また「ほぼ0%」とあるのは $10^{-3}$ 未満の確率値を表す。

注2：最新活動（地震発生）時期から評価時点までの経過時間を、平均活動間隔で割った値。最新の地震発生時期から評価時点までの経過時間が、平均活動時間に達すると1.0となる。

注3：活断層における今後30年以内の地震発生確率が3%以上を「Sランク」、0.1%～3%を「Aランク」、0.1%未満を「Zランク」、不明（すぐに地震が起きることが否定できない）を「Xランク」と表記している。地震後経過率（注2）が0.7以上である活断層については、ランクに「\*」を付記している。

注4：平均活動間隔が判明していない等の理由により、地震発生確率及び地震後経過率を求めることができない。



(出典 (図) : 地震調査研究推進本部 地震動予測地図)

中央構造線断層帯地震について

中央構造線断層帯については、これまで6つの区間に分かれて活動するとして評価を行っていた（地震調査研究推進本部地震調査委員会，2011）。その後、同断層帯及び延長部の分布に関する新たな知見に基づき、これまでの各区間を9つの区間に再整理し、また、西端を九州側へ延長した豊予海峡―由布院区間を追加して、計10の区間の断層帯として評価を行った（地震調査研究推進本部地震調査委員会，2017）。また、これらは1つの断層帯として同時に活動する可能性もある。その場合はマグニチュード8.0程度もしくはそれ以上の地震が発生し、その長期確率は、10の区間が個別に活動する長期確率を超えることはないとは評価されている。

【参考（従来の評価）】

主要活断層帯の長期評価の概要（算定基準日 平成22年（2010年）1月1日）

| 断層帯名<br>(起震断層/活動区間)             | 長期評価で<br>予想した<br>地震規模<br>(マグニチュード) | 我が国の主な<br>活断層における<br>相対的評価 | 地震発生確率      |             |              | 平均活動間隔<br>最新活動時期           |
|---------------------------------|------------------------------------|----------------------------|-------------|-------------|--------------|----------------------------|
|                                 |                                    |                            | 30年<br>以内   | 50年<br>以内   | 100年<br>以内   |                            |
| 中央構造線断層帯<br>(金剛山地東縁<br>―和泉山脈南縁) | 8.0程度                              | 我が国の主な活断層の中では高いグループに属する    | ほぼ0%<br>～5% | ほぼ0%<br>～9% | ほぼ0%<br>～20% | 約2000年<br>―12000年<br>1―4世紀 |

【参 考】

1995年兵庫県南部地震発生直前における確率

| 断層帯名                                  | 発生した地震規模<br>(マグニチュード) | 地震発生確率   | 平均活動間隔      |
|---------------------------------------|-----------------------|----------|-------------|
|                                       |                       | 30年以内    |             |
| 六甲・淡路島断層帯主部<br>淡路島西岸区間<br>「野島断層を含む区間」 | 7.3                   | 0.02%～8% | 1700年～3500年 |

(2) 海溝型地震の長期評価の概要

調査研究が進むにつれ、従来考えられてきたような、「南海トラフで発生する地震は 100～200年に1回、ほぼ同じ領域で同様の規模で繰り返し発生する」という固有地震モデルが必ずしも成立しているとは限らないことが分かってきた。

本評価では、南海トラフをこれまでのような南海・東南海領域という区分をせず、南海トラフ全体を一つの領域として考え、この領域では大局的に100～200年で繰り返し地震が起きていると仮定して、地震発生の可能性を評価している。

海溝型地震の長期評価の概要（算定基準日 令和4年(2022年)1月1日）

| 領域または地震名 | 長期評価で予想した地震規模(マグニチュード) | 我が国の海溝型地震の相対的評価(注3) | 地震発生確率(注1) |          |               | 地震後経過率(注2) | 平均発生間隔(注1)               |
|----------|------------------------|---------------------|------------|----------|---------------|------------|--------------------------|
|          |                        |                     | 10年以内      | 30年以内    | 50年以内         |            | 最新発生時期(ポアソン過程を適用したものを除く) |
| 南海トラフ    | 8～9クラス                 | Ⅲ※ランク               | 30%程度      | 70～80%程度 | 90%程度もしくはそれ以上 | 0.86       | 次回までの標準的な値(注4)           |
|          |                        |                     |            |          |               |            | 88.2年                    |
|          |                        |                     |            |          |               |            | 73.0年前                   |

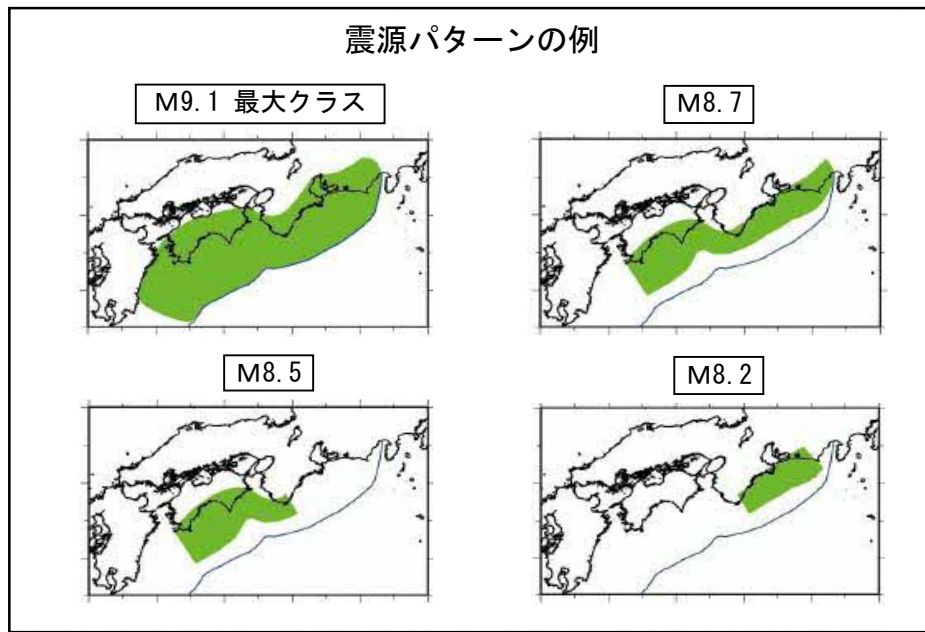
注1：これらの評価は、算定基準日を元に更新過程を適用。また、色丹島沖及び択捉島沖の地震、十勝沖から択捉島沖の海溝寄りのプレート間地震、千島海溝沿いのひとまわり規模の小さい地震及び沈み込んだプレート内の地震、宮城県沖のプレート間地震、日本海溝沿いのひとまわり規模の小さい地震（ただし、宮城県沖の陸寄りの地震（宮城県沖地震）を除く）、日本海溝沿いの海溝寄りのプレート間地震、日本海溝沿いの沈み込んだプレート内の地震及び海溝軸外側の地震、相模トラフ沿いのその他の南関東のM7程度の地震、日向灘および南西諸島海溝周辺の地震、日本海東縁部の秋田県沖の地震及び佐渡島北方沖の地震については、ポアソン過程を適用している。

確率値は有効桁数を1として計算結果を丸めて表記している。ただし、10%以上94.5%未満の場合は有効桁数を1とした値に「程度」を付けて記述する。また、94.5%以上の場合は「90%程度以上」と記述する。なお、「ほぼ0%」とあるのは、 $10^{-3}$ %未満の確率値を表す。

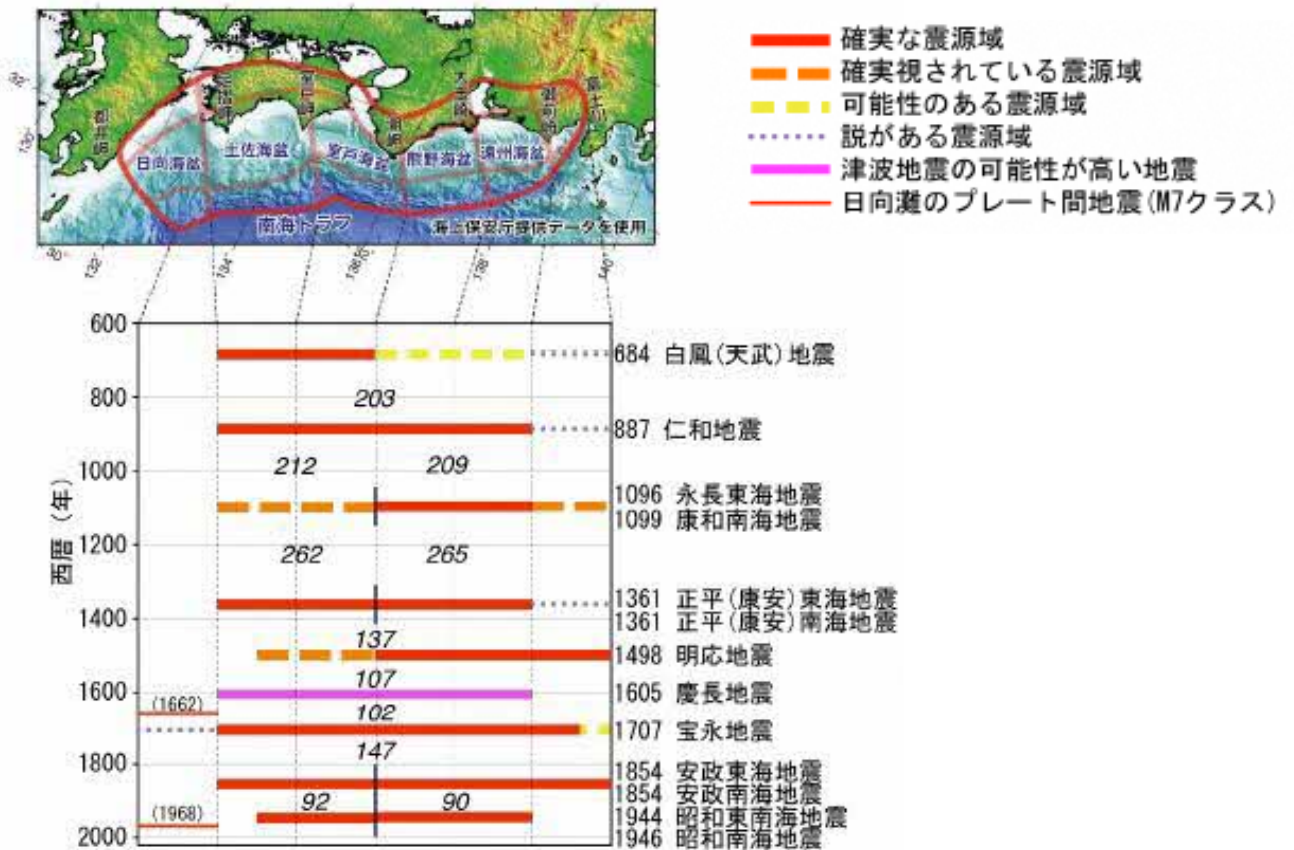
注2：地震後経過率：最新発生時期から評価時点までの経過時間を、平均発生間隔で割った値。最新の地震発生時期から評価時点までの経過時間が、平均発生間隔に達すると1.0となる。

注3：海溝型地震における今後30年以内の地震発生確率が26%以上を「Ⅲランク」、3%～26%未満を「Ⅱランク」、3%未満を「Ⅰランク」、不明（すぐに地震が起きることを否定できない）を「Xランク」と表記している。地震後経過率（注2）が0.7以上である海溝型地震については、ランクに「\*」を付記している。

注4：過去に起きた大地震の震源域の広がりには多様性があり、現在のところ、これらの複雑な発生過程を説明するモデルは確立されていないため、平成25年5月に公表した長期評価（第二版）では、前回の長期評価を踏襲し時間予測モデルを採用した。前の地震から次の地震までの標準的な発生間隔は、時間予測モデルから推定された88.2年を用いた。また、地震の発生間隔の確率分布はBPT（Brownian Passage Time）分布に従うと仮定して計算を行った。



(出典：南海トラフの地震活動の長期評価（第二版）概要資料 地震調査研究推進本部)



(出典：南海トラフの地震活動の長期評価（第二版）について 地震調査研究推進本部)

【参考（従来の評価）】  
 海溝型地震の長期評価の概要（算定基準日 平成24年（2012年）1月1日）

| 地震名   | 発生した地震規模<br>(マグニチュード) |       | 地震発生確率 |       |                       | 平均発生間隔                      |
|-------|-----------------------|-------|--------|-------|-----------------------|-----------------------------|
|       |                       |       | 10年以内  | 30年以内 | 50年以内                 | 最新発生時期                      |
| 南海地震  | 8.4前後                 | 同時    | 20%程度  | 60%程度 | 90%程度                 | 114.0年<br>(次回までの標準的な値90.1年) |
|       |                       |       |        |       |                       | 65.0年前                      |
| 東南海地震 | 8.1前後                 | 8.5前後 | 20%程度  | 70%程度 | 90%程度<br>もしくは<br>それ以上 | 111.6年<br>(次回までの標準的な値86.4年) |
|       |                       |       |        |       |                       | 67.1年前                      |

(3) 枚方市における地震の事例（平成30年6月18日 大阪北部地震）

平成30年6月18日7時58分、大阪府北部でマグニチュード6.1の地震が発生し、大阪市北区や高槻市、枚方市、茨木市、箕面市で大阪府内観測史上初となる震度6弱を観測したほか、近畿地方を中心に、関東地方から九州地方の一部にかけて震度5強～1を観測した。

この地震により、大阪府内で死者6人、負傷者369人（重傷者22名、軽傷者347名）、全壊21棟、大規模半壊7棟、半壊598棟、一部損壊60,908棟の建物被害が生じた。

本市における被害状況は以下のとおりであった。

枚方市における人的被害及び建物被害

|    | 人的被害（人） |     |     | 建物被害（棟） |    |       |
|----|---------|-----|-----|---------|----|-------|
|    | 死者      | 重傷者 | 軽傷者 | 全壊      | 半壊 | 一部損壊  |
| 合計 | 0       | 0   | 23  | 1       | 12 | 7,043 |

※建物被害は、平成31年4月1日現在の罹災証明書発行件数による

## 2 台風

平成30年7月の台風12号では、観測史上最大の瞬間風速26.6km/hを記録し、同年9月の台風21号では、最大瞬間風速40.2km/h（平均19.3km/h）と、早くも記録を更新するなど、近年、台風の大型化が顕著となっている。気象庁気象研究所の最近の研究結果「21世紀末の将来予測」においても、「日本付近の台風は数が減少し、強い台風が増加する傾向にある」とされている。

台風を「雨台風」や「風台風」と呼ぶことがあるが、一般に、台風が通り過ぎた後の被害によって分類するのが妥当であり、異常気象が目立つようになった現

在では、進路の違いにより雨台風か風台風かという判断は難しくなった。実際の台風はそのどちらも強いいため、事前にどちらになるのかを言い切ることは非常に難しい。

### (1) 近年の典型的な事例

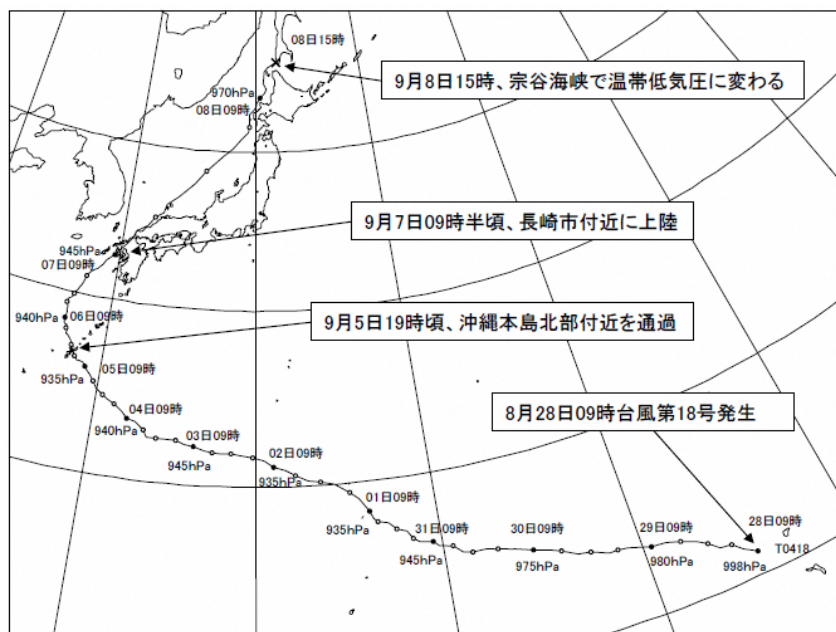
強風災害と大雨災害をもたらした台風について近年の典型的な事例を示す。

#### ア 強風災害をもたらした台風の事例（平成16年台風第18号）

日本列島は台風進行方向の右側に位置することになり、台風の風に台風の移動速度が重なって生じる強い風にさらされた。

この台風により、広島では最大瞬間風速60.2メートルを記録するなど、瀬戸内沿岸や西日本と北日本の広い範囲で強風被害や高潮・高波被害が生じた。世界文化遺産である広島県の厳島神社の一部倒壊はこの台風の脅威を象徴する出来事となった。

平成16年台風第18号経路図



(出典 (経路図) : 気象庁 災害時自然現象報告書 2004年第3号)

#### イ 大雨災害をもたらした台風の事例（平成23年台風第12号）

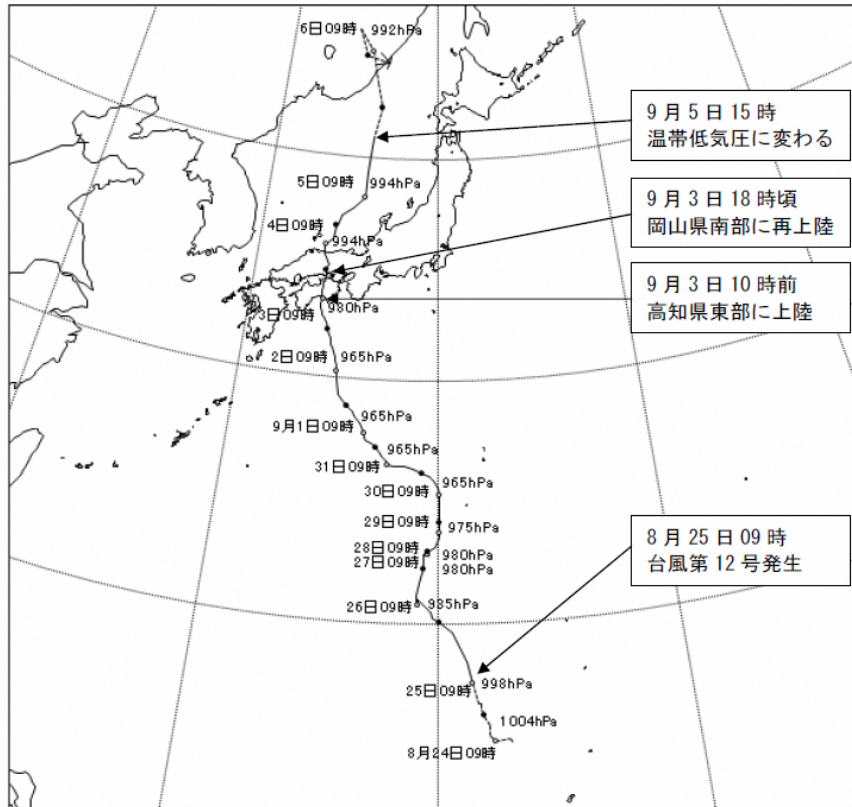
台風が南北に気温に差ができる中緯度に接近すると、台風の東側に流れる南風が暖気を北に向かって押し上げ、温暖前線が発生する。これによって、台風の進行方向前面（典型的には台風の北東側）で降水域が拡大する。台風の通り道にあたる地域では必然的に長時間にわたって雨が降り続くことになるので豪雨災害が発生しやすくなる。

これに加え、台風第12号では、台風の移動速度が遅く自転車並の速度であったこと、水平スケールが平均的な台風よりかなり大きかったことから、紀伊半島を中心に長時間の降雨が続き、記録的な大雨となり、河川の氾濫、土

砂災害が多数発生した。また、紀伊半島の大雨は地形の影響を大きく受けたものであると考えられている。

総降水量は、紀伊半島を中心に広い範囲で1000mmを超え、奈良県上北山村上北山では最大72時間降水量が1652.5mmと、1976年からの統計開始以来の国内の観測記録である1322mm（宮崎県美郷町神門）を上回った。

平成23年台風第12号経路図



(出典 (経路図) : 気象庁資料 (平成23年9月7日) 台風第12号による大雨)

(2) 枚方市における台風の事例

- ア 平成25年9月15日～9月16日 台風第18号による大雨  
 台風に伴う雨雲の影響で、四国から北海道の広い範囲で大雨となった。  
 枚方市での15日から16日にかけての降雨量は、枚方津田高校観測局で最大時間雨量68mm、日積算雨量188mm、総雨量348mmを記録した。

浸水被害状況

| 床上浸水 | 床下浸水   |
|------|--------|
| 50戸  | 1,233戸 |



また、気象庁の地域気象観測所（枚方）では、最大3時間降水量、最大24時間降水量及び最大48時間降水量が観測史上1位を更新した。

#### 観測史上1位を更新した降水量（地域気象観測所（枚方））

| 要素名                              | (mm)  | 月日   | 時分    | これまでの観測史上1位 |            |
|----------------------------------|-------|------|-------|-------------|------------|
|                                  |       |      |       | (mm)        | 年月日        |
| 最大3時間降水量<br>(9月15日00時～9月16日24時)  | 111.5 | 9/16 | 00:20 | 109.5       | 2012/08/14 |
| 最大24時間降水量<br>(9月15日00時～9月17日24時) | 283.5 | 9/16 | 09:10 | 181         | 1999/08/11 |
| 最大48時間降水量<br>(9月15日00時～9月17日24時) | 311.5 | 9/17 | 01:30 | 223         | 1998/10/18 |

（出典：気象庁資料（平成25年9月18日） 台風第18号による大雨）

#### イ 平成30年9月4日 台風第21号による強風

4日正午頃に徳島県南部に上陸した台風第21号は、非常に強い勢力のまま北上を続け、本市内では、人的被害（軽症）11人、建物被害（罹災証明交付）4,763件（全壊5件、半壊8件、一部損壊4,750件）、道路被害392件、公園等被害134件、倒木等被害139件、学校などの公共施設被害150件、停電16,300件、と近年にない被害が発生し、市内43箇所の指定避難所には計236人の避難者が避難する事態となった。

なお、この台風第21号により甚大な被害が発生した背景として、室戸台風や第2室戸台風以降に吹かなかつた強風が吹いたこと、そのような強風の経験をしていなかった建物が損害を受けたこと、損害を受けたことによって発生した飛来物がさらに被害を拡大と停電を招いたこと、などが挙げられる。

### 3 局地的大雨と集中豪雨

気象庁によると、1970年代後半から全国約1,300箇所の地域気象観測所（アメダス）において観測した1時間降水量50mmおよび80mm以上の短時間強雨の発生回数を年ごとに集計し、ここ30年余りの長期的な変化傾向をみると、連続する10年程度の平均は少しずつ増加してきている。

#### （1）局地的大雨とは

ア 大気の状態が不安定なとき、単独の積乱雲が発達することによって起きるもので、一時的に雨が強まり、局地的に数十mm程度の総雨量となる。ひとつの積乱雲の寿命は発生から1時間程度であり、雨を降らせたのち消滅する。

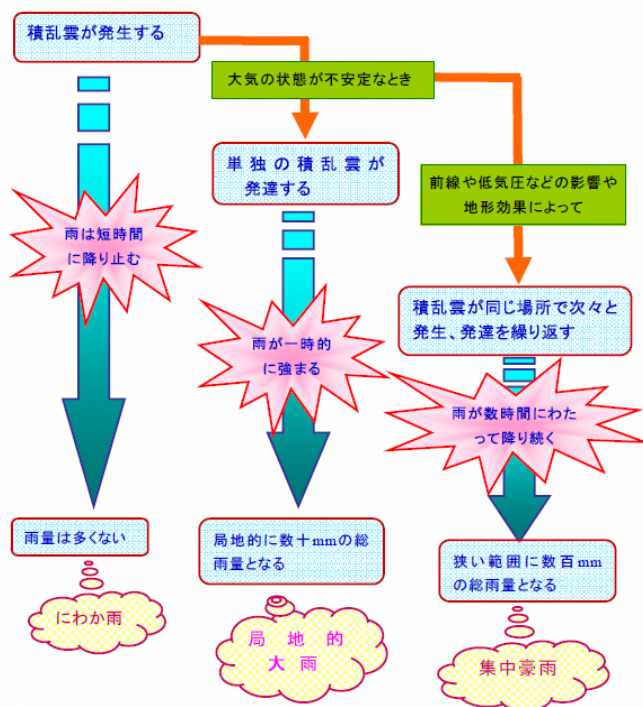
イ 発生前の予測が困難でゲリラ豪雨と呼ばれることもある。

#### （2）集中豪雨とは

ア 大気の状態が不安定なとき、前線や低気圧などの影響や雨を降らせやすい地形の効果によって、積乱雲が同じ場所で次々と発生・発達を繰り返すこと

により起きるもので、激しい雨が数時間にわたって降り続き、狭い地域に数百mmの総雨量となる。

イ 集中豪雨がどこで発生するのは予測が困難である。



(出典 (図) : 局地的大雨から身を守るために 平成21年2月 気象庁)

#### 「大気の状態が不安定」とは

「下層(地表面付近)へ暖かく湿った空気が流入したとき」や「上層(上空)へ冷たい空気が流入したとき」で、下層の大気が軽く上層は重いという、このような気象状況を「大気の状態が不安定」という。

例えば地表面が太陽などで暖められることにより上昇気流が発生するが、「大気の状態が不安定」な状況では、上昇気流が強まり、積乱雲が発達し大雨になりやすい。

#### (3) 局地的大雨や集中豪雨による水害の特徴

局地的大雨や集中豪雨に伴う短時間にまとまって降る強い雨による水害には、次のような特徴がある。

##### ア 短い時間で危険な状態になる

水が集まり流れる場所である河川、溪流、下水管、用水路などでは、短時間に強い雨が降ることや周りから降った雨が流れ込むことで、数分～数十分で危険な状態になる場合がある。神戸市都賀川の事故では、10分間で約1m30cmも水位が上昇した。

##### イ 離れた場所での雨が影響する場合がある

河川、溪流、下水管、用水路などでは、自分の居る場所で強い雨が降って

いなくても、上流など離れた場所で降った雨が流れてくることによって、危険な状態になる場合がある。多摩川のような大きな川でも、40分間で約30cmも水位が上昇した。

ウ 注意報や警報の発表に至らない雨でも災害が発生する場合がある

河川、溪流、下水管、用水路などでは、わずかな雨でも危険になるおそれがある。このような場所では、大雨や洪水の警報・注意報の発表基準に達しない雨量でも災害が発生する場合がある。東京都豊島区の下水道工事での事故は、大雨注意報の発表基準より少ない雨量で起きている。

(出典：局地的大雨から身を守るために 平成21年2月 気象庁 他)

(4) 枚方市における局地的大雨の事例（平成20年8月6日 大気の状態不安定による大雨）

近畿地方に南から暖かく湿った空気が流れ込んで大気の状態が不安定となり、さらに、日射が強く府内の多くの地点で最高気温が35度を超えるなどしたため、地表面が暖められて上昇気流が強まった。

枚方市では発達した積乱雲により局地的大雨となり、気象庁の気象観測所（枚方）で、観測史上1位（当時）を更新する最大1時間降水量71.5mmを記録した。

#### 浸水被害状況

| 床上浸水 | 床下浸水   |
|------|--------|
| 119戸 | 2,042戸 |

#### 観測史上1位を更新した降水量（地域気象観測所（枚方））

| 要素名      | (mm) | 月日  | 時分    | これまでの観測史上1位 |            |
|----------|------|-----|-------|-------------|------------|
|          |      |     |       | (mm)        | 年月日        |
| 最大1時間降水量 | 71.5 | 8/6 | 17:40 | 68          | 1979/09/30 |

(出典：気象庁資料（平成20年8月13日） 大気の状態不安定による大雨)

(5) 枚方市における集中豪雨の事例（平成24年8月13日～8月14日 前線による大雨）

前線が日本海から西日本に南下し、この前線に向かって南から暖かく湿った空気が流れ込んだため、大気の状態が非常に不安定となった。

前線に向かって暖かく湿った空気が継続して流れ込むことにより枚方市及び周辺市の範囲で、積乱雲が発生・発達を繰り返し、集中豪雨となった。

枚方市では、枚方消防署川越出張所で本市観測史上最多を更新する最大1時間降水量108.5mmを記録した。

### 浸水被害状況

| 床上浸水 | 床下浸水    |
|------|---------|
| 297戸 | 約3,200戸 |

また、気象庁の地域気象観測所（枚方）では、最大1時間降水量、最大3時間降水量が観測史上1位を更新した。

### 観測史上1位を更新した降水量（地域気象観測所（枚方））

| 要素名      | (mm)  | 月日   | 時分    | これまでの観測史上1位 |            |
|----------|-------|------|-------|-------------|------------|
|          |       |      |       | (mm)        | 年月日        |
| 最大1時間降水量 | 91.0  | 8/14 | 06:20 | 71.5        | 2008/08/06 |
| 最大3時間降水量 | 109.5 | 8/14 | 08:10 | 100         | 1999/08/11 |

（出典：気象庁資料（平成24年8月15日） 前線による大雨）

## 4 竜巻等

積乱雲の下では、竜巻等の激しい突風や雷などの激しい現象が発生することがある。

竜巻は、日本では、平均して年に20個程度の発生が確認されており、一市町村でみた発生率は90年に一度程度のまれな現象であるが、一度発生すると家屋の倒壊や車両の転倒、飛来物の衝突などにより、短時間でたいへん大きな人的、物的な被害をもたらすことがある。

- （1）竜巻などの激しい突風の予測は難しく、竜巻注意情報の適中率は5%前後であり、また、竜巻注意情報の対象区域内でも竜巻など突風の起こりやすさは一様ではない。
- （2）竜巻などの現象は、発現時間が短く、発現場所も極めて狭い範囲に限られ、これを正確に事前に予想することは困難なため、住民一人ひとりの判断で身の安全を確保することが重要となる。
- （3）竜巻注意情報が発表された場合には、周囲の空の状況に注意し、ア～オに示す積乱雲が近づく兆候が確認された場合には、頑丈な建物に避難するなどの身の安全を確保する行動をとる。
  - ア 空が暗くなる
  - イ 大粒の雨が降り出す
  - ウ 雷の音が聞こえる
  - エ ヒヤッとした風が吹き出す
  - オ ひょうが降る

（出典：積乱雲に伴う激しい現象の住民周知に関するガイドライン 平成25年4月 気象庁）

## 第4節 地震被害の想定

### 1 大阪府による被害想定

大阪府では、活断層による直下型地震及び海溝型地震を想定し、下表に示すとおり被害を想定している。

府全域の活断層及び海溝型地震による被害想定（府実施）

| 項目          |         | 想定地震 | 上町断層帯<br>地震A | 上町断層帯<br>地震B | 生駒断層帯<br>地震 | 有馬高槻<br>断層帯地震 | 中央構造線<br>断層帯地震 |
|-------------|---------|------|--------------|--------------|-------------|---------------|----------------|
| 地震の<br>規模   | マグニチュード |      | 7.5～7.8      | 7.5～7.8      | 7.3～7.7     | 7.3～7.7       | 7.7～8.1        |
|             | 震度      |      | 4～7          | 4～7          | 4～7         | 3～7           | 3～7            |
| 建物全半壊<br>棟数 | 全壊      |      | 362,576棟     | 219,222棟     | 275,316棟    | 85,700棟       | 28,142棟        |
|             | 半壊      |      | 329,455棟     | 212,859棟     | 244,221棟    | 93,222棟       | 41,852棟        |
| 出火件数        |         |      | 268(538)     | 127(254)     | 176(349)    | 52(107)       | 7(20)          |
| 死傷者数        | 死者      |      | 12,728人      | 6,281人       | 9,777人      | 2,521人        | 338人           |
|             | 負傷者     |      | 148,833人     | 90,547人      | 101,294人    | 45,905人       | 16,194人        |
| 罹災者数        |         |      | 2,662,962人   | 1,514,995人   | 1,900,441人  | 743,066人      | 229,628人       |
| 避難所生活者数     |         |      | 813,924人     | 454,068人     | 569,129人    | 217,440人      | 66,968人        |
| ライフライン      | 停電      |      | 2,003,019軒   | 601,271軒     | 886,814軒    | 408,322軒      | 147,911軒       |
|             | ガス供給停止  |      | 2,931千戸      | 1,276千戸      | 1,420千戸     | 642千戸         | 83千戸           |
|             | 水道断水    |      | 544.6万人      | 372.0万人      | 489.6万人     | 230.0万人       | 110.5万人        |
|             | 電話不通    |      | 913,031加入者   | 417,047加入者   | 447,174加入者  | 171,112加入者    | 78,889加入者      |

※出火件数は夕刻発生の地震後1時間の件数（ ）は1日の件数  
 死者、負傷者数は建物被害（早朝）・火災（夕刻、超過確率1%風速）・交通被害（朝ラッシュ時）  
 によるものの合計

（大阪府自然災害総合防災対策検討（地震被害想定）報告書（平成19年3月）より作成）

また府では、府全域に及ぶ被害想定とともにこれを市町村ごとに想定している。  
以下の表に本市に係わる想定を示す。

枚方市における被害の想定（府実施）

| 想定地震<br>項目 | 上町断層帯<br>地震A | 上町断層帯<br>地震B | 生駒断層帯<br>地震 | 有馬高槻<br>断層帯地震 | 中央構造線<br>断層帯地震 |
|------------|--------------|--------------|-------------|---------------|----------------|
| 枚方市域の震度    | 5強～6強        | 4～6弱         | 5強～7        | 5強～7          | 4～5強           |
| 全壊棟数       | 2,842棟       | 10棟          | 20,829棟     | 13,986棟       | 3棟             |
| 半壊棟数       | 5,247棟       | 31棟          | 21,088棟     | 14,943棟       | 10棟            |
| 建物被害計      | 8,089棟       | 41棟          | 41,917棟     | 28,929棟       | 13棟            |
| 炎上出火件数     | 1(2)件        | 0(0)件        | 11(22)件     | 8(16)件        | 0(0)件          |
| 死者         | 13人          | 0人           | 373人        | 208人          | 0人             |
| 負傷者        | 1,634人       | 10人          | 5,104人      | 4,155人        | 2人             |
| 罹災者数       | 30,533人      | 170人         | 161,420人    | 110,911人      | 44人            |
| 避難所生活者数    | 8,855人       | 50人          | 46,812人     | 32,165人       | 13人            |
| 停電         | 14,969軒      | 104軒         | 124,450軒    | 54,470軒       | 0軒             |
| ガス供給停止     | 41千戸         | 0千戸          | 161千戸       | 83千戸          | 0千戸            |
| 水道断水       | 9.9万人        | 0.1万人        | 26.1万人      | 22.4万人        | 0.0万人          |
| 電話不通       | 10,103加入者    | 561加入者       | 75,776加入者   | 10,103加入者     | 0加入者           |

※出火件数は夕刻発生の地震後1時間の件数（ ）は1日の件数

死者、負傷者数は建物被害（夕刻）・火災（夕刻、超過確率1%風速）によるものの合計

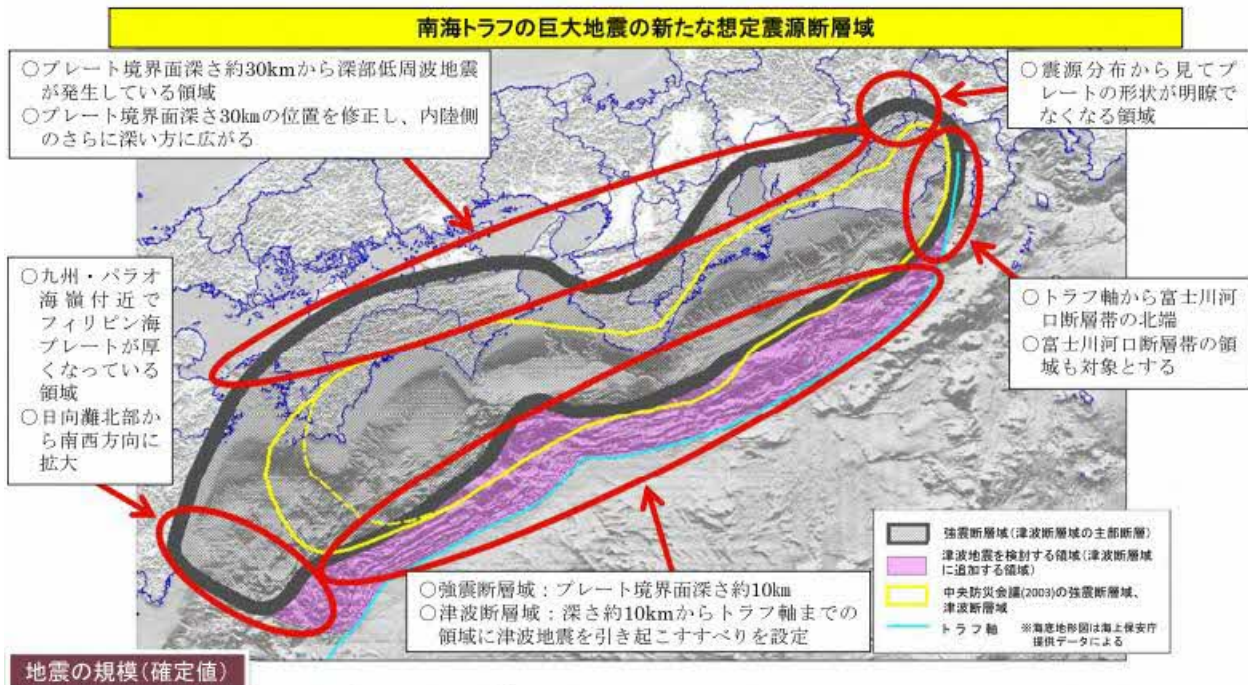
（大阪府自然災害総合防災対策検討（地震被害想定）報告書（平成19年3月）より作成）

## 2 南海トラフ巨大地震の被害想定

南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会（大阪府防災会議）は、想定外といわれる東北地方太平洋沖地震の発生に鑑み、地震・津波の想定はあらゆる可能性を考慮した最大クラスを想定した。

### (1) 想定震源断層域

想定震源断層域は、国の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」公表のもの。



地震の規模(確定値)

|                 | 南海トラフの巨大地震(強震断層域)   | 南海トラフの巨大地震(津波断層域)   | 参考                                     |  |   |                      |
|-----------------|---------------------|---------------------|--|--|---|----------------------|
|                 |                     |                     | 2011年東北地方太平洋沖地震                        | 2004年スマトラ島沖地震                            | 2010年チリ中部地震                                   | 中央防災会議(2003)強震断層域    |
| 面積              | 約11万km <sup>2</sup> | 約14万km <sup>2</sup> | 約10万km <sup>2</sup><br>(約500km×約200km) | 約18万km <sup>2</sup><br>(約1200km×約150km)  | 約6万km <sup>2</sup><br>(約400km×約140km)         | 約6.1万km <sup>2</sup> |
| モーメントマグニチュード Mw | 9.0                 | 9.1                 | 9.0<br>(気象庁)                           | 9.1 (Ammon et al., 2005)<br>[9.0 (理科年表)] | 8.7 (Pulido et al., in press)<br>[8.8 (理科年表)] | 8.7                  |

### (2) 最大震度

|      | 府域             | 市域 |
|------|----------------|----|
| 最大震度 | 6強(泉南市、阪南市、岬町) | 6弱 |

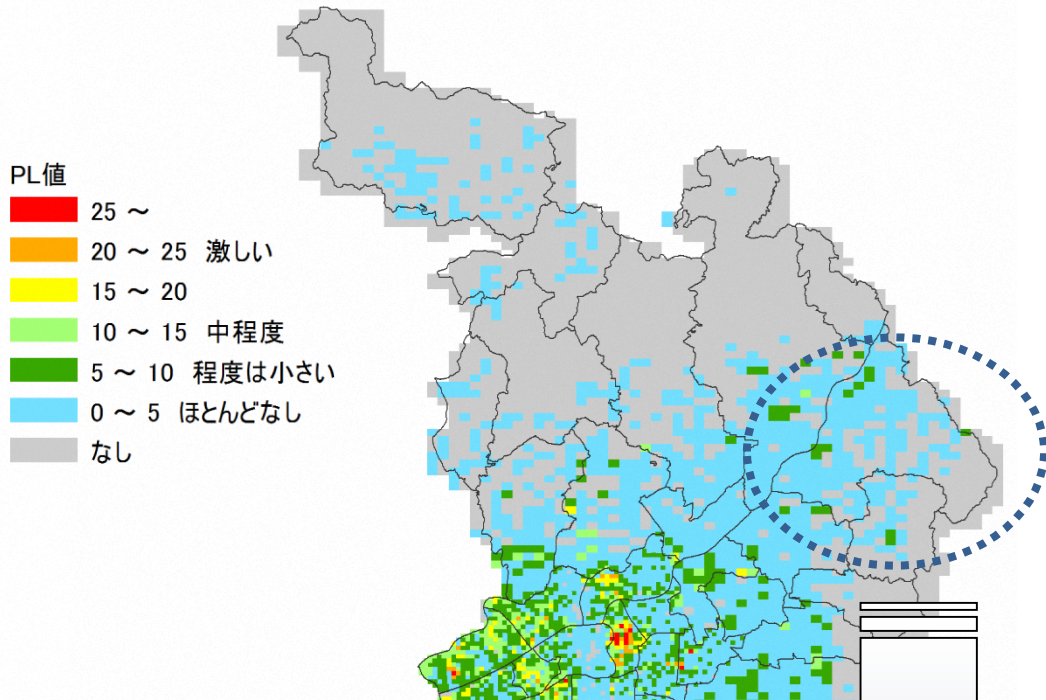
### (3) 津波浸水想定

|             | 府域     | 市域  |
|-------------|--------|-----|
| 津波浸水面積 (ha) | 11,072 | 0.0 |

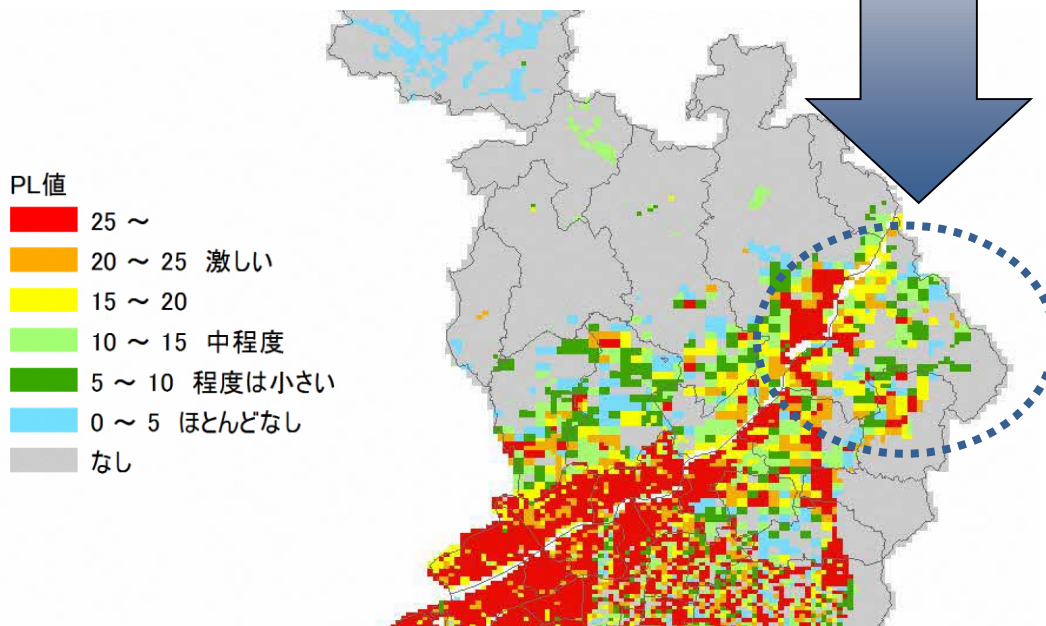
※本市は津波被害を受けない。

(4) 液状化の可能性

【参考】東南海・南海地震 (H19.3 大阪府地震被害想定) (Mw=8.6)



8 / 8 (Mw=9.0) (大阪府公表資料)





(5) 建物被害

|                | 府域      |         | 市域    |        |
|----------------|---------|---------|-------|--------|
|                | 全壊棟数    | 半壊棟数    | 全壊棟数  | 半壊棟数   |
| 揺れによる被害(棟)     | 15,375  | 160,378 | 967   | 9,480  |
| 液状化による被害(棟)    | 71,091  | 181,566 | 887   | 3,341  |
| 津波による被害(棟)     | 31,135  | 116,925 | 0     | 0      |
| 急傾斜地崩壊による被害(棟) | 79      | 105     | 9     | 11     |
| 地震火災による被害(棟)   | 61,473  |         | 4     |        |
| 合計(棟)          | 179,153 | 458,975 | 1,867 | 12,832 |

(6) 人的被害

|                               | 府域      |        | 市域  |       |
|-------------------------------|---------|--------|-----|-------|
|                               | 死者数     | 負傷者数   | 死者数 | 負傷者数  |
| 建物倒壊による被害(人)                  | 735     | 21,972 | 45  | 1,153 |
| 津波による被害(人)                    | 132,967 | 63,945 | 0   | 0     |
| 急傾斜地崩壊による被害(人)                | 2       | 2      | 1   | 1     |
| 地震火災による被害(人)                  | 176     | 3,526  | 1   | 0     |
| ブロック塀・自動販売機等の転倒、屋外落下物による被害(人) | 11      | 1,155  | 2   | 62    |
| 合計(人)                         | 133,891 | 90,600 | 49  | 1,216 |

(7) ライフライン被害

|                   | 被災直後 |              | 1日後  |      | 4日後  |      | 7日後  |      | 1ヶ月後 |      |
|-------------------|------|--------------|------|------|------|------|------|------|------|------|
|                   | 府域   | 市域           | 府域   | 市域   | 府域   | 市域   | 府域   | 市域   | 府域   | 市域   |
| 上水道<br>(断水率%)     | 94.0 | 100.0<br>(注) | 45.2 | 63.2 | 43.0 | 61.0 | 40.6 | 58.4 | 14.3 | 23.8 |
| 下水道<br>(機能支障率%)   | 4.1  | 3.4          | 4.1  | 3.4  | 3.1  | 2.9  | 1.7  | 2.4  | 0.0  | 0.0  |
| 電力<br>(停電率%)      | 49.0 | 49.0         | 9.6  | 2.5  | 2.0  | 0.6  | 0.5  | 0.0  | 0.0  | 0.0  |
| 都市ガス<br>(供給停止率%)  | 17.4 | 66.1         | 17.4 | 66.1 | 16.9 | 66.1 | 16.1 | 66.1 | 2.4  | 0.0  |
| 固定電話<br>(不通契約数%)  | 55.7 | 63.2         | 15.1 | 3.2  | 9.0  | 2.1  | 7.5  | 2.1  | 3.3  | 0.0  |
| 携帯電話<br>(停波基地局率%) | 48.5 | 61.0         | 14.1 | 2.4  | 6.5  | 0.6  | 5.3  | 0.0  | 5.3  | 0.0  |

注) 南海トラフ巨大地震の被害想定の上水断水率100.0%は、平成25年8月に大阪府が想定した津波による塩水遡上の影響を評価した結果であるが、後に大阪広域水道企業団などが行った詳細なシミュレーションでは、塩水による影響は枚方市域まで及ばないと判断されている。

(8) 道路被害箇所数

|            | 府域     | 市域    |
|------------|--------|-------|
| 道路総延長 (km) | 23,338 | 1,041 |
| 被害箇所数 (箇所) | 1,883  | 77    |

(9) 道路閉塞率

|                  | 5.5m以上13.0m未満 |       | 3.0m以上5.5m未満 |       | 3.0m未満 |     |
|------------------|---------------|-------|--------------|-------|--------|-----|
|                  | 府域            | 市域    | 府域           | 市域    | 府域     | 市域  |
| 道路幅員別<br>延長 (km) | 6,001         | 198.4 | 15,038       | 786.5 | 132    | 4.5 |
| 道路幅員別<br>閉塞率 (%) | 2.0           | 1.1   | 6.1          | 3.5   | 13.0   | 7.5 |

(10) 避難者数

|          | 1日後       |        | 1週間後      |        | 1ヶ月後      |        |
|----------|-----------|--------|-----------|--------|-----------|--------|
|          | 府域        | 市域     | 府域        | 市域     | 府域        | 市域     |
| 避難所 (人)  | 1,177,950 | 6,105  | 1,060,807 | 34,059 | 574,567   | 28,589 |
| 避難所外 (人) | 640,465   | 4,070  | 651,901   | 34,059 | 1,340,656 | 66,708 |
| 合計 (人)   | 1,818,415 | 10,174 | 1,712,708 | 68,118 | 1,915,224 | 95,297 |

(11) 帰宅困難者数

|            | 府域        | 市域     |
|------------|-----------|--------|
| 帰宅困難者数 (人) | 1,463,128 | 35,079 |

(12) 物資必要量

|               | 備蓄量        |         | 必要量        |           | 不足量 (7日間)  |           |            |           |
|---------------|------------|---------|------------|-----------|------------|-----------|------------|-----------|
|               | 府          | 市       | 府域         | 市域        | 府域         | 市域        |            |           |
| 毛布<br>(枚)     | 1,261,326  | 61,110  | 1,849,015  | 20,349    | 587,689    | -40,761   |            |           |
|               | 備蓄量        |         | 1日～3日間     |           | 4日～7日間     |           | 不足量 (7日間)  |           |
|               | 府          | 市       | 府域         | 市域        | 府域         | 市域        | 府域         | 市域        |
| 飲料水<br>(リットル) | 16,292,791 | 725,086 | 60,568,646 | 3,517,661 | 45,034,530 | 2,945,272 | 89,310,385 | 5,737,846 |
| 食料<br>(食)     | 12,097,114 | 51,174  | 19,638,880 | 109,884   | 24,662,989 | 980,899   | 32,204,755 | 1,039,609 |

※不足量のマイナス表示は余剰分を示す。

(13) 医療機能 冬18時

|            | 府域     | 市域 |
|------------|--------|----|
| 転院患者数（人）   | 4,097  | 97 |
| 医療対応不足数（人） | 70,481 | 0  |

(14) 災害廃棄物等 冬18時

|            |               | 府域      | 市域   |
|------------|---------------|---------|------|
| 災害廃棄物（万 t） | 揺れによる発生量      | 161.7   | 10.3 |
|            | 液状化による発生量     | 749.1   | 9.4  |
|            | 津波による発生量      | 331.0   | 0.0  |
|            | 急傾斜地崩壊による発生量  | 0.3     | 0.1  |
|            | 火災による発生量      | 605.3   | 0.0  |
|            | 合計            | 1,847.4 | 19.8 |
| 津波堆積物（万 t） | 最小値(堆積高2.5cm) | 353.9   | 0.0  |
|            | 最大値(堆積高4.0cm) | 566.8   | 0.0  |

(15) エレベーター内閉じ込め

|               | 府域     | 市域    |
|---------------|--------|-------|
| エレベーター設置台数（基） | 73,751 | 1,579 |
| エレベーター停止台数（基） | 11,924 | 294   |

（出典： 南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会 資料）

## 第5節 風水害等災害の想定

風水害の原因となるものは、集中豪雨等の大雨、台風等が考えられ、想定される主な災害は次のとおりである。

### 1 集中豪雨等の大雨による災害

#### (1) 河川の氾濫による浸水、低地の排水不良による浸水

##### ア 淀川、木津川

淀川、木津川は、国により洪水予報河川に指定されており、洪水のおそれがあるときには淀川洪水予報が出される。また、水防法の規定による浸水想定区域図が公表されており、これに基づいて市は洪水予報の伝達方法、指定緊急避難場所その他円滑な避難の確保を図るために必要な事項を定める。

##### ○ 淀川水系浸水想定区域図（淀川の外水氾濫による浸水）

淀川については、枚方地点上流域の24時間総雨量360mm、木津川については、加茂地点上流域の12時間総雨量358mmの想定最大規模降雨を想定して作成されている。

##### イ 船橋川、穂谷川、天野川

船橋川、穂谷川、天野川は、洪水予報河川には指定されていないが、府により水位情報周知河川に指定されている。これらの河川は、避難判断水位（特別警戒水位）が定められており、当該水位に到達した場合、その旨の情報が府から市に通知される。これらの河川については水防法の規定により府が作成した浸水想定区域図に基づいて、洪水情報等の伝達方法、指定緊急避難場所その他円滑な避難の確保を図るために必要な事項を定めている。

##### ○ 船橋川、穂谷川、天野川浸水想定区域図（外水氾濫による浸水）

船橋川及び穂谷川については、24時間総雨量1150mm、天野川については、24時間総雨量1038mmの想定最大規模降雨（概ね1000年に一度の大雨）を想定して作成されている。

##### ウ その他の河川等

市域の全河川等について災害が想定されるが、府管理の河川については、府により洪水リスク表示図が作成・公表されている。また、府により、公共上および影響の程度を考慮して水防区域が定められている。（府管理河川：船橋川、穂谷川、天野川、北川、藤田川）

#### ※浸水想定区域図と洪水リスク表示図の相違点

例えば「船橋川、穂谷川、天野川浸水想定区域図」は、想定最大規模降雨（概ね1000年に一度）、計画規模降雨（概ね100年に一度）を想定して、現状での浸水域、浸水深を表示している。

一方、「洪水リスク表示図」は様々な降雨（10年、30年、100年、1000年に一度の規模の降雨）を想定し、現状及び治水対策実施後における浸水域、浸水深を表示している。

エ 低地の排水不良による浸水（内水氾濫）

近年、頻発する1時間降水量が100mmを超えるような短時間の局地的大雨や集中豪雨では、下水道の排水能力（1時間降水量50mm程度）を上回るため、水路が溢れるなどの排水不良により家屋が浸水する。（平成24年8月14日の前線による大雨では、本市だけでなく寝屋川市、交野市、四條畷市、大東市等の近畿中部で同時に1時間100mmを超える降雨があり、多くの家屋の浸水が生じた。）

(2) ため池の決壊等

ため池については、府により、決壊による公共上及ぼす影響の程度を考慮して防災重点ため池が定められている。（資料編 第5章第6節6を参照）

(3) 土砂災害

大雨による土石流、がけ崩れ、地すべりによる土砂被害が想定される。

大阪府都市整備部が所管する、土砂災害の発生源である土砂災害危険箇所（土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所）※<sup>1</sup>等については、土砂災害が発生した場合に土砂被害を受ける範囲を想定した土砂災害（特別）警戒区域※<sup>2</sup>が府により指定されている。

また、大阪府環境農林水産部が所管する、土砂災害の発生源である山地災害危険地区（崩壊土砂流出危険地区、山腹崩壊危険地区、地すべり危険地区）※<sup>3</sup>についても土砂被害を受ける範囲を把握し、上記の土砂災害（特別）警戒区域と同様の対応※<sup>4</sup>を講じる必要がある。

※1・※3：土砂災害危険箇所、山地災害危険地区は「災害予防対策第1章第5節」参照

※2：土砂災害（特別）警戒区域

府は、土砂災害により被害のおそれのある地域の地形、地質、降水及び土地利用状況等についての基礎調査を行い、市町村長の意見を聴きながら、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条・9条）を行う。

※4：土砂災害（特別）警戒区域における対応は「災害予防対策第1章第5節」参照

| 種別             | 所管                 | 土砂災害の発生源<br>(土砂災害危険箇所<br>・山地災害危険地区) | 災害の通称 | 土砂被害の範囲の想定        |
|----------------|--------------------|-------------------------------------|-------|-------------------|
| 土砂<br>危険<br>箇所 | 大阪府<br>都市整備部       | 土石流危険渓流                             | 土石流   | 土砂災害(特別)警戒区域(府指定) |
|                |                    | 急傾斜地崩壊危険箇所                          | がけ崩れ  | 土砂災害(特別)警戒区域(府指定) |
|                |                    | 地すべり危険箇所                            | 地すべり  | 土砂災害(特別)警戒区域(府指定) |
| 山地<br>危険<br>地区 | 大阪府<br>環境農林<br>水産部 | 崩壊土砂流出危険地区                          | 土石流   | 崩壊土砂流出危険地区の資料より把握 |
|                |                    | 山腹崩壊危険地区                            | がけ崩れ  | 山腹崩壊危険地区の資料より把握   |
|                |                    | 地すべり危険地区                            | 地すべり  | 本市に地すべり危険地区はない    |

## 2 台風による災害

---

(1) 強風による家屋の倒壊

強風による家屋の倒壊の想定は困難なため、台風の進路・強度等の気象情報の収集に努め、状況に応じて、木造家屋の住民を堅牢建築物へ避難させる等の対策を講じる。

(2) 河川の氾濫、浸水、低地の排水不良による浸水

上記「1 集中豪雨等の大雨による災害」に準じる。

(3) ため池の破堤

上記「1 集中豪雨等の大雨による災害」に準じる。

(4) 土砂災害

上記「1 集中豪雨等の大雨による災害」に準じる。

## 3 竜巻等の激しい突風による災害

---

竜巻などの現象は、発現時間が短く、発現場所も極めて狭い範囲に限られ、これを正確に事前に予想することは困難なため、住民一人ひとりの判断で頑丈な建物に避難するなど身の安全を確保することが重要となる。

## 4 事故等災害

---

風水害等の自然災害の他、大規模火災、危険物事故（石油類、火薬高圧ガス、毒物・劇物、放射性物質等）、突発性重大事故（航空機事故、列車事故、自動車事故等）発生の可能性は皆無ではない。こうした災害をも想定し、的確に対応する計画として策定する。

## 第4章 防災ビジョン（構想）

### 第1節 災害からの教訓

平成7年（1995年）1月17日午前5時46分、淡路島北部を震源としたマグニチュード7.3、最大震度7の大地震が阪神・淡路地域を襲った。この都市直下型の兵庫県南部地震は、人や財産への被害をもたらしただけでなく、急速な都市化の過程で積み残された基盤面での問題や、地域において希薄化しつつある人と人とのつながり、住民の災害に対する危機意識の低下等、様々な課題を顕在化させることになった。

また、平成23年3月11日午後2時46分、宮城県沖を震源としたマグニチュード9.0の観測史上最大の大地震が発生し、想定外の津波により東日本の太平洋の沿岸各地は甚大な被害を受け、福島第一原子力発電所での事故も発生した。庁舎が津波に襲われた自治体では、行政機能を喪失して自ら復旧・復興活動を進めることが困難な状況となった。

さらに、平成28年4月14日21時26分頃に熊本県熊本地方の震源の深さ11km、マグニチュード6.5の地震が発生し、最大震度7を記録した。さらに、約28時間後の4月16日1時25分頃に同地方で震源の深さ12km、マグニチュード7.3の地震が発生し、再度震度7を記録した。

この熊本地震では約20万戸の住家被害が発生する等甚大な被害をもたらしたが被災者支援については、初めて本格的に実施したプッシュ型の物資支援や指定避難所運営等における専門ボランティアやNPOとの連携など、過去の災害を教訓にした取り組みが実施された。

一方で、指定避難所が被災により使用できなかったことや指定避難所に押し寄せた多数の避難者へ十分な対応ができなかったこと、支援物資を避難者に円滑に届けられなかったこと等が課題として指摘された。

また直近の平成30年には、6月18日に大阪北部地震の発生、9月4日に台風第21号の上陸と、相次いで大規模災害が近畿地方を襲い、本市においても、各々、7千棟、5千棟規模の住家被害が発生した。

これらの震災を教訓として、これからのまちづくりにおいては、計画的なまちづくりの推進、危機管理体制の強化、各種防災対策の充実等、災害に強いまちづくりを積極的に進める行政の役割が重要である。また、住民自らが、防災機能を備えた安全性の高いまちを構築するという意識を持つことが大切であるということが、被災地域の教訓として提起された。そして、住民相互が助け合い、支え合える地域をつくるのが大切であると改めて認識された。

これらを踏まえて、住民と行政が連携・協力して、安全性の高い、ゆとりとうるおいが感じられる快適な都市空間の創出に努めることが重要である。

また、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本とし、たとえ被災したとしても人命が失われ

ないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせ、災害に備える必要があり、中長期的な視点から継続的に取組まなければならないものも多い。

そこで、自然災害対策にあつては、その様々な災害リスクを市民に示した上で、防御施設の整備等を通じたハード対策で人命・財産を守ることを重視しつつ、ハード対策の水準を上回るような最大クラスの自然災害にあつては、住民の生命を守ることを最優先として、避難対策や住民への啓発等のソフト対策とハード対策を組み合わせ、多重防御で対応することをその基本的考え方とする。

## 1 地域特性に配慮する

大都市近郊の住宅都市として発展してきたなかで、昭和30年代から40年代にかけて市街化された地区の老朽化した木造住宅や狭隘な道路等、急激な都市化の中で積み残されてきたいくつかの課題をかかえている。また、淀川の氾濫低地や台地・丘陵地等の地形特性から、災害の発生やその影響を受けやすい構造をもっている。

このような地域特性に配慮した災害時の影響を最小限にとどめるような基盤整備等を、住民と行政が連携・協力して進める必要がある。

## 2 危機管理体制を強化・充実する

兵庫県南部地震では、初動期の情報収集・発信対応が不十分であったこと等から、防災機関の初動体制の遅れや指揮系統の混乱、住民への対応の不備等が指摘された。このため、災害に備えた体制を強化・充実し、日頃から災害時においても円滑に対応ができる体制を整えておく必要がある。

また、危機管理体制の強化・充実にあわせ、災害時における職員一人ひとりの役割を明らかにするとともに、職員の危機管理意識や資質の向上を図る必要がある。

## 3 住民相互が助け合い、支え合う取組を促す

兵庫県南部地震では地域で相互に連携・協力し合い、住民自らが自発的に行動することの重要性が認識された。また、救援・救護活動において、ボランティアをはじめとする市域を越えた人々の協力の必要性も見直された。

このため「自分たちのまちは、自分たちで守る」という地域ぐるみの防災意識を醸成し、住民自らが積極的に防災活動を進め、ボランティアとの連携強化を図る必要がある。

## 4 住民に被害軽減の取組を促す

「災害は忘れた頃にやってくる」といわれるように、危機管理意識が低下したときに大きな被害を受けている。兵庫県南部地震においても、住宅の安全確認や家具の固定等、日頃からの取組が十分でなかったことが指摘されており、住民自



ら被害軽減のための対策に取り組む必要がある。

## 5 避難行動要支援者への支援を強化する

兵庫県南部地震、東北地方太平洋沖地震、さらには近年頻発する風水害においても、犠牲者の多くを高齢者等の避難行動要支援者※が占めていることが指摘されている。このため、避難の段階から被災後の生活の支援までを通じて、避難行動要支援者に配慮した体制づくりが求められる。

特に、集中豪雨時において、避難指示の前段階として高齢者等避難を発令するとともに、安否確認体制及び避難支援体制の構築を進める。

なお、豪雨が降り続く状況下では、防災無線や広報車での高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の伝達は住民に届きにくいいため、自主防災組織、自治会組織等と連携して戸別伝達を図ることが重要である。

※避難行動要支援者：要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、児童、傷病者、外国人など、特に配慮を要する者）のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者であってその円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者

## 第2節 防災の基本方針

### 1 防災の基本理念

災害対策にあたっては、災害対策基本法に基づき、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念に据える。

### 2 基本方針

具体的には、次の5つを基本方針として対策を講じる。

そのためには、各防災機関は、適切な役割分担及び相互の連携協力を図っていく必要がある。それと同時に、住民が自ら行う防災活動及び地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進し、住民や事業者、ボランティア等が、各防災関係機関と一体となって取組みを進めていかなければならない。

- (1) 命を守る
- (2) 命をつなぐ
- (3) 必要不可欠な行政機能の維持
- (4) 経済活動の機能維持
- (5) 迅速な復旧・復興

### 3 災害対策

災害対策には、時間の経過とともに、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があり、計画的に災害対策を進めていく必要がある。そのためには、継続的にPDCAサイクル<sup>※</sup>を適用して、充実を図る努力が求められることから、最新の科学的知見に基づく被害想定の見直しや、大規模災害の教訓等を踏まえ、絶えず災害対策の強化を図っていくこととする。さらに、令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。

※ PDCAサイクル：プロセスの管理手法の一つで、計画（plan）→実行（do）→評価（check）→改善（action）の4段階の活動を繰り返し行うことで、継続的にプロセスを改善していく手法

#### (1) 災害予防段階

自然災害対策にあつては、その様々な災害リスクを市民に示した上で、防衛施設の整備等を通じたハード対策で人命・財産を守ることを重視しつつ、ハード対策の水準を上回るような最大クラスの自然災害にあつては、市民の生命を守ることを最優先として、避難対策や市民への啓発等のソフト対策とハード対策を組み合わせた多重防御で対応することをその基本的考え方とする。

ただし、設置や性能の向上により直ちに減災効果を発揮するハード対策とは異なり、ソフト対策はマニュアル等を作成しただけでは減災につながらない。利用者に理解され、利用されて初めて効果を発揮することから訓練等が必要であることに留意しなければならない。

## （2） 災害応急段階

災害応急段階では、迅速かつ円滑な対応が重要となる。

- ア まず、災害が発生するおそれがある場合は、気象予警報等の情報伝達等の災害未然防止活動や災害の危険性の予測を早期に行う。
- イ 一旦被害が発生したときには、正確で詳細な情報収集を行い、被害規模を可能な限り早期に把握する。
- ウ 収集した情報を関係機関で共有し、人命救護を最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。
- エ 被災者の気持ちにより添うことを基本に、年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応できるよう努める。
- オ とりわけ、高齢者や障害者等の避難行動要支援者に対して、地域コミュニティと協力して、きめ細かな支援を実施する。

## （3） 災害復旧・復興段階

災害復旧・復興段階では、適切かつ速やかな対応が重要となる。

- ア ライフライン施設等の早期復旧は最優先事項であり、それとともに、被災者の日常生活の回復や生活再建等に向けた適宜・適切な支援を行えるよう、平常時から検討し、準備に努める。
- イ 復興体制の整備、基本方針や復興計画の策定手続き等の明確化を図りつつ、復興期におけるまちづくりについても、事前に検討し、方針教訓の明示に努める。

## 第3節 行政の責務と住民・事業者の基本的責務

### 1 行政の責務

行政には、防災関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、住民の生命、身体及び財産を災害から保護する（災害対策基本法第5条）という責務が課せられている。このため、危機管理体制を強化・充実し、効果的に災害応急対策にあたるものとする。また、消防機関、水防団その他の組織の整備並びに区域内の公共的団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実、住民の自発的な防災活動の促進等、地域防災力の充実強化に向けて、市の有する全ての機能を十分に発揮するように努める。さらに、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携に努める。

### 2 住民・事業者の基本的責務

災害による被害を最小限にとどめるためには、公助に加え、自分の命は自分で守る「自助」と、共に助け合い自分たちの地域を守る「共助」による防災活動を推進し、社会全体で防災意識を醸成させていくことが重要である。

住民及び事業者は、自助、共助の理念のもと、平常時より災害に対する備えを進めるとともに、多様な機関と連携・協力して様々な防災活動に取り組み、地域防災力の向上に努めなければならない。

#### （1）住民の基本的責務

住民は、自助、共助の理念のもと、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの安全を守るよう行動し、防災関係機関及び地域が行う防災活動との連携・協力、過去の災害から得られた教訓の活用と伝承に努めなければならない。

#### ア 災害等の知識の習得

- ・防災訓練や防災講習等への参加
- ・地域の地形、危険場所等の確認
- ・過去の災害から得られた教訓の活用と伝承

#### イ 災害への備え

- ・家屋の耐震化、家具等の転倒・落下防止
- ・指定緊急避難場所<sup>注1)</sup>、指定避難所<sup>注2)</sup>、避難経路の確認
- ・家族との安否確認方法の確認
- ・最低3日分、できれば1週間分の生活必需品等の備蓄
- ・災害時に必要な情報の入手方法の確認
- ・ブロック塀の強化・改善
- ・強風による飛散物を防ぐための家屋（外装材）のメンテナンス

- ウ 地域防災活動への協力等
  - ・地域の防災活動等への積極的な参加
  - ・初期消火、救出救護活動への協力
  - ・避難行動要支援者への支援
  - ・地域住民による指定避難所の自主的運営
  - ・国、府、市が実施する防災・減災対策への協力

## （2）事業者の基本的責務

事業者は、自助、共助の理念のもと、災害時に果たす役割を十分に認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）を策定し、企業防災を推進するとともに、地域の防災活動等に協力・参画するよう努めなければならない。また、災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するよう努めなければならない。

- ア 災害等の知識の習得
  - ・従業員に対する防災教育、防災訓練の実施
  - ・地域の地形、危険場所等の確認
- イ 災害への備え
  - ・事業継続計画（BCP）の策定や非常時マニュアル等の整備
  - ・事業所等の耐震化・適正管理、設備等の転倒・落下防止
  - ・指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路の確認
  - ・従業員及び利用者等の安全確保
  - ・従業員の安否確認方法の確認
  - ・最低3日分の生活必需品等の備蓄
  - ・ブロック塀の強化
  - ・強風による飛散物を防ぐための家屋（外装材）のメンテナンス
- ウ 出勤及び帰宅困難者への対応
  - ・発災時のむやみな移動開始の抑制
  - ・出勤及び帰宅困難者の一時的な受入れへの協力
  - ・外部の帰宅困難者用の生活必需品等の備蓄
  - ・災害時に必要な情報の入手・伝達方法の確認
- エ 地域防災活動への協力等
  - ・地域の防災活動等への積極的な協力・参画
  - ・初期消火、救出救護活動への協力
  - ・国、府、市が実施する防災・減災対策への協力

## （3）ボランティアやNPO等多様な機関との連携

住民及び事業者は、ボランティアやNPO等多様な機関と連携・協力して、防災訓練や防災講習等を実施することで、災害時の支援体制を構築し、地域

防災の担い手を確保するとともに、避難行動要支援者の安否確認や自主的な指定避難所運営等の災害対応を円滑に行えるよう努めなければならない。なお、ボランティア活動はその自主性に基づくことから、府、市、住民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備が必要である。

- 注1) 指定緊急避難場所は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として、洪水や津波など異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を市町村長が指定する（災害対策基本法第49条の4）。
- 注2) 指定避難所は、災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設として市町村長が指定する（災害対策基本法第49条の7）。
- なお、本市では、指定緊急避難場所を兼用する指定避難所を「第1次避難所」、兼用しない指定避難所を「第2次避難所」と称している。

## 第4節 防災施策の大綱

- 1 災害に強い都市形成
- 2 防災体制の強化
- 3 住民の防災行動力の向上

### 1 災害に強い都市形成

#### (1) 市街地の整備

都市防災の観点から、計画的な整備が必要な地区においては、市街地開発事業の活用や住環境整備事業等を推進し、居住環境や都市機能の向上を図るとともに、災害に強いまちづくりをめざす。

#### (2) 防災に配慮した都市空間の整備・強化

避難地・避難路及び延焼遮断帯の機能を持つ緑地、広場等のオープンスペース（\*注何も無い空間）を確保するとともに、貯水槽等の施設を備え、災害時には物資輸送拠点や活動拠点として機能する、防災に配慮した公園等の整備をめざす。

#### (3) 建築物の耐震化

建築物の耐震改修の促進に関する法律等に基づき、住宅・建築物の耐震化を促進し、災害に強いまちづくりをめざす。

#### (4) 都市基盤施設及び設備の整備・強化

道路や橋りょうの防災性を強化し、緊急交通路及び避難路としての役割の向上を図る。また、ライフライン施設（\*注電気、ガス、水道、電話等、都市生活を支える生命線としての施設）等の都市基盤施設及び設備の耐震化を図るなど防災対策の向上をめざす。

#### (5) 防災対策等の推進

防災拠点づくり等の総合的、計画的な防災対策の推進に努める。

### 2 防災体制の強化

#### (1) 災害対策本部の機能強化

初動期の人員の配備体制や役割・機能を見直すとともに、中枢的な防災組織体制の整備・充実を図り、迅速で的確な防災活動が行える組織づくりをめざす。

#### (2) 情報通信機能の強化と収集伝達体制の整備

情報通信施設の効率的運用、施設の整備拡充及び機器の改善を図るとともに、災害情報ネットワークの整備に努め、災害情報の収集・伝達体制の確立をめざす。

(3) 救助救急体制、応急医療体制の整備

災害時に備えて医療資機材の備蓄を図るとともに、医療機関等との連携の下に救助救急活動が行える環境づくりをめざす。また、災害時に傷病者に対する医療救護が、傷病の程度に応じて適切に行われるよう、府、医師会その他関係機関と連携した体制づくりの推進に努める。

(4) 指定避難所及び避難体制の整備・充実

住民が安全かつ速やかに避難できるよう、総合的かつ計画的な避難対策の整備・推進をめざす。また、避難施設等については、社会状況に応じてその見直し及び設備等の整備とともに、その場所の周知徹底に努める。

(5) 飲料水、食料、生活必需品等の確保

災害時は市場流通が混乱し、物資が入手困難になることも予想されるため、流通機構がある程度回復するまでの必要な飲料水や食料、生活必需品、応急活動用資機材等備蓄の推進に努める。

(6) ボランティアや事業者等の地域組織との連携

被災者等のニーズ（\*註要求や需要）に応じて円滑に活動できるよう、市は、市社会福祉協議会や地域組織と連携し、ボランティアの啓発やその環境整備の推進に努める。

(7) 避難行動要支援者に対する支援強化

避難行動要支援者の安全を確保するため、避難行動要支援者名簿を作成し、同意が得られた者について避難支援関係者で共有を図るなど、地域社会と連携して避難支援体制の強化・充実をめざす。

### 3 住民の防災行動力の向上

(1) 住民の災害時行動力の強化

災害時に住民自らが自発的に行動できるよう、防災知識の普及・啓発の推進に努める。

(2) 住民及び事業所による防災体制強化

地域の人々及び事業所が連携・協力し、助け合いの関係を醸成・育成するとともに、取組支援の推進に努める。事業所に対しては、地域貢献が可能な分野をあらかじめ公開するなど自主的な協力体制を構築するよう求める。

(3) 実践的な防災訓練の実施

災害時の混乱からいち早く立ち直り、被害を最小限度にとどめる実践的な防災訓練等、住民の防災行動力を向上させる取組支援の推進に努める。

(4) 自主防災組織の育成

災害発生時に地域において避難行動要支援者対策、救助、初期消火、情報連絡、物資の配布等が適切に行われるよう、自主防災組織の育成及び支援の推進に努める。



## 第5章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

### 第1節 市及び府

#### 1 枚方市

各部共通

- 所属職員の配置に関する事
- 部内及び各部との連絡調整に関する事
- 所管施設・設置構造物の防災対策及び被害調査及び応急復旧に関する事
- 所管車両の緊急通行車両の届出に関する事
- 部内災害関連情報の収集・提供に関する事

#### (1) 危機管理部（災害対策本部事務局）

《災害予防対策》

- 市の防災対策の総合調整に関する事
- 気象予警報及び災害情報の収集・伝達に関する事
- 防災会議に係る事務に関する事
- 災害用物資、資機材等の備蓄に関する事
- 防災知識の普及・啓発及び訓練に関する事
- 災害対策本部組織の整備に関する事
- 他の地方公共団体等との相互応援に関する事
- 災害通信伝達体制の整備に関する事
- 土砂災害の危険箇所に係る防災対策に関する事

《災害応急対策・災害復旧対策》

- 防災対策の総合調整に関する事
- 府災害対策本部、他の地方公共団体、各関係機関との情報連絡調整及び応援要請等に関する事
- 災害対策本部に関する事
- 配備指令及び本部指令に関する事
- 避難情報の発令に関する事
- 指定避難所の開設指示に関する事
- 災害応急対策実施状況の取りまとめに関する事
- 気象予警報及び災害情報の収集・伝達に関する事
- 防災行政無線局の統制に関する事

- 災害救助法に関する事
- 各地域代表者への連絡調整に関する事
- 自主防災組織に関する事
- 被災者に対する食料品、日用品等生活必需品の把握・要請・配布に関する事
- 自衛隊の派遣要請に関する事
- 情報伝達手段の確保に関する事
- 社会秩序の維持に関する事
- 災害記録に関する事
- 緊急輸送計画に関する事（物資集積所開設時の庁内人員配備に関する事を含む）
- 緊急物資の運搬に関する事

(2) 市長公室

《災害予防対策》

- 災害通信伝達体制の整備に関する事

《災害応急対策・災害復旧対策》

- 本部長、副本部長等の秘書に関する事
- 災害視察等の対応に関する事
- 災害に関する広報及び報道機関との連絡に関する事
- 被災現場等での取材活動に関する事
- 災害情報紙の作成及び配布に関する事
- 住民からの相談に関する事（総合相談窓口開設に関する事）
- 庁内放送に関する事
- 社会秩序の維持に関する事
- 各地域代表者への連絡調整に関する事

(3) 総合政策部

《災害予防対策》

- 防災に関する組織の整備に関する事
- 災害対策の予算及び財政計画に関する事
- 災害通信伝達体制の整備に関する事

《災害応急対策・災害復旧対策》

- 復興事業の企画調整に関する事
- 国、府に対する緊急要望に関する事
- 災害対策関係予算その他財務に関する事
- 物資集積所の運営に関する事
- 情報伝達手段の確保に関する事

## (4) 市駅周辺まち活性化部

## 《災害応急対策・災害復旧対策》

- 本部事務局の応援に関する事
- 本部長の特命事項に関する事

## (5) 市民生活部

## 《災害応急対策・災害復旧対策》

- 罹災証明書の発行に関する事
- 罹災証明書の発行にかかる住家等の被害調査に関する事
- 災害に伴う税の減免に関する事
- 危機管理部（災害対策本部事務局）、総務部及び健康福祉部の応援に関する事

## (6) 総務部

## 《災害予防対策》

- 緊急通行車両の事前届出に関する事
- 災害通信伝達体制の整備に関する事

## 《災害応急対策・災害復旧対策》

- 災害時における職員の給与サービス等に関する事
- 職員の把握・調整及び要員確保に関する事
- 職員の食料の調達・配布及び衛生管理に関する事
- 庁舎の防災に関する事
- 自衛隊の受入れ調整に関する事
- 車両の調達・確保に関する事
- 国、府等からの応援の受入れ調整に関する事
- 災害対策諸物資、救助諸物資等の調達に関する事
- 食料、日用品等生活必需品の調達に関する事
- 災害対策活動用地の確保に関する事

## (7) 観光にぎわい部

## 《災害予防対策》

- ため池防災に関する事
- 治山事業の推進に関する事
- 山地災害危険地の把握に関する事
- 土地改良事業に関する事

## 《災害応急対策・災害復旧対策》

- 農業及び商工業者の被害調査に関する事
- 商工農業者に対する災害関係融資のあっせんに関する事
- 作物及び家畜の伝染病予防並びに防疫に関する事
- ため池に係る災害対策に関する事
- 文化財の被害調査及び復旧に関する事

(8) 健康福祉部

《災害予防対策》

- 災害医療対策会議に関する事
- 医療体制の整備計画に関する事
- 医薬品の備蓄に関する事
- 災害時の医療体制の整備計画に関する事
- 民間医療施設の防災計画に関する事
- 毒物・劇物の災害予防に関する事
- 所管福祉施設利用者の避難計画に関する事
- 避難行動要支援者の把握及び避難支援に関する事

《災害応急対策・災害復旧対策》

- 枚方市保健医療調整本部の設置・運営に関する事（関係機関等との連絡・調整を含む）
- 医療救護に際し、医師会・歯科医師会及び薬剤師会（以下「三師会」という。）並びに医療機関との連絡調整に関する事
- 保健医療に係る情報の集約・発信に関する事
- 救護所の設置に関する事
- 医療提供体制の確保に関する事
- 医薬用資機材等の調達・要請に関する事
- 食品衛生の監視に関する事
- 災害時における保健衛生に関する事
- 防疫に関する事（消毒に係ることを除く。）
- 動物の保護等に関する事
- 要配慮者対策に関する事
- 所管施設の利用者の避難救助及び救護に関する事
- 指定避難所の避難行動要支援者情報に関する事
- 遺体の安置等に関する事
- 弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付けに関する事
- 義援（救援）金品に関する事
- 被災者生活再建支援金の支給に関する事
- ボランティアとの連絡調整に関する事
- 海外からの支援の受入れに関する事
- 福祉避難所の設営・運営に関する事

(9) 子ども未来部

《災害予防対策》

- 粉乳及びほ乳ビンの備蓄に関する事

《災害応急対策・災害復旧対策》

- 所管施設の利用者の避難救助及び救護に関する事
- 災害時の応急保育・教育（幼稚園）に関する事

## (10) 環境部

## 《災害予防対策》

緊急通行車両の事前届出に関する事

## 《災害応急対策・災害復旧対策》

災害により発生した環境汚染に関する事

し尿の緊急くみ取り及び処理に関する事

仮設トイレの管理に関する事

遺体の安置・火葬等に関する事

ごみ処理施設等の被害調査及び応急復旧に関する事

生活ごみの収集・運搬及び処理に関する事

災害廃棄物等の収集・運搬及び処理に関する事

## (11) 都市整備部

## 《災害予防対策》

防災まちづくりの推進に関する事

建築物等の耐震対策の推進及び防災指導に関する事

災害に強い市街地の整備に関する事

宅地における災害予防についての指導に関する事

宅地防災パトロールに関する事

## 《災害応急対策・災害復旧対策》

市有建築物の応急復旧に関する事

住宅確保に係る関係機関との連絡調整並びに入居相談に関する事

応急仮設住宅の整備等に関する事

応急仮設住宅の入居に関する事

住宅復興計画の策定・推進に関する事

宅地防災パトロールに関する事

災害復旧建築についての行政指導に関する事

指定避難所となる建築物の応急危険度判定（二次災害の防止）に関する事

建築物の応急危険度判定（二次災害の防止）に関する事

危険建築物等の解体指導に関する事

宅地の応急危険度判定（二次災害の防止）に関する事

## (12) 土木部

## 《災害予防対策》

道路等の緑化等の整備に関する事

防災に関する物資及び資機材の備蓄整備に関する事

緊急通行車両の事前届出に関する事

## 《災害応急対策・災害復旧対策》

水防活動に関する事

道路、橋りょう、公園、河川等土木施設の被害調査及び応急復旧並びに二

次災害防止に関すること

- 道路障害物の除去に関すること
- 緊急交通路等の確保及び交通対策に関すること
- 交通機関の被害調査及び交通規制の連絡調整に関すること
- 土木関係資機材の調達・要請に関すること
- 土砂災害の危険箇所に係る災害対策に関すること

(13) 会計課

《災害応急対策・災害復旧対策》

- 災害対策に必要な現金の出納に関すること
- 総合政策部の応援に関すること（物資集積所の運営に関すること）

(14) 上下水道局

《災害予防対策》

- 局内の人員体制及び財政計画に関すること
- 水道・下水道施設の耐震化計画に関すること
- 浸水予防対策に関すること
- 緊急通行車両の事前届出に関すること

《災害応急対策・災害復旧対策》

- 水道・下水道の広報に関すること
- 給水活動の実施に関すること
- 水防活動に関すること
- 水道・下水道施設、水路等の被害調査及び応急復旧に関すること
- 応急給水計画の作成及び実施に関すること
- 水質の検査及び対策に関すること
- 水道・下水道の広域応援に関すること
- 浸水対策に関すること
- 排水ポンプ場の運転に関すること
- 水道・下水道施設の二次災害の防止に関すること
- 水道・下水道関係資機材の調達・要請に関すること

(15) 市立ひらかた病院

《災害予防対策》

- 市立ひらかた病院の防災計画及び災害時の医療体制に関すること
- 避難計画に関すること
- 緊急通行車両の事前届出に関すること

《災害応急対策・災害復旧対策》

- 病院内の体制の取りまとめ及び人員配置に関すること
- 病院施設の被害調査及び応急措置に関すること
- 入院患者の保護に関すること
- 医療救護活動に関すること

## (16) 教育委員会

## 《災害予防対策》

- 学校の防災計画に関する事
- 防災教育に関する事
- 学校での防災訓練に関する事
- 緊急通行車両の事前届出に関する事

## 《災害応急対策・災害復旧対策》

- 指定避難所の開設準備及び閉鎖（パトロールを含む）に関する事
- 指定避難所の情報収集及び運営管理の支援に関する事
- 児童・生徒の避難誘導及び収容に関する事
- 児童・生徒の救護及び心のケアに関する事
- 児童・生徒の被災状況の調査及び教材・学用品の給付に関する事
- 児童・生徒の就学援助に関する事
- 児童・生徒の応急給食に関する事
- 児童・生徒の健康管理に関する事
- 留守家庭児童会室に関する事
- 被災者への炊き出しに関する事
- 災害時の応急教育に関する事
- 学校及び社会教育施設等の応急活動に関する事
- 教育施設の状況把握に関する事
- 児童・生徒の応急教育・応急活動に関する事

## (17) 市議会事務局

## 《災害応急対策・災害復旧対策》

- 議員との連絡調整に関する事（市議会災害対策連絡会議を含む）
- 市長公室の応援に関する事
- 総合政策部の応援に関する事（物資集積所の運営に関する事）

## (18) 選挙管理委員会事務局

## 《災害応急対策・災害復旧対策》

- 総務部の応援に関する事

## (19) 監査委員事務局

## 《災害応急対策・災害復旧対策》

- 総合政策部の応援に関する事（物資集積所の運営に関する事）

## (20) 農業委員会事務局

## 《災害応急対策・災害復旧対策》

（観光にぎわい部と同じ）

## 2 枚方寝屋川消防組合

---

- 消防に関する教育及び訓練に関すること
- 消防資機材等の点検及び整備に関すること
- 消防相互応援協定による応援要請に関すること
- 緊急消防援助隊応援要請及び受援計画に関すること
- 自主防災組織の育成及び整備に関すること
- 災害情報等の収集及び必要な広報に関すること
- 火災等その他の災害応急措置及び被害拡大の防止措置に関すること
- 救助、救急、救護活動に関すること
- 消防活動要員の確保に関すること

## 3 枚方市消防団

---

- 消防訓練及び消防資機材等の点検に関すること
- 消防、水防等の応急措置及び被害拡大防止措置に関すること
- 被災者、負傷者等の救出・救助に関すること

## 4 大阪府

---

### (1) 大阪府枚方土木事務所

- 府所管公共土木施設の防災対策及び復旧対策に関すること
- 水防活動及び水防予警報等の伝達に関すること
- 災害予防及び災害応急対策等に係る市及び関係機関との連絡調整に関すること

### (2) 中部農と緑の総合事務所

- 所管するため池の土木施設等の防災対策及び復旧対策に関すること
- 水防時の雨量、ため池水位等の情報の収集及び水防関係者への提供に関する  
こと



## 5 大阪府警察（枚方・交野警察署）

---

- 災害情報の収集伝達及び被害実態の把握に関すること
- 被災者の救出救助及び避難指示に関すること
- 交通規制及び管制に関すること
- 広域応援等の要請及び受入れに関すること
- 遺体の検視（死体調査）等の措置に関すること
- 犯罪の予防及び取締り、その他治安の維持に関すること
- 災害資機材の整備に関すること

## 第2節 指定地方行政機関

### 1 近畿地方整備局淀川河川事務所

- 国管理の公共土木施設の整備と防災対策に関すること
- 国管理の河川の水防警報の発表及び伝達に関すること
- 応急復旧資機材の備蓄及び整備に関すること
- 国管理の公共土木施設の応急点検体制の整備に関すること
- 国管理の公共土木施設の二次災害防止に関すること
- 国管理の公共土木施設の復旧に関すること

### 2 近畿地方整備局淀川ダム統合管理事務所

- 国管理の河川の洪水予報の発表及び伝達に関すること

### 3 近畿地方整備局大阪国道事務所

- 国管理の公共土木施設の整備と防災対策に関すること
- 国管理の公共土木施設の応急点検体制の整備に関すること
- 国管理の公共土木施設の二次災害の防止に関すること
- 国管理の公共土木施設の復旧に関すること
- 応急復旧資機材の備蓄及び整備に関すること
- 災害時の道路通行の禁止又は制限及び道路交通の確保に関すること

### 4 大阪管区气象台

- 観測施設等の整備に関すること。
- 防災知識の普及・啓発に関すること。
- 災害に係る気象・地象・水象等に関する情報、予報及び警報の発表及び伝達に関すること。
- 災害発生が予測されるときや、災害発生時において、市に対して気象状況の推移やその予測の解説等に関すること。

## 第3節 自衛隊

- 地域防災計画に係る訓練の参加協力に関すること
- 災害派遣に関すること
- 緊急時環境放射線モニタリングの支援に関すること

## 第4節 指定公共機関及び指定地方公共機関等

### 1 日本郵便株式会社近畿支社

- 災害時における郵便業務及び窓口業務の確保に関する事
- 災害時に備えた郵便物の運送施設及び集配施設の整備に関する事
- 災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策に関する事

### 2 西日本旅客鉄道株式会社

- 鉄道施設の防災管理に関する事
- 輸送施設の整備等安全輸送の確保に関する事
- 災害時における緊急輸送体制の整備に関する事
- 災害時における鉄道車両等による救援物資、避難者等の緊急輸送に関する事
- 災害時における鉄道通信施設の利用に関する事
- 被災鉄道施設の復旧事業の推進に関する事

### 3 西日本電信電話株式会社（関西支店）

- 電気通信設備の整備と防災管理に関する事
- 応急復旧用通信施設の整備に関する事
- 気象警報の伝達に関する事
- 災害時における重要通信確保に関する事
- 災害関係電報・電話料金の減免に関する事
- 被災電気通信設備の災害復旧事業の推進に関する事
- 災害用伝言ダイヤルの提供に関する事

### 4 日本赤十字社（大阪府支部枚方市地区）

- 災害医療体制の整備に関する事
- 災害救護用医薬品並びに血液製剤等の供給に関する事
- 災害時における医療助産等救護活動の実施に関する事
- 義援金品の募集、配分等の協力に関する事
- 避難所奉仕、ボランティアの受入れ・活動の調整に関する事
- 救助物資の備蓄に関する事

### 5 西日本高速道路株式会社（関西支社）

- 管理道路の整備と防災管理に関する事
- 道路施設の応急点検体制の整備に関する事
- 災害時における交通規制及び輸送の確保に関する事

- 被災道路の復旧事業の推進に関する事

## 6 大阪ガスネットワーク株式会社（北東部事業部）

- ガス供給施設の整備と防災管理に関する事
- 災害時におけるガスによる二次災害防止に関する事
- 災害時におけるガスの供給確保に関する事
- 被災ガス施設の復旧事業の推進に関する事

## 7 一般社団法人大阪府トラック協会（東北支部）

- 緊急輸送体制の整備に関する事
- 災害時における救助物資等の緊急輸送の協力に関する事

## 8 関西電力送配電株式会社（大阪支社枚方配電営業所）

- 電力施設の整備と防災管理に関する事
- 災害時における電力の供給確保体制の整備に関する事
- 災害時における電力の供給確保に関する事
- 被災電力施設の復旧事業の推進に関する事

## 9 京阪電気鉄道株式会社

- 鉄道施設の防災管理に関する事
- 輸送施設の整備等安全輸送の確保に関する事
- 災害時における緊急輸送体制の整備に関する事
- 災害時における鉄道通信施設の利用に関する事
- 被災鉄道施設の復旧事業の推進に関する事

## 10 京阪バス株式会社

- 輸送施設の整備等安全輸送の確保に関する事
- 災害時における緊急輸送体制の整備に関する事

## 11 枚方市山田池土地改良区

- ため池、水門、水路の防排除施設の整備と防災管理に関する事
- 農地及び農業用施設の被害調査に関する事
- 湛水防除活動に関する事
- 被災農地、農業用施設の復旧事業の推進に関する事

## 12 淀川左岸水防事務組合

- 水防団員の教育及び訓練に関する事
- 水防資機材の整備、備蓄に関する事
- 水防活動の実施に関する事

### 13 一般社団法人大阪府LPガス協会（北大阪支部）

---

- LPガス施設の整備と防災管理に関すること
- 災害時におけるLPガスによる二次災害防止に関すること
- 災害時におけるLPガス及びLPガス器具等の供給確保に関すること
- 被災LPガス施設の復旧事業の推進に関すること

### 14 大阪広域水道企業団

---

- 水道用水の耐震化等に関すること
- 水道用水の被害情報に関すること
- 災害時の緊急物資（飲料水）の確保に関すること
- 水道用水の供給確保に関すること
- 応急給水及び応急復旧に関すること
- 大阪広域水道震災対策中央本部組織の整備に関すること

## 第5節 公共的団体等、その他防災上重要な施設の管理者

### 1 一般社団法人枚方市医師会

- 災害時における医療救護活動に関すること
- 負傷者に対する医療活動に関すること

### 2 一般社団法人枚方市歯科医師会

- 災害時における医療救護活動に関すること
- 負傷者に対する医療活動に関すること

### 3 一般社団法人枚方市薬剤師会

- 災害時における医療救護活動に関すること

### 4 北河内農業協同組合

- 市の実施する営農指導及び被害調査の補助に関すること
- 農地、農業施設等の災害復旧及び再生産に必要な資金の貸付けに関すること

### 5 枚方市地域防災行政無線協議会

- 災害時における非常通信による災害救護活動への協力に関すること

### 6 近畿地方非常通信協議会

- 災害時における非常通信による災害救護活動への協力に関すること

### 7 各ため池管理者

- ため池の防災管理に関すること

### 8 各農業用施設管理者

- 農業用水路等の防災管理に関すること

### 9 枚方市社会福祉協議会

- 災害時における福祉に関すること
- ボランティアの防災活動支援に関すること

---

## 〔 災害予防対策 〕

---





# 第1章 災害に強い都市形成計画

## 第1節 都市の防災機能強化

|      |                               |
|------|-------------------------------|
| 実施担当 | 危機管理部、観光にぎわい部、都市整備部、土木部、上下水道局 |
|------|-------------------------------|

市及び関係機関は、防災機能の強化にあたって「災害に強い都市づくりガイドライン」（大阪府建築都市部 平成17年1月改訂）を活用する。

市及び府は、それぞれのまちの災害リスクを踏まえた居住誘導、災害ハザードエリアにおける開発抑制、避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図る。

また、市は「災害危険度判定調査」の住民公表に努めるとともに、「大阪府防災都市づくり広域計画」※に基づき、都市防災構造化対策を推進する。

※「大阪府防災都市づくり広域計画」

大阪府全域を対象とした広域的な都市レベルで必要となる取り組みの中で、特に「市街地全体の不燃化」、「都市防火区画（延焼遮断帯）・避難路」、「広域避難場所」、などの地震発生時の市街地大火による被害の抑制に関する都市計画上の方針を中心に示したもの。

## 第1 防災生活圏の形成

### 方針

市及び関係機関は、都市の防災機能の強化にあたり、災害発生後の住民自らの安全確保、住民の自立支援、速やかな災害復旧等の仕組みをつくる単位として、防災生活圏の考え方を取り入れ、防災空間の整備及び市街地の整備、土木構造物等の耐震・耐水対策等により、災害に強い都市基盤を形成し、防災機能の強化に努める。

防災生活圏は、地域活動圏域、交通幹線等に配慮しつつ、第1次から第3次までの3段階で設定し、その防災機能の整備・強化に努める。

### 計画

#### 1 第1次防災生活圏

小学校区を基本単位として、指定避難所（指定緊急避難場所を兼ねる第1次避難所、及びその他の第2次避難所。以下同じ）となる公共施設、一時的な避難地となる公園及び運動広場を整備するとともに、防災上支障がないように生活道路

の整備並びに道路の緑化を行うなどし、地域の防災環境を整えるとともに、住民の連帯化を図り、地域防災力の向上に努める。

## 2 第2次防災生活圏

原則として、複数の第1次防災生活圏で構成する地域（中学校区）を第2次防災生活圏とし、広域幹線道路に接続する広幅員の道路及び緑道並びに近隣公園以上の規模の公園等を整備し、防災環境を整える。

## 3 第3次防災生活圏

複数の第2次防災生活圏で構成する第3次防災生活圏として市域を4区分程度に分けて設定し、大規模災害時において避難所運営が長期化する場合に備え、地域の防災活動拠点として救護所や物資備蓄拠点の整備を図るとともに、地域の防災生活圏の形成に努める。

# 第2 防災空間の整備

## 方針

市及び関係機関は、指定避難所・避難路の確保、火災の延焼防止及び災害応急活動の円滑な実施を図るため、公園緑地、道路、河川、ため池、水路、終末処理場（水みらいセンター）等の都市基盤整備の効果的整備に努める。

また、農地などの貴重なオープンスペースや学校、比較的敷地規模の大きな公営住宅などの公共施設等の有効活用を図り、防災空間を確保する。

## 計画

### 1 防災公園の整備

都市公園等は、環境保全機能や景観構成機能、スポーツ・レクリエーションの場の提供機能に加え、延焼遮断空間や一時避難場所あるいは災害救援活動の拠点として機能する防災機能を持っている。

そのため、市は、大火災時の輻射熱の遮断等、防災機能の強化に十分配慮して公園等の整備に努める。なお、整備に際しては、「防災公園の計画・設計・管理運営ガイドライン（改訂第2版）」（国土交通省 国土技術政策総合研究所監修）、「大阪府防災公園整備指針」（大阪府土木部発行）及び「大阪府防災公園施設整備マニュアル」（大阪府土木部公園課）を参考にするものとする。

### 2 公園の種別整備

市及び関係機関は、避難地や延焼遮断空間としての機能を有する都市公園等の体系的な整備に努める。

#### （1）広域避難場所となる公園等の整備

山田池公園、淀川河川敷については、施設管理者である国・府が計画に基づき緑化を推進するなど、防災機能の充実に努める。

(2) 広域避難場所の機能を補完する公園の整備

比較的面積規模の大きな、一時避難場所としての都市公園については、広域避難場所への中継地、一時的避難生活の支援及び復旧活動の支援等の機能整備に努める。

(3) 避難所機能を補完する都市公園等の整備

一時避難場所としての都市公園等については、指定避難所と一体となって災害時の拠点となるよう整備を図るとともに、耐震性貯水槽の確保等防災機能の強化に努める。

(4) 災害救援活動の拠点となる都市公園の整備

災害発生時に、自衛隊や消防、ボランティア等の広域的な救援救護活動や救援物資輸送の中核基地等の機能を発揮する都市公園（後方支援活動拠点、地域防災拠点となる都市公園）を整備する。

(5) その他防災に資する身近な公園等の整備

街区公園等を緊急避難の場所、延焼遮断空間として整備するなど、防災力の向上に努める。

### 3 道路の整備

市及び関係機関は、災害時の安全な避難と緊急物資、支援物資等の輸送のため広幅員道路の整備及び無電柱化を進めるとともに、過去の災害で有用であった自転車の活用を推進する。また、街路樹のメンテナンスを日常的に実施する。

### 4 緑化の推進

市及び関係機関は、火災の延焼防止のための遮断帯、緩衝帯として防災上重要な役割を担う緑地等を確保するため、道路、公園及びその他公共施設の緑化を積極的に推進する。

### 5 農地の保全・活用〔観光にぎわい部〕

市街地及びその周辺の農地は、良好な環境の確保はもとより、延焼遮断帯・緊急時の避難場所等、防災上重要な役割を担っており、防災協力農地登録制度の推進などにより適切に保全・活用し、オープンスペースの確保を図るものとする。

## 第3 災害に強い市街地の整備促進

### 方針

市及び関係機関は、地域防災力の向上に向けた取り組みを促進するとともに、

安全で安心して居住することができるように、都市の不燃化、耐震化の促進や、道路、橋梁、下水道等の都市基盤や建築物の計画的な耐震化などにより防災機能の強化を図る。

## 計 画

### 1 規制・誘導

---

市及び関係機関は、地域の実情に合わせ防火地域及び準防火地域の指定を推進し、市街地の整備に努める。

また、枚方市住宅・建築物耐震改修促進計画により、耐震診断等の推進を図る。

### 2 面的事業の推進

---

市及び関係機関は、土地区画整理事業の推進、道路、緑道、公園等の防災空間の整備、耐震性・耐火性に優れた住宅への建替え等を促進し、まちの防災機能の強化に努める。

また、計画的な整備が必要であり、防災性の向上を図るべき地区については、市街地再開発事業等を活用し、災害に強い市街地の整備に努める。

## 第2節 都市基盤施設の防災機能の強化

|      |  |
|------|--|
| 実施担当 | 危機管理部、観光にぎわい部、環境部、土木部、上下水道局、関西電力送配電（株）、大阪ガスネットワーク（株）、西日本電信電話（株）、近畿地方整備局淀川河川事務所、近畿地方整備局大阪国道事務所、大阪府枚方土木事務所、中部農と緑の総合事務所、西日本高速道路（株）、 |
|------|--|

### 第1 都市基盤施設の防災機能の強化

#### 方針

市及び関係機関は、都市計画道路の整備、既設道路の改良等を推進し、利便性の高い道路交通体系を確立するとともに、災害時においても十分に機能が発揮できるよう整備に努める。

#### 計画

#### 1 主要道路の整備〔土木部、大阪府枚方土木事務所、西日本高速道路(株)〕

道路交通の安全と円滑な運行を確保するため、府指定の広域緊急交通路や市指定の地域緊急交通路及び防災拠点と連絡する道路を基本に、市及び関係機関が連携し、協力して新設道路の整備、幅員の拡幅及び改良に努め、災害に強い道路づくりを推進し、これにより安全な道路ネットワークを形成する。

#### 2 生活道路の整備〔土木部〕

市及び関係機関は、指定避難所、指定緊急避難場所及び避難路へ接続する道路の防災対策、安全対策等に配慮し、狭隘道路の解消とともに歩行者の安全を確保する道路構造の整備に努める。

#### 3 道路環境の整備〔土木部〕

市及び関係機関は、災害に強い道路環境を創出するため、次の項目に留意した整備に努める。

- (1) 歩道及び自転車通行空間の確保
- (2) 道路の緑化（延焼遮断帯としての効果）
- (3) 駐車・駐輪場の確保（路上駐車、放置自転車・バイクの解消）

#### 4 河川の防災機能の強化〔土木部〕

市及び関係機関は、中小河川における消防水利の確保に努める。

## 5 一時的な避難場所又は避難路となる都市公園における災害応急対策に必要な施設の設置〔危機管理部〕

市及び関係機関は備蓄倉庫、耐震性貯水槽、放送施設及び災害時用臨時ヘリポート等の整備に努める。

## 6 ため池等農業水利施設の防災機能の強化〔観光にぎわい部〕

市及び関係機関は、次の項目に留意した整備に努める。

- (1) ため池耐震対策の推進
- (2) 災害時における初期消火用水、生活用水などにも活用できるよう、農業用水路、ため池の防災利活用整備の推進

## 第2 土木構造物の耐震対策等の推進

### 方針

市及び各施設の管理者は、所管土木構造物の耐震化に努めるなど、災害時においても十分に機能が発揮できるよう必要な措置を講ずる。また、既設橋りょうについては、耐震性調査に基づき耐震補強あるいは改築に努め、新設にあたっては耐震性を十分に配慮した整備に努める。

### 計画

#### 1 鉄軌道施設

西日本旅客鉄道株式会社及び京阪電気鉄道株式会社は、鉄軌道施設の耐震化に努める。

#### 2 道路施設〔土木部、大阪国道事務所、枚方土木事務所、西日本高速道路(株)〕

##### (1) 道路の整備

市及び関係機関は、道路法面、路体の崩壊等の危険箇所の調査を行い、計画的に対策工事を実施する。

##### (2) 橋りょう等の整備

市及び関係機関は、橋りょう等の耐震性の向上を図るため点検を実施し、これに基づき必要な耐震対策等を実施する。

##### (3) 横断歩道橋の整備

市及び関係機関は、歩道橋の落下を防止するため、本体と階段の取付部を中心とした耐震点検調査を実施し、これに基づき必要な耐震対策等を実施する。

### 3 河川施設〔土木部、淀川河川事務所、枚方土木事務所〕

河川管理者は、自ら管理する河川堤防及び河川構造物について、耐震点検に基づき耐震対策等を実施する。

### 4 農業用施設〔観光にぎわい部、中部農と緑の総合事務所〕

府、市、ため池等管理者は、ため池等農業用施設について、耐震性調査・診断を計画的に実施する。また、想定される大規模地震動に対して、堤体が損傷を受けても決壊しないよう、「土地改良施設耐震対策計画」（平成19年1月大阪府環境農林水産部農政室）に基づき、計画的に耐震対策を実施する。（なお、本市では、堤体の決壊時に下流への影響が大きい防災重点ため池について、平成30年度で耐震性の調査を終えており、耐震基準をみたすものとの評価を得ている。）また、必要に応じ、農業用施設の統廃合を進める。

### 5 土砂災害防止施設〔枚方土木事務所〕

土砂災害防止施設管理者は、自ら管理する砂防えん堤、急傾斜地崩壊防止施設、地すべり防止施設等について、必要に応じて耐震対策等を実施する。

## 第3 ライフライン・放送施設災害予防対策

### 方針

ライフライン及び放送に関わる事業者は、地震、風水害をはじめとする各種災害による被害を防止するため、平常時から施設等の強化と保全に努める。

### 計画

#### 1 水道施設〔上下水道局〕

市及び関係機関は、災害時の減災を目的に、水道施設等の強化と保全に努める。

- (1) 水道施設については、「水道施設設計指針」「水道施設耐震工法指針」（日本水道協会）等に基づき、各種災害に耐え得る十分な強度の確保に努める。
- (2) 重要度の高い施設等の耐震化を促進する。特に、管路には耐震性の高い管材料等を使用し、耐震管路網の整備に努める。
- (3) 管路の多重化（連絡管等の整備）等による補完機能の強化に努める。
- (4) 集中監視システムを活用した常時監視及び巡回点検を実施し、各施設の維持保全に努める。
- (5) 施設の老朽度に応じた計画的な施設整備を実施する。

## 2 下水道施設〔上下水道局〕

市及び関係機関は、災害時の減災を目的に、下水道施設の強化と保全に努める。

- (1) 施設設備の整備にあたっては、各種災害に耐え得る十分な強度の確保に努める。
- (2) 補強・再整備にあたっては、緊急度等（危険度、安全度、重要度）を考慮して進める。
- (3) 市街化区域の浸水対策として雨水幹線の整備を順次進め、浸水箇所を減少に努める。
- (4) 雨水の排除が円滑にできるよう、順次排水路の整備を進めるとともに、地域と協力して下水管路の清掃点検に努める。
- (5) 下水道施設への流入・流出量及び水質並びに水防情報について、常に把握できる集中監視システムの導入に努める。

## 3 電力供給施設〔関西電力送配電株式会社（大阪支社枚方配電営業所）〕

関西電力送配電株式会社（大阪支社枚方配電営業所）は、災害による電気の供給停止を防止するため、電力施設設備の強化及び保全に努める。

- (1) 発電・変電施設、送・配電施設及び通信設備について、台風、地震の被害を最小限にとどめる強度の確保に努める。
- (2) 電力供給系統の多重化に努める。
- (3) 電気事業法、保安関係諸規定等に基づき、施設設備の維持保全及び常時監視を行う。
- (4) 施設の老朽度に応じ、更新、予備施設の整備等を計画的に推進する。

## 4 ガス供給施設〔大阪ガスネットワーク株式会社北東部事業部〕

大阪ガスネットワーク株式会社北東部事業部は、災害によるガスの漏洩を防止するため、ガス施設設備の強化と保全に努める。

- (1) ガス施設（製造所・供給所等）について、各種災害に耐え得る十分な強度の確保及び緊急操作設備の充実強化を図る。
- (2) 高圧、中圧、低圧のそれぞれのガス導管、継手には、耐震性の高い管材料及び伸縮可撓性継手の使用に努める。特に、低圧導管に可撓性の高いポリエチレン管の使用を促進する。
- (3) ガス事業法、保安関係諸規定等に基づく施設設備の維持保全、監視を行う。
- (4) 施設（管路）の老朽度に応じ更新、予備施設の整備等を計画的に推進する。



## 5 電気通信施設〔西日本電信電話株式会社関西支店〕

西日本電信電話株式会社関西支店は、災害による通信の途絶を防止するため、電気通信設備及びその付帯設備（建物を含む。以下「電気通信設備等」という。）の強化及び保全に努める。

### (1) 電気通信設備等の高信頼化（防災設計）

- ア 豪雨及び洪水のおそれのある地域の電気通信設備等について耐水構造化を行うとともに、建物内への浸水防止のため水防板、水防扉の更改を実施する。
- イ 暴風のおそれのある地域の電気通信設備等について耐風構造化を行う。
- ウ 地震又は火災に備えて、主要な電気通信設備等について耐震及び耐火構造化を行う。

### (2) 電気通信システムの高信頼化

- ア 主要な伝送路を多ルート（\*注路線）構成又はループ（\*注輪）構造とする。
- イ 主要な中継交換機は分散設置とする。
- ウ 主要な電気通信設備等について、必要な予備電源を設置する。
- エ 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2ルート化を推進する。

### (3) 電気通信処理システムに関するデータベース（\*注多目的に利用できるよう整理し、蓄積した情報や資料）等の防災化

電気通信設備等の設備記録等重要書類並びに通信処理システム及び通信システム等のファイル（\*注外部記憶媒体に記憶されている組織的に集められた情報）類について、災害時における滅失又は損壊を防止するため、保管場所の分散、耐火構造容器への保管等の措置を講ずる。

### (4) 災害時措置計画の作成と現用化

災害時における重要通信の確保を図るため、伝送装置、交換措置及び網措置に関する措置計画を作成し、現用化に努める。

## 6 共同溝・電線共同溝の整備〔府、市〕

ライフラインの安全性、信頼性を確保する都市防災及び災害に強いまちづくりの観点等から、道路管理者はライフライン事業者と協議の上、共同溝・電線共同溝の整備を計画的に推進する。

### (1) 収納するライフラインの種類により、以下の区分とする。

- ア 共同溝は、2以上のライフライン事業者の物件を収容する。
- イ 電線共同溝（C・C・BOX）は、2以上の電力、電気通信事業者及びその他電線管理者の電線を収容する。

### (2) 特に、共同溝については、府域内及び近隣府県とのネットワークの形成を推進する観点から、既存共同溝間の連続化を図る。

## 第4 災害発生時の廃棄物処理体制の確保

### 方針

市は、災害発生時において、し尿及びごみを適正に処理し、周辺の衛生状態を保持するため、平常時からし尿及びごみ処理施設の強化等に努めるとともに、早期の復旧・復興の支障とならないよう災害廃棄物等の処理体制の確保に努める。

### 計画

#### 1 し尿処理

- (1) 市は、し尿処理施設（下水前処理施設）について、必要に応じて耐震診断を実施するなどし、必要に応じて施設の補強等による耐震性の向上、不燃堅牢化、浸水対策等に努める。
- (2) 市は、災害時のし尿処理施設（下水前処理施設）における人員計画、連絡体制、復旧対策も含めた災害対応マニュアルを整備するとともに、補修等に必要な資機材や通常運転に必要な資材（燃料、薬剤等）を一定量確保する。
- (3) 市は、災害時における水道、下水道、電力等ライフラインの被害想定等を勘案し、し尿の収集処理見込み量及び仮設トイレの必要数を把握する。
- (4) 市は、し尿処理施設（下水前処理施設）等が被災した場合に備え、周辺市町等との協力体制の整備に努める。
- (5) 市及び府は、災害発生に備え、仮設トイレの必要数が確保できるよう努める。

#### 2 ごみ処理

- (1) 市は、ごみ処理施設の整備にあたっては、あらかじめ耐震性・浸水対策等に配慮した施設整備に努める。
- (2) 市は、既存のごみ処理施設についても、耐震診断を実施するなどし、必要に応じて施設の補強等による耐震性の向上、不燃堅牢化、浸水対策等に努める。
- (3) 市は災害時のごみ処理施設における人員計画、連絡体制、復旧対策も含めた災害対応マニュアルを基に、補修等に必要な資機材や通常運転に必要な資材（燃料、薬剤等）を一定量確保するよう努める。
- (4) 市は、平時から仮置場候補地の検討を行い、災害時には仮置場の確保・設置・運営・管理を行う。
- (5) 市は、事前に締結した一般廃棄物処理（ごみ処理）に係る相互支援協定（東大阪ブロック）等を活用し、災害時には速やかに締結先と情報を共有し、災害支援協定に基づいて協力を得る。また、D.Waste-Net（国が主催する災害廃棄物処理支援ネットワーク）や、その他の広域連携について府に調整を依頼し、市外へ人材や資機材の支援要請を行う。

### 3 災害廃棄物等処理

- (1) 市は、災害廃棄物対策指針（環境省）等に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、仮置場の設置・運営管理、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた処理体制、国・府及び周辺市町村等との連携・協力のあり方について、災害廃棄物処理計画で示す。また、発災後には災害廃棄物処理実行計画を策定し、具体的な処理方法を示す。
- (2) 災害廃棄物処理計画については、大規模災害の被害想定の見直しなど、前提条件に変更があった場合や、今後新たに発生する大規模災害における知見等を踏まえて随時改定を行う。計画に基づく研修・訓練等を継続的に実施するとともに、実施結果を踏まえて計画の点検、見直し・改定を行う。
- (3) 発災直後は、他の優先情報の周知の阻害、情報過多による混乱を招かないよう考慮しつつ、情報の一元化に努め、必要な情報を発信する。災害廃棄物等の処理開始時には、仮置場の位置や搬入時間、搬入車両制限等の具体的な指示情報を発信する。
- (4) 市、府は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、災害ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

## 第3節 建築物の安全化

|      |                                  |
|------|----------------------------------|
| 実施担当 | 危機管理部、観光にぎわい部、健康福祉部、子ども未来部、都市整備部 |
|------|----------------------------------|

### 第1 住宅・建築物の耐震対策等の推進〔都市整備部〕

#### 方針

市は「枚方市住宅・建築物耐震改修促進計画（第Ⅱ期）」に基づき、関係機関等と連携を図り、住宅・建築物の耐震化の促進及びコンクリートブロック塀等の倒壊防止対策等について、更なる取組み強化を図る。

#### 計画

##### 1 市有建築物〔都市整備部〕

###### （1）市有建築物の維持保全

指定避難所をはじめ、災害時に重要な機能を果たす施設及び不特定多数の人が利用する施設については、枚方市市有建築物保全計画及び枚方市学校整備計画に基づき維持保全に努めるとともに、所定の機能が確保できるよう適切な対策を講じる。

###### （2）市は、市有建築物の新築等にあたり、建築基準法を遵守することはもとより、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」に基づき、建物の用途に応じた重要度係数を採用する。

また、非構造部材の耐震化、エレベータにおける閉じ込め防止対策等を図るものとする。

##### 2 民間建築物〔都市整備部〕

民間建築物の耐震化については、住宅・建築物所有者が、自主的に取り組むことを基本とする。

市は、広く市民に耐震化の必要性について普及・啓発を行うとともに、相談体制を充実させ、建築物所有者等が行う耐震改修等の取組みを支援する。

###### （1）促進・指導の方針

病院、店舗、ホテル等の不特定多数の人が利用する建築物及び学校・老人ホーム等の避難行動要支援者が利用する建築物のうち、耐震診断が義務付けられた大規模建築物の所有者から耐震診断結果の報告を受け、その内容を公表し、必要に応じて指導・助言、指示等を行い、耐震化の促進を図る。また、木造住宅等については、広報やイベント等を通じ、耐震化の必要性や補助制度について普及・啓発に取り組む。

(2) 耐震補助制度

民間建築物の耐震化を促進するため、耐震診断を実施する住宅・建築物及び耐震改修設計や耐震改修を実施する木造住宅に対する補助を行う。

(3) 相談窓口

市はパンフレット等を活用し、適宜所有者等の相談に応じるほか、関係機関と連携を図り、相談内容に応じて適切な窓口へ案内を行う。

### 3 工作物の安全対策〔都市整備部〕

屋外広告物等の落下防止対策、煙突等の工作物の適正管理については、所有者等に啓発を行うとともに、必要に応じ安全対策を講ずるよう指導する。

### 4 危険ブロック塀対策〔都市整備部〕

道路（通学園路含む）に面するブロック塀の倒壊事故を防ぐため、所有者へ注意喚起や必要に応じて改善措置を講ずるよう指導する。

### 5 学校のガラス飛散防止対策等〔都市整備部〕

竜巻等に対して学校の防災機能を強化し、児童・生徒等の安全・安心な学習環境を確保するため、ガラス飛散防止対策（飛散防止フィルムの貼り付け、強化ガラスや合わせガラスへの交換等）を考慮した整備に努めるものとする。

## 第2 建築物の安全性に関する指導等〔都市整備部〕

### 方針

市は関係機関等と連携を図り、建築物の管理不全に起因する事故予防を目的とし、民間建築物の適正管理について啓発・指導を行う。

市、府及び建築物の所有者等は、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図る。

### 計画

#### 1 建築物の安全性に関する指導

建築物の新築、改築等に関しては、建築基準法に基づく建築確認制度等を通じ、安全性が確保されるよう計画段階での審査を行う。

#### 2 定期報告制度の活用

既存建築物に関して、建築基準法に基づく定期報告制度等を通じ、建築物の適正管理に係る啓発・指導を行う。

### 3 高層建築物等の防災計画書作成指導

地震による高度な防災性能が要求される高層建築物に対する防災計画書の作成指導により、総合的な防災安全性の確保に努める。

### 4 落下物対策等

非構造物の脱落防止等の落下物対策、超高層ビルにおける長周期地震動対策等の啓発に努める。

### 5 液状化対策

液状化危険度予測図（液状化マップ）等により液状化対策の啓発、周知に努める。

### 6 福祉的整備

高齢者、障害者等の要配慮者に対する安全対策として、「大阪府福祉のまちづくり条例」等に基づき、公共施設をはじめ交通機関、医療機関、商業施設等の改善を要請するなど、都市防災環境の整備促進に努める。

### 7 地下空間の浸水防止

民間事業者等に対して、地下空間の浸水防止について啓発する。

## 第3 空き家等の対策〔都市整備部〕

### 方針

市は、平常時より空き家等の所有者等の特定を図り、当該所有者等の責任において空き家等の適切な管理が行われるよう意識啓発に努める。

## 第4 文化財対策〔観光にぎわい部〕

### 方針

市及び関係機関等は、文化財を災害から保護するために現地視察による災害予防措置の指導を行うとともに、所有者及び管理者等への防災意識の普及等、災害予防対策に重点をおいた施策の実施に努める。

一方、文化財所有者及び管理者は、市及び関係機関の指導に基づく防火施設等の整備に努める。

### 計画

#### 1 施設等の整備

文化財所有者及び関係機関は、次のような防災対策上の施設整備に努める。

- (1) 火災対策（警報・消火・防火設備の整備、火気の使用制限等）
- (2) 落雷対策（避雷針の設置等）
- (3) その他の対策（周辺環境整備、施設・機器の点検整備等）
- (4) 初期消火体制の確立（自衛組織の整備）

## 2 防災意識の普及

文化財の保護には所有者だけでなく地域住民の協力も必要であり、文化財防火デー、文化財保護強調週間、文化財保護月間等の機会を通じて、地域住民に対する文化財防災意識の普及を行う。

## 3 関係機関の連絡、協力及び防災訓練

文化財所有者、枚方寝屋川消防組合、枚方・交野警察署、市その他関係機関は平常時から密接な連絡を保ち、また、地域住民とも連携し、防災訓練を実施することで、災害時における円滑な対応が行えるよう努める。

## 4 歴史的建造物への対応

歴史的建造物については、文化財保護法との関連を尊重しつつ耐震診断・改修等の安全策を講ずる。

## 第4節 水害予防対策の推進

|      |  |
|------|--|
| 実施担当 | 危機管理部、観光にぎわい部、土木部、<br>上下水道局、近畿地方整備局淀川河川事務所、<br>大阪府枚方土木事務所、中部農と緑の総合事務所、<br>淀川左岸水防事務組合 |
|------|--|

### 第1 洪水対策

#### 方針

本市には、淀川とその支川の天野川、穂谷川、船橋川等9河川が市域を流れており、国・府・市の各河川管理者は計画により順次河川改修を進めているが、今後、山地の開発、農地の宅地化等による出水状況をも勘案し、局地的な集中豪雨にも耐え得るよう改修事業の実施に努める。また、一定規模の開発に対しては調整池の設置を指導するなど、地域全体として治水安定度の向上に努める。

#### 計画

##### 1 河川改修の推進

###### (1) 国・府管理の河川

国及び府は、次の計画に基づき河川改修を進めるが、市は、河川の重要水防区域のパトロールを実施し危険箇所を発見した場合は、河川管理者とともに必要な対策を講ずる。

###### ア 国管理河川の改修

(近畿地方整備局では、)「人命を守る」ということを最重視し、人口が集中し堤防が決壊すると甚大な人的被害が発生する可能性が高い淀川本川においては、計画規模の降雨が生じた場合においても、洪水を安全に流下させるため、中・上流部の河川改修と整合を図りながら、現在事業中の洪水調節施設を順次整備するとともに、洪水の流下を阻害している橋梁である阪神なんば線橋梁の改築事業を関係機関と調整しながら、まちづくりと一体的に整備を進める。

また、計画を上回る洪水に対しても、堤防が決壊しないよう高規格堤防の整備を進める。

###### イ 府管理河川の改修

- ① 様々な降雨により想定される河川氾濫・浸水の危険性から、人命を守ることを最優先とする。
- ② 長期目標として1時間雨量 80mm程度の豪雨に対応できるよう計画的な治水施設の整備を進める。
- ③ 今後20～30年程度で目指すべき当面の治水目標を1時間雨量50mm程度で



床下浸水を発生させない、かつ少なくとも1時間雨量65mm程度で床上浸水を発生させないこととし、「地先の危険度」の低減のため、流出抑制、治水施設の保全・整備、耐水型都市づくり、情報伝達・避難の治水手法を総合的・効果的に組み合わせる。

④ 河川施設の機能が発現されるよう維持管理に努める。

## (2) 市管理の河川〔土木部〕

市の管理する河川の改修については、その必要箇所の調査を行い、およそ10年に一度の降雨（1時間雨量50mm程度）に対応できるよう、防災上緊急性の高いものから整備に努める。なお、河川改修計画は、山地の開発、農地の宅地化等による出水状況の変化に対応できるよう検討する。

## 2 河川施設等の点検・整備

各河川管理者等は、水防施設の破損による氾濫防止及び水防機能向上のため施設の点検・整備を行う。また、平常時から主要堤防の法面等の実態調査を行い、予防対策を検討する。

## 第2 ため池等農業用水利施設の総合的な防災・減災対策〔観光にぎわい部、中部農と緑の総合事務所〕

### 方針

ため池の決壊、水路の氾濫等による浸水被害を防止するため、適正な維持管理のもと、府、ため池管理者等関係機関は連携して、ため池等農業用水利施設の改修・補強を進めるとともに、事前の備えと迅速かつ的確な情報伝達・避難等、防災意識の向上を図るソフト対策と併せ、総合的な防災・減災対策を進める。

### 計画

#### 1 ため池防災対策

- (1) 決壊した場合の影響度を踏まえ、計画的に改修・廃止を進める。
- (2) 想定される直下型地震、海溝型地震の地震動に対して、堤体が損傷を受けても決壊しないよう計画的に耐震整備を進める。
- (3) 危険箇所早期発見や適正な維持管理を進める。

#### 2 ため池の減災対策

##### (1) 耐震性の調査・診断

想定される大規模地震動に対する堤体の安全性について、計画的に調査・診断を進める。

(2) 防災意識の向上と体制整備

ハザードマップの作成、情報伝達・連絡体制整備を進める。

### 3 農業用水路、排水施設の防災対策

(1) 農業用水路の整備、排水施設等の改修・延命化を進める。

### 4 水防監視体制の強化

(1) ため池管理者は、随時ため池を巡視して危険箇所の把握に努め、立札等により住民に注意を促すとともに、毎年出水期に先立ち、門扉の操作に支障がないよう整備点検及び監視体制を強化する。

(2) 市は、ため池管理者の報告等により災害発生のおそれがある場合には、水利組合・枚方市消防団等の協力を得て、巡視等監視体制の強化に努める。

(3) ため池管理者は、ため池水防上の必要度に応じて所要の資機材を整備する。

(4) 農業用施設等の管理者は、常に気象予警報等に注意し、これらの巡回・点検を行い、現地に適応した災害の未然防止に万全を期すものとする。

## 第3 浸水対策の推進〔上下水道局〕

### 方針

市及び関係機関は、洪水又は内水氾濫による浸水被害の未然防止又は被害の拡大を防止するため、計画的な浸水対策の推進に努める。

### 計画

#### 1 総合的な排水計画

地域の浸水リスクを考慮し、下水道による浸水対策を実施すべき区域や目標とする整備水準、施設整備の方針等の基本的な事項を定める総合的な排水計画の策定をめざし、その事業の推進に努める。

#### 2 下水道施設の整備

公共下水道、排水路、管渠及び雨水ポンプ場を整備・充実し、浸水被害の軽減に努める。

#### 3 水路施設の整備

水路の改修整備事業の実施を図るとともに、土地改良区、水利組合等の協力を得て、平常時から危険箇所の把握に努める。

#### 4 雨水の流出抑制

集中豪雨等により、雨水が河川、水路等に急激に流入し排水能力を超えた場合に浸水が発生する。これを防止するため、次のような雨水の流出抑制対策を推進する。

- (1) 雨水管及び雨水貯留管等の整備
- (2) 雨水調整池の整備
- (3) 雨水流出抑制施設等の設置を推進・指導

## 5 道路の冠水対策等〔土木部〕

交通路の確保を図るために、冠水した実績又は冠水するおそれのある道路については、かさ上げ対策又は円滑な排水を行う側溝等整備対策を講ずるなどにより順次解消に努める。また、排水性舗装及び透水性舗装の施工を推進する。

## 6 地下空間浸水災害対策の強化〔危機管理部〕

### (1) 情報の提供

地下駐車場、ビルの地下施設等の地下空間の分布把握に努め、地下空間の管理者等に対して、気象予警報等の浸水の危険性に関する情報を提供する。

また、地下空間の管理者等は、災害時に利用者等が迅速かつ的確に避難できるよう、情報の伝達体制（利用者等への案内放送等）の確立に努めるとともに、気象警報等に基づいて浸水の発生について判断できるように、気象に関する情報等の入手に努める。

### (2) 避難体制の整備

地下空間において、浸水被害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、迅速かつ的確に避難指示等を行えるよう体制を整備する。

地下空間の管理者等は、利用者等に対する避難誘導體制を整備するとともに、平常から非常出口、非常階段、避難設備の設置場所等の広報に努める。

## 第4 水害減災対策

### 方針

市は、洪水、雨水出水に対する事前の備えと洪水時の迅速かつ的確な情報伝達・避難により、水害の軽減を図るため、洪水予報、水位周知河川の洪水特別警戒水位（氾濫危険水位）の到達情報の発表、水防警報の発表、水位情報の公表、想定し得る最大規模の降雨による浸水想定区域の指定・公表に基づき、洪水リスクの開示、避難体制の整備を行う。

### 計画

#### 1 洪水予報

- (1) 近畿地方整備局は、二以上の府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きく洪水により重大な損害を生ずるおそれのあるものとして指定した河川について、気象庁と共同して洪水予報を行い、府知事及び市長に通知するとともに一般に周知する。  
本市では淀川が該当する。
- (2) 府は、管理河川のうち、流域面積が大きく洪水により相当な損害を生ずるおそれのあるものとして指定した河川について、気象庁と共同して洪水予報を行い、市長及び水防管理者等に通知するとともに一般に周知する。  
本市に該当する河川はない。
- (3) 府は、上記（1）により通知を受けた場合は、直ちに水防管理者等に通知する。
- (4) 近畿地方整備局及び府は、市長による洪水時における避難指示等の発令に資するよう、市長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努める。

## 2 水位到達情報の発表

府は、管理河川のうち、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるとして指定した河川（水位周知河川）について、避難判断水位（高齢者等避難の目安となる水位）、及び氾濫危険水位（避難指示の判断の目安となる水位）に到達した場合には、市長及び水防管理者等に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知する。

本市では、船橋川、穂谷川、天野川が該当する。

また、その他の河川についても、市役所等の所在地に係る河川については、雨量の情報を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市へ河川水位やカメラ画像等の情報を提供するよう努める。

府は、市長による洪水時における避難指示等の発令に資するよう、市長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努める。

## 3 水防警報の発表

- (1) 近畿地方整備局は、管理河川のうち、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるとして指定した河川（水防警報河川）において、洪水のおそれがあると認めるときは、水防警報の発表を行い、直ちに府に通知する。  
本市では、淀川が該当する。
- (2) 府は、管理河川のうち、洪水により重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川について、洪水のおそれがあると認めるときは水防警報を行い、水防管理者等に通知する。  
本市では、船橋川、穂谷川、天野川が該当する。
- (3) 府は、上記（1）により通知を受けた場合は、直ちに水防管理者等に通知する。

- (4) 水防管理者は、水防警報が発せられたときは、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したときその他水防上必要があると認めたときは、水防団及び消防機関を出動又は、出動準備させる。

#### 4 水位情報の公表

府は、管理河川のうち、水位観測所を設置した河川においては、その水位の状況の公表を行う。

本市では、淀川、船橋川、穂谷川、天野川が該当する。

#### 5 浸水想定区域の指定・公表

近畿地方整備局は、想定し得る最大規模の降雨により、洪水予報河川が氾濫した場合に浸水が予想される区域を浸水想定区域に指定し、浸水した場合に想定される水深及び浸水範囲等を公表する。

- 淀川水系浸水想定区域図（淀川の外水氾濫による浸水（平成29年6月14日公表））

淀川については、枚方地点上流域の24時間総雨量360mm、木津川については、加茂地点上流域の12時間総雨量358mmの想定最大規模降雨を想定して作成されている。

府は、想定し得る最大規模の降雨により、洪水予報河川及び水位周知河川（水位情報周知河川）が氾濫した場合に浸水が予想される区域を浸水想定区域に指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水範囲等を公表する。

- 船橋川、穂谷川、天野川浸水想定区域図（外水氾濫による浸水）

船橋川及び穂谷川については、24時間総雨量1150mm、天野川については、24時間総雨量1038mmの想定最大規模降雨（概ね1000年に一度の大雨）を想定して作成されている。

府は、その他の河川についても、市役所等の所在地に係る河川については、過去の浸水実績を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市等へ浸水想定情報を提供するよう努めるものとする。

市及び府は、想定し得る最大規模の降雨により、水位周知下水道に指定した排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は当該排水施設から河川その他の公共水域等に雨水を排除できなくなった場合に、浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水範囲等を公表する。

#### 6 洪水リスクの開示・周知〔危機管理部〕

- (1) 府は、管理河川において様々な降雨により河川氾濫・浸水が予想された区域及びその区域が浸水した場合に想定される危険度並びに水深を公表する。

本市では船橋川、穂谷川、天野川、北川、藤田川が該当する。

- (2) 市は、公表された洪水リスクを住民にわかりやすく周知するとともに、災害時にとるべき行動について普及啓発するため、説明会・講習会の実施等の必要な措置を講じるよう努める。また、洪水時の迅速かつ円滑な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画を策定する際の参考とする。

市は、ハザードマップ等の作成にあたっては、早期の立退き避難が必要な区域を明示し、加えて、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知し、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進を行う。

- (3) 市長は、洪水浸水想定区域等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供及び助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを公表する。

## 7 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保〔危機管理部〕

現在、市は、上記淀川水系浸水想定区域図（淀川、木津川）及び船橋川、穂谷川、天野川の洪水リスク表示図に基づいた洪水ハザードマップを配布・公表して、情報伝達の経路、浸水想定区域、洪水時の指定避難所、避難対象地区ごとの避難方向、逃げ遅れた場合の指定緊急避難場所等を住民に周知している。なお、必要に応じて、洪水ハザードマップの更新を行う。

- (1) 市域に水防法による浸水想定区域の指定があった場合、市地域防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定め、ハザードマップ等により住民に周知する。

ア 洪水予報等の伝達方法

- ① 広報車
- ② 防災行政無線
- ③ 電話、FAX
- ④ 電子メール等

イ 指定緊急避難場所その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

- ① 指定緊急避難場所は、浸水の際に想定される水深及び浸水想定区域が指定された地域の特性等を踏まえ、洪水時の緊急避難場所を地区別に指定する。
- ② 避難経路については、基本的には住民各自の判断に任せるものとするが、避難行動が安全に行えるうちに避難が終わるよう避難指示等を発令する。

また、地域特性を考慮した避難誘導體制の整備に努めるとともに、避難行動要支援者の避難が円滑になされるよう配慮し、集団避難が行えるよう校区コミュニティ協議会、自主防災組織、自治会等地域住民組織の協力が

得られる体制づくりを推進する。

ウ 浸水想定区域内にある次の施設の名称と所在地

- ① 地下街等で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの。
- ② 要配慮者利用施設（主として避難行動要支援者等、特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることが必要なもの。
- ③ 大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設<sup>\*</sup>）の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるもの。

<sup>\*</sup>大規模工場その他の施設の用途及び規模の基準について、省令（河川法施行規則の一部を改正する省令 平成25年国土交通省令台第59号）で定める基準を参酌して市が条例を定める。

エ 上記ウで名称及び所在地を定めたこれらの施設については、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報の伝達方法

（2）上記ウにより市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた所有者又は管理者は、次の措置を講じる。

ア 地下街等の所有者又は管理者

地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等を定めた避難確保計画（「避難確保・浸水防止計画」）を作成するとともに、避難確保・浸水防止計画に基づき自衛水防組織を設置する。作成した避難確保・浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について市長に報告するとともに、当該計画を公表する。また、当該計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施し、その訓練結果を市長に報告する。

なお、避難確保・浸水防止計画を作成しようとする場合においては、接続ビル等（地下街等と連続する施設であって、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのある施設）の管理者等の意見を聴くよう努める。

イ 要配慮者利用施設の所有者又は管理者

市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等を定めた計画（「避難確保計画」）を作成する。また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について市長に報告するとともに、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施し、その結果を市長に報告する。。

ウ 大規模工場等の所有者又は管理者

大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等を定めた計画（「浸水防止計画」）の作成及び浸水防止計画に基づく自衛水防組織の設置に努めるものとし、作成した浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について市長に報告する。また、当該計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努める。

- (3) 市及び府は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するように努める。また、市は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

## 8 特定都市河川流域の指定

- (1) 府は、特定都市河川浸水被害対策法に基づき、寝屋川及び寝屋川の支川を「特定都市河川」に、寝屋川流域を「特定都市河川流域」に指定した。

開発者は、寝屋川流域において、1,000m<sup>2</sup>以上の開発（雨水浸透阻害行為）を行う場合、市長の許可を受けなければならない。開発者には、雨水浸透阻害行為を行う際の対策工事が求められる。

- (2) 「寝屋川流域水害対策計画」の推進

特定都市河川浸水被害対策法に基づき特定都市河川流域の指定を行った寝屋川流域において、同法に規定される計画として、「寝屋川流域水害対策計画」を策定した。

この計画に基づき、行政（河川部局、下水道部局、防災部局）、流域住民等が一体となって浸水被害の解消を目指す。とりわけ、河川の破堤による沿川の甚大な浸水被害の発生を回避するため、下水道雨水ポンプ施設の運転調整を実施する。

市は、都市洪水想定区域、都市浸水想定区域の指定があった場合は、市地域防災計画において、当該浸水区域ごとに、次に掲げる事項について定めるとともに、住民に周知するよう努める。また、下水道雨水ポンプ施設の運転調整の実施時における洪水等情報の伝達方法と住民への周知方法を定める。

ア 都市洪水又は都市浸水の発生又は発生のおそれに関する情報（以下「洪水等情報」という。）

イ 指定緊急避難場所その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

ウ 浸水想定区域内に地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設をいう。）がある場合には、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するための洪水等情報の伝達方法

## 9 防災訓練の実施・指導



### (1) 防災訓練の実施

市及び府は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練等を実施するとともに、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の風水害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。また、水災に的確に対処する危機管理方策の習熟を図るため、水害を想定し、実践型の防災訓練を実施するよう努めることとし、訓練の実施に当たっては、ハザードマップを活用しつつ行う。

### (2) 地下街等の防災訓練

ア 市地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施する。

イ 市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保に関する計画に基づき、避難誘導等の訓練の実施に努める。

ウ 市地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の浸水防止に関する計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努める。

### (3) 訓練等の状況確認

府及び市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。併せて、市町村は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

## 10 水防団の強化

淀川左岸水防事務組合は、市及び府とともに、水防団及び水防協力団体の研修・訓練や、災害時における水防活動の拠点となる施設の整備を図り、水防資機材の充実を図る。また、青年層・女性層の団員への参加促進、処遇の改善等により、水防団の活性化を推進するとともに、NPO、民間企業、自治会等多様な主体を水防協力団体として指定することで水防活動の担い手を確保し、その育成、強化を図る。

## 11 水防と河川管理等の連携

(1) 府及び市は、国や府が組織する洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「淀川管内水害に強い地域づくり協議会」及び「北河内地域水防災連絡協議会」等を活用し、国、河川管理者、水防管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築する。また、河川管理者等は、緊急時に既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限

活用するため、治水ダム等の事前放流の取組を推進する。

- (2) 水防管理者は、委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ、災害協定等の締結に努める。

## 12 ため池の治水活用

---

台風や局地的豪雨時の流域における洪水発生の防止や浸水被害の軽減など、地域の安全安心を確保するため、市、府、ため池管理者等関係機関は連携してため池の持つ洪水調節機能を活用した余水吐の改良等の整備を行うとともに、その機能の保全に努める。

## 第5節 土砂災害予防対策の推進

|      |  |
|------|--|
| 実施担当 | 危機管理部、観光にぎわい部、都市整備部、土木部、<br>大阪府枚方土木事務所 |
|------|--|

### 第1 土砂災害警戒区域等における防災対策

#### 方針

市・府及び関係機関は、土砂災害防止法「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき土砂災害から人命を守るため、土砂災害のおそれのある区域等について、当該災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制・既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進する。

ここでいう土砂災害とは、急傾斜地の崩壊・土石流・地滑りを起因として起こる自然災害をいう。

#### 計画

##### 1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定

府は、土砂災害により被害のおそれのある地域の地形、地質、降水及び土地利用状況等についての基礎調査を行い、市長の意見を聴きながら、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条・9条）を行う。

本市において、土砂災害警戒区域が171区域、土砂災害特別警戒区域が159区域指定されている（令和4年3月31日現在）。

土砂災害警戒区域とは、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害を防止するために、警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域をいう。

土砂災害特別警戒区域とは、土砂災害警戒区域のうち急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造を規制すべき土地の区域をいう。

##### 2 土砂災害特別警戒区域内での開発行為の制限等

府は、土砂災害特別警戒区域において、住宅宅地分譲や社会福祉施設等のための開発行為について制限するとともに、土砂災害時に著しい危害が生じるおそれのある建築物の所有者等に対し、移転等の勧告を行う。

市及び関係機関は、建築基準法に基づく構造規制を踏まえ、建築物の構造が安全なものとなるよう努める。

また、市は土砂災害特別警戒区域内の既存不適格建築物の所有者自らが実施する移転・補強措置に対する支援事業に取り組む。

### 3 警戒及び避難等

- (1) 市は、警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集・伝達、避難及び救助等、警戒避難体制に関する事項について地域防災計画に定める。
- (2) 警戒区域内に主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう前項の土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を地域防災計画に定める。
- (3) 国土交通省令で定めるところにより、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布その他の必要な措置を講じる。
- (4) 市は、土砂災害警戒区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項等を定めた計画（「避難確保計画」）の作成を指導する。また、要配慮者利用施設の所有者等は、作成した計画は市長に報告するとともに、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施し、その結果を市長に報告する。また、市は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

### 4 土砂災害リスク及び避難に関する情報の周知

市は、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知し、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進を行う。

### 5 「緊急調査」及び「土砂災害緊急情報」の周知

地すべりにより、地割れや建築物等に亀裂が発生又は広がりつつある場合、府は想定される土地の区域及び時期を明らかにするため緊急調査を実施し、その結果を関係自治体に通知するとともに、一般に周知する。

(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第28条、29条、31条)

## 第2 急傾斜地崩壊対策

### 方針

市・府及び関係機関は、急傾斜地におけるがけ崩れを未然に防止し、法面の崩壊を防止するため、危険箇所の実態を調査し、必要に応じて法令による指定や崩壊防止措置を講ずるとともに、地域住民への周知徹底に努める。また、崩壊に対する警戒避難体制の確立に努める。

### 計画

#### 1 急傾斜地崩壊危険箇所及び区域

本市において急傾斜地崩壊危険箇所は急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰが68箇所、急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱが47箇所、急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる斜面Ⅲが5箇所の合計120箇所あり（平成15年3月公表）、そのうち急傾斜地崩壊危険区域が10箇所ある（平成21年3月24日現在）。また、建築基準法第39条第1項に基づき大阪府が指定した「災害危険区域」は10箇所ある（平成19年1月16日指定）。

「急傾斜地崩壊危険箇所」とは、「急傾斜地崩壊危険箇所点検要領（平成11年11月、建設省河川局砂防部傾斜地保全課）」により抽出された崩壊するおそれのある、高さが5m以上、傾斜度が30度以上の急傾斜地で、次のものをいう。

急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ：被害想定区域内に人家が5戸以上（5戸未満であっても官公署、学校、病院、旅館、発電所等のある場合を含む。）ある箇所

急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ：被害想定区域内に人家が1～4戸ある箇所

急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる斜面Ⅲ：被害想定区域内に保全人家はないが、今後新規の住宅立地等が見込まれる箇所

「急傾斜地崩壊危険区域」とは、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき、急傾斜地で、その崩壊により相当数の住居者その他の者に危害が生じるおそれがあるもの及びこれに隣接する土地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され、又は誘発されるおそれがないようにするための行為制限をする必要がある土地の区域で、府知事が指定したものをいう。この区域では、所有者等に崩壊防止工事が義務づけられあるいは府が崩壊防止工事を実施することとされている。

#### 2 急傾斜地対策

##### （1）行為の制限〔都市整備部〕

急傾斜地崩壊危険区域においては、崩壊を助長又は誘発するおそれのある行為は、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和44年法律第57号）に基づく規制を実施して急傾斜地の保全を図るとともに、居住建物については、建築時に、事前に府より、「急傾斜地崩壊危険区域内行為許可申請書及び災害危険区域内建築許可申請の許可」を取得するよう指導を行う。

## (2) 対策事業の実施

府は、急傾斜地崩壊危険区域で、崩壊のおそれ著しいと認められ、かつ当該急傾斜地の所有者、管理者若しくは占有者、又は当該急傾斜地の崩壊により被害を受けるおそれのある者が施行することが困難、又は、不相当と認められる急傾斜地崩壊防止工事を施行する。また、急傾斜地崩壊危険箇所内において、災害を防止するために必要があると認められる場合は、土地の所有者、管理者等に対し急傾斜地崩壊防止工事の施工、その他必要な措置をとることを勧告することができる。

市は、急傾斜地の崩壊のおそれがあると認められる場合は、府に連絡するとともに必要に応じて対策工事を推進する。

## 3 防災体制の整備

市・府等の各関係機関は、観測体制を整え危険性の有無を的確に把握するとともに、パトロールを実施するなど警戒体制や避難体制の確立に努める。

## 第3 土石流対策（砂防）

### 方針

府は市及び関係機関と連携し、土石流災害を防止するため土石流危険渓流及び危険区域の実態を調査し、必要に応じて砂防工事の実施、予防措置の指導等を行うとともに、地域住民に周知徹底する。また、土砂災害に備え、防災体制や情報連絡網の整備、災害発生時の避難体制の確立等に努める。

### 計画

#### 1 土石流危険渓流

本市において土石流危険渓流は土石流危険渓流Ⅰが17渓流、土石流危険渓流Ⅱが8渓流、土石流危険渓流Ⅲが1渓流の合計26渓流あり（平成15年3月公表）、そのうち砂防堰堤を有する渓流は4渓流である。

「土石流危険渓流」とは、「土石流危険渓流及び土石流危険渓流調査要領（案）（平成11年4月、建設省河川局砂防部）」による調査により抽出された、土石流発生の危険性がある次の渓流をいう。

土石流危険渓流Ⅰ：保全人家5戸以上（5戸未満であっても官公署、学校、病院、駅、旅館、発電所等のある場合を含む。）に被害の生じるおそれがある渓流

土石流危険渓流Ⅱ：保全人家1～4戸に被害の生じるおそれがある渓流

土石流危険渓流Ⅲ：保全人家はないが今後新規の住宅立地等が見込まれる渓流

「砂防指定地」とは、砂防法に基づき、砂防設備を要する土地又は治水上砂防のため一定の行為を禁止若しくは制限すべき土地として国土交通大臣が指定するものをいう。

## 2 砂防対策

府は、砂防法（明治30年 法律第29号）に基づき、砂防指定地における土地の掘削、土砂の採取、立木の伐採等行為の禁止及び制限を行うとともに、砂防事業の推進に努める。特に、土砂・流木による被害の危険性が高い溪流において、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施する。

## 3 防災体制の整備

市・府等の各関係機関は、土石流危険溪流については表示板を設置し、地域住民に周知するとともに、土石流予報警報装置等による監視体制を整備し、常に危険性の有無の把握とその資料の整理に努める。また、危険区域は広範囲にわたるため地域住民の協力が不可欠である。このため住民の防災意識の啓発・向上に努める。

このほか、降雨に注意し、警戒雨量を超えた場合は、速やかに付近住民に周知する情報連絡網の整備を図るとともに、災害発生時には避難体制の確立に努める。

## 第4 地すべり防止対策

### 方針

市・府及び関係機関は、多量の崩土による災害を未然に防止するため、危険箇所の実態を調査し、必要に応じて法令による指定や地すべりを助長又は誘発する原因となる行為を禁止・制限し、地すべり対策措置を講ずるとともに、地域住民に周知徹底する。また、災害に備え、観測パトロール体制や情報連絡網の整備等の推進を図る。

### 計画

#### 1 地すべり防止区域等

本市においては、地すべり危険箇所が8箇所（平成15年3月公表）、地すべり防止区域が2区域（平成21年3月24日現在）及び土砂災害警戒区域（地すべり）が2区域（平成29年5月31日現在）ある。

「地すべり危険箇所」とは、地すべり危険箇所調査要領（平成8年10月、建設省河川局砂防部傾斜地保全課）に基づき抽出された地すべりの発生するおそれがある箇所であり、地すべり等防止法第51条に基づく国土交通省所管になりうる箇所をいう。

「地すべり防止区域」とは、地すべり防止工事を行う等、地すべりによる災害を防止するため、国土交通大臣が地すべり等防止法（昭和33年 法律第30号）第3条に基づき指定する区域をいう。

#### 2 地すべり対策

府は市及び関係機関と連携し、地すべり防止区域内において、地すべりを助長

又は誘発する原因となる行為を禁止及び制限するとともに、地すべり対策事業の推進に努める。

### 3 防災体制の整備

市・府及び関係機関は、相互の連携と地域住民との協力を密にして、地形の変化、地下水の変動、降雨等に注意し、災害予防措置としての観測パトロールを実施する体制を整備するとともに、警戒避難体制の確立に努める。

## 第5 土砂災害警戒情報

### 1 土砂災害警戒情報

大阪管区气象台と府は連携し、大雨による土砂災害の危険度が高まった際、市長が防災活動や住民への避難指示等の災害予防対応を適時・適切に行うことができるよう、土砂災害警戒情報を作成・発表し、市長等に通知及び一般へ周知するとともに、避難指示等の発令対象地域を特定するための参考情報として、土砂災害警戒情報を補足する情報の提供に努める。

### 2 土砂災害の防災情報

府は、常時、土砂災害警戒情報を補足するための情報としてホームページ上で次の情報を公表している。

- (1) 土砂災害危険度情報
- (2) 府下全域の土砂災害警戒情報の発表状況
- (3) レーダー雨量

## 第6 山地災害対策

### 方針

市及び関係機関は、土砂の流出や崩壊を防止するため、山地災害危険地区の状況把握とともに、地域住民への周知徹底に努める。

### 計画

#### 1 山地災害危険地区

本市においては「山腹崩壊危険地区」が8地区、「崩壊土砂流出危険地区」が5地区ある。(平成30年4月公表)



「山地災害危険地区」とは、山腹の崩壊、崩壊土砂の流出及び地すべりによる災害が現に発生し、又は発生する危険のある森林で、その危害が人家又は公共施設に直接およびおそれがある地区をいうものであり、18林整治第520号（平成18年7月3日付）による「山地災害危険区域調査要領」により抽出された地区をいう。

## 2 山地災害対策

国・府は、森林法（昭和26年 法律第249号）に基づき森林の維持造成に努め、山地災害の未然防止を図る。

また府は、保安林において一定の行為を制限するとともに、治山事業の実施に努める。特に、流木災害が発生するおそれのある森林について、流木となる危険性の高い溪流沿いの立木の伐採、林外搬出などの対策を推進するとともに、住民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検等を実施するものとする。

## 3 防災体制の整備

市・府及び関係機関は、相互が連携して災害情報の収集及び伝達、警戒や避難等の活動が迅速かつ的確に遂行されるよう警戒避難体制の整備・確立に努める。

# 第7 予防措置の指導

## 方針

市・府及び関係機関は、土砂災害を未然に防止するため、土地の所有者又は占有者等に対し、必要な予防措置を講ずるよう指導に努める。

# 第8 宅地安全対策〔都市整備部〕

## 方針

市及び関係機関は、災害に強いまちづくりを推進するため、宅地における防災措置の指導に努める。

## 計画

### 1 宅地等開発行為に対する規制・指導

市は、良好で機能的な住宅地の形成を図るとともに、災害に強いまちづくりを推進するため、宅地造成等規制法及び都市計画法等により安全なまちづくりの指導に努める。

### 2 宅地安全対策の啓発

軟弱地盤、液状化を起こしやすい地盤、山地や丘陵地等、地盤条件が悪い箇所に立つ木造住宅等は、災害時に大きな被害を受けるおそれがあることから、市及び関係機関は、既存パンフレット等を活用して安全点検等呼びかけ、特に宅地防災上の安全性が低いものについては、関係法規に基づき安全対策を講ずるよう指導する。

### 3 宅地防災パトロール

---

市及び府は、宅地の災害発生を未然に防止するため、宅地防災パトロールを実施し、危険な宅地については防災措置を指導する。

### 4 宅地の耐震化

---

市及び府は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した、大規模盛土造成地マップを公表し、市民の防災意識を高めるとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を促進するよう努める。今後、滑動崩落により居住者等に危害を生じるおそれの大きいか否かの検討を行う。

## 第6節 危険物等災害予防対策の推進

|      |   |
|------|---|
| 実施担当 | 危機管理部、健康福祉部、環境部、枚方寝屋川消防組合、府（危機管理室）、関係機関 |
|------|---|

### 第1 危険物災害予防対策

#### 方針

枚方寝屋川消防組合及び関係機関は、各種危険物による災害の発生を防止するため、危険物施設事業所の保安体制の強化、法令に定めるところによる適正な保安措置の指導を行うとともに、保安教育及び訓練の徹底並びに自衛消防組織の育成及び防災意識の高揚を図る。

一方、危険物施設事業所の管理責任者は、関係機関と連携して保安体制の強化及び法令に定めるところによる適正な保安措置を講ずるとともに、保安意識の高揚並びに自衛消防組織の強化・育成に努める。

#### 計画

##### 1 保安教育の実施

枚方寝屋川消防組合及び関係機関は、保安管理の向上を図るため、危険物施設事業所の管理責任者、防災管理者、危険物保安監督者、危険物取扱者及び危険物施設保安員に対し、保安管理の向上を図るための講習会、研修会等の保安教育を実施する。

##### 2 規制・指導の強化

枚方寝屋川消防組合及び関係機関は、危険物施設事業所に対する立入検査を適時実施し、次の事項に関する状況の把握と安全指導を行う。

- (1) 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理に関する検査の強化
- (2) 危険物の運搬及び積載方法についての検査の強化
- (3) 危険物施設事業所の管理責任者及び保安監督者に対する指導の強化
- (4) 危険物の貯蔵、取扱い等安全管理についての指導の強化
- (5) 災害の拡大を防止するための施設、設備の整備及び緊急措置要領の確立
- (6) 震災時等における危険物仮貯蔵、仮取扱いの事前計画の提出

##### 3 事業所の自衛消防組織の強化促進

- (1) 枚方寝屋川消防組合及び関係機関は、大規模な危険物施設事業所に対し、自衛消防隊の組織化を推進し、自主的な防災体制等、活動要領の確立について指

導する。

- (2) 危険物施設事業所は、自衛消防隊の組織化に努め、自主的な災害予防体制の確立に努める。
- (3) 枚方寝屋川消防組合及び関係機関は、災害時に隣接する危険物施設事業所同士が助け合う相互応援の協力体制を指導し、効率的な自衛消防力の確立を図る。

#### 4 化学消防機器の整備

- (1) 枚方寝屋川消防組合は、化学車等の整備に努めるとともに、化学消防力の強化を促進する。
- (2) 危険物施設事業所は、事業所における消火剤及び必要資機材の整備に努める。

#### 5 事業者

事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

## 第2 高圧ガス災害予防対策

### 方針

枚方寝屋川消防組合及び府は、高圧ガス法、及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律をはじめ関係法令の周知徹底・規制を行うとともに、事業所等における自主保安体制の確立、保安意識の高揚を図る。

### 計画

#### 1 規制

- (1) 立入検査及び保安検査により、法令上の技術基準の遵守を徹底させる。
- (2) 関係機関と連携して、高圧ガス積載車両等の一斉取締りを実施する。

#### 2 指導

- (1) 危害予防規程の策定を指導する。
- (2) 高圧ガス関係事業所における保安教育、施設の維持管理等を適正に行うよう指導する。
- (3) 販売事業所等に対し、保安の確保を図るため、立入検査等の指導を実施する。

#### 3 自主保安体制の確立

自主的な防災組織である大阪府高圧ガス地域防災協議会や高圧ガス関係団体の実施する自主保安活動が、より一層充実するよう指導する。

#### 4 啓発

各種の研修会、講習会を実施するほか、高圧ガス保安活動促進週間において、高圧ガス保安大会の開催、防災訓練の実施等、関係者の保安意識の高揚を図る。

### 第3 火薬類災害予防対策

#### 方針

枚方寝屋川消防組合及び府は、府警察と連携し、盗難防止対策を含めた火薬類の災害を防止するため、火薬類取締法をはじめ関係法令の遵守徹底・規制を行うとともに、火薬類取扱事業所等における自主保安体制の確立、保安意識の高揚を図る。

#### 計画

##### 1 規制

立入検査及び保安検査により、法令上の技術基準を遵守徹底するよう指導する。

##### 2 指導

- (1) 危害予防規程の策定を指導する。
- (2) 火薬類取扱事業所等における保安教育や自主保安検査の実施を指導する。

##### 3 自主保安体制の確立

- (1) 大阪府火薬類保安協会が実施する火薬類取扱従事者に対する保安講習の方法等を指導する。
- (2) 事故発生時の緊急出動連絡体制として大阪府火薬類保安協会に設置された防災対策委員制度を活用するよう指導する。

##### 4 啓発

危害予防週間（6月）において、保安講習の開催、立入検査の実施、啓発ポスターの配付等により、関係者の保安意識の高揚を図る。

### 第4 毒劇物災害予防対策

#### 方針

健康福祉部、府及び枚方寝屋川消防組合は、毒劇物による危害防止のための指導及び啓発に努める。

## 計 画

### 1 規制・指導

- (1) 市及び府は、毒劇物営業者への立入検査を実施し、法令を遵守するよう指導する。
- (2) 市及び府は、毒劇物による事故を起こした事業者に対し、再発防止の指導を行う。
- (3) 枚方寝屋川消防組合は、消防法第9条の3の規定による届出の状況を把握し、災害発生時の消防活動の障害とならないよう維持管理について指導する。

### 2 危害防止体制の整備

市及び府は、毒劇物営業者に対して危害防止体制の整備を指導する。

### 3 啓発

市、府及び関係機関は、毒劇物に関する知識の普及等に努める。

## 第5 放射性同位元素に係る災害予防対策

### 方 針

核燃料物質や放射性同位元素等を原因とする事故（放射線災害）予防対策、応急対策及び事後対策は、他の法令等によるべき旨のない範囲で、核燃料物質の使用施設の設置者及び放射性同位元素取扱事業者（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に規定する放射性同位元素の使用者、販売業者、賃貸業者及び廃棄事業者をいう。）等は、必要な対策（施設の防災対策、防災業務関係者に対する教育、防災訓練等）を講じるよう努める。

## 計 画

### 1 施設の防災対策

放射性同位元素に係る施設の設置者等は、次の措置を強力に推進する。

- (1) 施設の耐震・不燃化対策を推進し、安全を確保する。
- (2) 放射線による被曝の予防対策を推進する。
- (3) 施設の環境放射線量の測定を行い、常時放射能レベルを把握する。

## 2 放射線防災に関する知識の普及

防災関係機関は、住民に対し放射線防災に関する次の事項について知識の普及を行う。

- (1) 放射線及び放射性物質の特性
- (2) 放射線災害とその特性
- (3) 放射線災害時における留意事項

## 3 防災業務関係者に対する教育

防災関係機関は、放射線防災業務に携わる者に対し次に掲げる事項について教育を行う。

- (1) 放射線防災体制及び組織に関する知識
- (2) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関する知識
- (3) 放射線及び放射性物質の測定方法及び機器を含む防災対策上の諸設備に関する知識
- (4) 緊急被ばく医療に関する知識

## 4 訓練

防災関係機関並びに放射性同位元素に係る施設の管理責任者は、共同又は単独で緊急時通信連絡訓練等を実施する。

# 第6 管理化学物質災害予防対策

## 方針

管理化学物質として大阪府生活環境の保全等に関する条例で定められた有害物質を取扱う事業者に対し、生活環境保全条例に基づく規制を行うとともに、生活環境保全条例はじめ関係法令の周知徹底を行い、管理体制の確立、管理化学物質による災害発生の未然防止について意識の高揚を図る。

## 計画

### 1 規制

管理計画書等の策定・届出を徹底させる。

### 2 指導

- (1) 立入検査を実施し、化学物質適正管理指針に適合する設備にするよう指導する。

- (2) 管理化学物質が流出した際の被害の拡大防止等のための訓練、施設の維持管理等を適正に行うよう指導する。
- (3) 管理化学物質を取扱う事業者等に対し、管理化学物質の流出により住民の健康に被害を生じるおそれがある際等には、応急措置を講じ、その状況を市及び府へ通報するよう、指導する。

### 3 管理体制の整備

---

管理化学物質取扱事業者等に対して、管理化学物質が流出した際の指揮命令系統及び連絡体制、避難誘導體制、事故対策本部、モニタリング体制その他の管理体制の整備を指導する。

### 4 啓発

---

化学物質適正管理指針に係る説明会、化学物質管理の事例紹介等に係るセミナーへの出席を促すとともに、立入検査を実施する等により、関係者に対して管理化学物質による災害発生の未然防止について意識の高揚を図る。



## 第2章 防災体制の強化計画

|      |               |
|------|---------------|
| 実施担当 | 全部局、枚方寝屋川消防組合 |
|------|---------------|

### 第1節 災害応急活動体制の整備

#### 第1 中枢組織体制の整備

##### 方針

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、災害の応急対策及び災害応急復旧を迅速かつ的確に実施するため、市及び関係機関は組織及び体制を整備し、防災関係機関相互の連携の強化、施設・設備等の整備、医薬品、資機材・物資の備蓄・点検等に関する計画を定め、防災体制の充実に努める。

##### 計画

#### 1 防災対策の推進組織

市の総合的な防災対策を推進するため、防災に係る中枢的な組織体制の整備・充実に努める。

##### (1) 枚方市防災会議

枚方市防災会議条例（昭和39年 枚方市条例第35号）の定めるところにより、枚方市地域防災計画の作成及びその実施の推進等を行う。

##### (2) 危機管理施策推進委員会

庁内の危機管理施策推進委員会は、平常時から防災施策及び危機管理施策の確立及び推進にあたり、施策等の審議及び検討を行う。

【構成】 委員長：危機管理部長

副委員長：総務部長

委員：部次長のうちから部長が指名する者並びに保健所副所長、福祉事務所次長、会計課長、上下水道部次長、市立ひらかた病院事務局次長、市議会事務局次長、教育委員会事務局次長、監査委員事務局課長、選挙管理委員会事務局次長

##### 【事務分掌】

- ① 枚方市地域防災計画の推進及び改訂に関すること
- ② 危機管理に係るマニュアルの整備に関すること
- ③ 危機管理に係る訓練の実施及び危機管理に係る知識の周知に関すること
- ④ 市長が必要と認める事項に関すること

## 2 情報収集体制

気象情報等により情報収集活動や災害警戒を最小限の人員で実施する。

- 【設置】 情報収集体制責任者は、気象情報等により災害発生のおそれがある場合に必要に応じて設置する。
- 【組織】 情報収集体制責任者：危機管理監  
情報収集体制副責任者：危機管理部長  
情報収集員：危機管理部、市長公室、総務部、観光にぎわい部、保健所、都市整備部、土木部、上下水道部、教育委員会総合教育部の危機管理施策推進委員
- 【業務】 各種必要な情報収集活動及び警戒業務を行う。
- 【廃止】 災害対策本部及び災害警戒本部が設置されたとき、又は災害警戒の必要がなくなったとき。
- 【その他】 情報収集体制に含まれない危機管理施策推進委員にあっても、必要に応じて所管組織・施設の安全確保及び災害被害等の情報把握に努める。

## 3 災害警戒本部

災害対策本部が設置されるまでの間に、各種災害情報の収集・分析を行うとともに災害応急対策の検討を進める。

- 【設置】 警戒本部長は、気象予警報等が発表されたとき必要に応じて設置、又は市域で震度5弱を観測したとき及び南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時に比べて相対的に高まった旨の「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」の発表があった場合に自動設置する。
- 【組織】 警戒本部長：副市長（危機管理部担当）  
警戒副本部長：副市長、教育長、上下水道事業管理者、病院事業管理者、危機管理監  
警戒本部員：理事、監、副教育長、市議会事務局長及び各部長（危機管理部、市長公室、総務部、観光にぎわい部、健康福祉部、保健所、福祉事務所、子ども未来部、都市整備部、土木部、上下水道部、教育委員会総合教育部、教育委員会学校教育部）
- 【業務】 災害対策本部の設置に至らない場合の災害対応の準備及び警戒の業務を行う。
- 【廃止】 災害対策本部が設置されたとき、又は災害応急対策等の措置が完了したとき及び南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性がなくなった旨の「南海トラフ地震臨時情報（調査終了）」が発せられた場合。

## 4 災害対策本部

市域で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市長が防災対策の推進を図るため必要があると認めるときは、災害対策基本法第23条及び枚方市災害対策本部条例（昭和39年 枚方市条例37号）に基づき、災害対策本部を設置し、災害予防及び災害応急対策を実施する。

【設置】 市域で震度5強以上を観測したときに自動設置する。また、小規模な災害が発生、又は発生するおそれがあり、その対策を要すると認められるとき、特別警報が発表されたとき、その他市長が必要と認めるときに設置する。

【組織】 本部長：市長

副本部長：副市長、教育長、上下水道事業管理者、病院事業管理者、危機管理監

本部員：理事、監、副教育長、危機管理部長、市長公室長、総合政策部長、市駅周辺まち活性化部長、市民生活部長、総務部長、観光にぎわい部長、健康福祉部長、保健所長、福祉事務所長、子ども未来部長、環境部長、都市整備部長、土木部長、会計管理者、上下水道部長、市立ひらかた病院事務局長、教育委員会総合教育部長、教育委員会学校教育部長、市議会事務局長、監査委員事務局長、枚方寝屋川消防組合職員（消防長の指名する消防吏員）

【業務】 枚方市災害対策本部条例の定めるところによる。

【廃止】 市域において災害が発生するおそれが解消したと認められたとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認められたとき。

## 5 保健医療調整本部

市は、災害の状況に応じ被災地域の内外を問わず、災害発生直後から中長期に亘り、大阪府及び北河内医療圏の医療機関等と連携を図りながら枚方市域の災害時の医療救護活動及び保健医療活動の調整等を適切に行うため、必要に応じ、枚方市保健医療調整本部を設置する。

【設置】 ① 市域で震度5強以上を観測したとき

② 市長が必要と認められたとき。

【組織】 枚方市保健医療調整本部長：枚方市保健所長

枚方市保健医療調整副本部長：健康福祉部危機管理担当職

構成団体：枚方市災害医療対策会議構成団体及びその他保健医療調整本部長が指名する関係団体

医療本部員：構成団体からあらかじめ選出された者

【業務】 枚方市保健医療調整本部長が指示する業務

【廃止】 枚方市保健医療調整本部長が指示するとき

## 6 事後配備体制

災害が発生するおそれが解消し災害応急対策等がおおむね完了したが、災害事後対応が必要なときに人員の配備を行い、円滑な処理を実施する。

【設置】 事後配備体制責任者は、災害対策本部、又は災害警戒本部廃止後、災害事後対応の必要に応じて設置する。

【組織】 事後配備体制責任者：危機管理監

事後配備体制副責任者：危機管理部長

事後配備対応員：危機管理部、市長公室、市民生活部、総務部、観光にぎわい部、健康福祉部、保健所、福祉事務所、環境部、都市整備部、土木部、上下水道部、教育委員会総合教育部の危機管理施策推進委員

【業務】 災害応急対策等がおおむね完了した後に、住民相談や被害調査等必要となる災害事後対応に係る業務を行う。

【廃止】 災害事後対応の措置が完了したとき、又は事後配備体制責任者が適当と認めたとき。

## 第2 初動体制

### 方針

市及び関係機関は、勤務時間外の災害で、災害対策本部体制を確立するまでに時間を要する場合に備え、初動体制の整備を図る。

### 計画

勤務時間外の災害で、災害対策本部体制を確立するまでに時間を要するときは、本庁舎の宿日直者・警備員及び市長があらかじめ指名した職員並びに危機管理部職員により、各種情報の収集・伝達等の初期活動にあたるものとする。

## 第3 動員体制の整備

### 方針

市及び関係機関は、災害時の組織体制の整備と併せて、災害時の応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう、職員の配備体制・勤務時間外における体制の整備を図るとともに、災害対策本部事務局の拠点の設置や防災関係機関の現地情報連絡員を含めた情報共有の仕組みを構築する等、運営方法の整備を図る。

また、市と府は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、適切な対応がとれるよう努める。

## 計 画

### 1 動員体制

動員体制については、地震災害応急対策・復旧復興対策編における第1章第4節、及び風水害等応急対策・復旧復興対策編における第1章第4節第5の「職員の動員配備」に示すものとする。

### 2 動員の連絡と参集方法

#### (1) 勤務時間内の連絡

動員の連絡は、災害対策本部設置前は市長の指示を受けて危機管理監が各部長に連絡し、各部長は各課長等を経て各職員に連絡する。災害対策本部設置後は、本部員が各課長に連絡し、各課長は各職員に連絡する。また、必要に応じて庁内放送等により配備体制を整えるよう連絡する。

#### (2) 勤務時間外の連絡

##### ア 地震災害時の自主参集

- ① 市域で震度4を観測したときは、初動体制の自動配備とし、状況に応じて情報収集体制に移行する。市域で震度5弱を観測したときは、災害警戒本部体制の自動配備とする。市域で震度5強を観測したときは、災害対策本部体制（1号配備）の自動配備とし、市内住家等への被害の有無により、状況に応じて2号又は3号配備に移行する。あらかじめ任命・指名を受けている職員は、自主的に参集し、所定の職務につく。
- ② 市域で震度6弱以上を観測したときは、4号配備の自動配備により、全職員が自主的に参集し、所定の職務につく。

##### イ 風水害等の際の連絡

危機管理監（不在の時は、危機管理部長）は、災害情報システムにより、各職員に必要な事項を連絡する。

参集場所は、あらかじめ任命・指名を受けている職員は指定の場所、その他の職員は原則として勤務場所とする。ただし、各部長の判断により、特に必要と認めた場合は、動員指令の連絡時に場所を指定して参集させ、職務につかせることができる。

## 第4 防災機能等の確保・充実

### 方 針

市及び関係機関は、災害時に速やかな体制がとれるように、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等に配慮しつつ、非構造部材の耐震化を推進するなど、防災拠点機能の確保・充実を図るとともに、大規模災害時においても、適切な災害応急活動が実施できるよう活動拠点及び備蓄拠点を計画的に整備する。また、防災拠点

の自家発電設備等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるよう燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努めるものとする。

## 計 画

### 1 防災中枢施設の機能整備〔危機管理部〕

災害警戒本部又は災害対策本部の設置場所として予定している市役所別館4階特別会議室及び第3、第4委員会室にも、災害情報の収集・伝達のため大阪府防災行政無線の防災専用電話及び防災専用ファクシミリ等の整備に努める。

また、保有する施設・設備において、電力供給が途絶した場合に備え、自家発電設備等の整備をはじめ多様な手段による電力確保に努め、十分な期間の発電が可能となるよう燃料の備蓄等に努める。

### 2 災害対策用備蓄〔総務部〕

災害対策に従事する職員用の飲料水・食料、燃料等の確保に努める。

### 3 代替施設の機能整備

輝きプラザきららの地域防災センターは、災害対策本部・情報通信機器室・備蓄倉庫等の機能が整備されており、大規模災害が発生して市役所庁舎で対応できない場合に、防災中枢施設を補完する施設となる。同センターについては、さらに機能を充実させるとともに、代替施設として使用する場合の体制整備に努める。

さらに、市役所庁舎、輝きプラザきららの地域防災センターがともに使用できない場合の代替施設として、南部生涯学習市民センターを使用するものとし、そのための体制整備に努める。

また、保有する施設・設備において、電力供給が途絶した場合に備え、自家発電設備等の整備をはじめ多様な手段による電力確保に努める。

また、十分な期間の発電が可能となるよう燃料の備蓄等に努める。

### 4 公共施設等の機能整備

指定避難所に指定した学校施設をはじめとする公共施設等と災害対策本部との連絡体制を整備するため防災行政無線を設置するとともに、公共施設にあっては災害時の役割を踏まえ、ライフライン遮断時の自立対策等を検討し、それぞれ順次整備する。

### 5 地域防災拠点の機能整備

市は、市域における応援部隊の受入れ及び活動拠点、備蓄拠点、物資輸送拠点として、府の広域防災拠点及び後方支援活動拠点と連携した地域防災拠点の整備に努める。また、地域防災拠点の運営に関するマニュアル等を作成し、それに基づく運営及び連携を図る。

- (1) 応援部隊の受入れ及び活動拠点  
自衛隊をはじめとする応援部隊を受入れるため、後方支援活動拠点等の整備に努める。
- (2) 備蓄拠点  
救助物資の備蓄は、第3次防災生活圏ごとに学校施設等を活用して備蓄倉庫の整備を計画的に行い、備蓄体制の確立に努める。また、地域防災センターにも備蓄倉庫が整備済みである。
- (3) 物資集積所  
災害の状況、規模等に応じて物資集積所を指定し、これら施設の整備に努める。
- (4) 耐震性貯水槽、耐震性防火水槽  
地域防災センターに隣接する防災公園（車塚公園）に耐震性貯水槽、耐震性防火水槽が整備済みである。

## 6 装備資機材等の備蓄

防災関係機関は、応急対策及び応急復旧に、迅速に対応するため、必要な人材、装備・資機材等の確保、整備に努める。特に、三次医療機関等の人命に関わる重要施設、電気、通信等のライフライン施設については、早期に復旧できるよう体制等を強化することとする。

- (1) 資機材等の備蓄、点検及び技術者等の把握  
災害応急対策に万全を期するため、燃料、発電機、建設機械等の装備・資機材等の充実及び適正配備に努め、災害時に有効に使用できるよう定期的に点検を行い、不足する場合には補充等の措置を講ずる。  
また、関係団体との連携により資機材・技術者等の確保体制の整備に努める。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進する。  
また、枚方寝屋川消防組合は大規模事故災害に対応するため、消火薬剤等の備蓄に努める。  
その他、府、市及び近畿地方整備局は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するとともに、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。
- (2) データの保全  
戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係書類並びに測量図、構造図等の復旧に必要な各種データを整備、保管する。特に、データ及びコンピューターシステムのバックアップ体制に万全を期する。

## 第5 防災研修及び防災訓練の実施

### 方針

市及び関係機関は、それぞれの防災体制の強化と併せて災害対応力の向上を図るため、国や府の実施する研修を通じて幹部を含めた職員の防災教育をより一層充実するとともに、第一線で活動する消防職員及び消防団員の専門教育及び地域防災計画等の習熟、連携体制の強化に努める。また住民を含めた防災意識の向上と防災体制の万全を期すことを目的とする防災訓練の実施に努める。

### 計画

#### 1 職員に対する防災教育

市は、各職員が災害時において的確な判断のもと、円滑な防災活動が図られるよう、職員研修の実施、各種講習会、研修会等への出席、防災訓練への参加等により防災知識を習得させるなど、職員に対する防災教育を実施する。また「災害時初動マニュアル（\*註手引き）」等の整備を行い、職員の自己研鑽を促す。

##### (1) 教育の内容

- ア 地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担
- イ 非常参集の方法
- ウ 図上訓練の実施
- エ 気象、水象、地象その他災害発生原因についての知識及び災害の種別ごとの特性
- オ 過去の主な被害事例
- カ 防災知識と技術
- キ 防災関係法令の適用
- ク その他必要な事項

##### (2) 救命講習の実施

全職員の救命技能を維持向上するため、普通救命講習の講師資格を取得した職員が、講師（応急手当普及員）として定期的に講習を実施する。

#### 2 消防団員及び自主防災組織の防災教育

市は、防災関連の研修会等への積極的な参加を推奨するとともに、研修会及び各種訓練等を実施し、専門的知識の習得等に努める。

#### 3 家屋被害認定を行う者の育成

災害時の家屋被害認定の迅速化と適正化を図るために、府が実施する家屋被害認定担当者向けの研修に参加する。

#### 4 総合防災訓練及び個別訓練の実施



市は、枚方市消防団、防災関係機関、住民、民間事業者等の協力の下、組織動員、水防、消防、避難救助、災害通信連絡等の各種訓練を総合的あるいは個別に実施し、災害時における防災活動の迅速かつ円滑な実施体制の確立に努める。

訓練にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、各種災害に関する被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練成果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間の訓練環境などについて具体的な設定を行うなど実践的な内容とする。

避難行動要支援者の参加、女性の参画を含め多くの住民の参加を得て、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込む等実践的なものにするるとともに民間事業者等と連携しながら実施する。

また、業務継続計画（BCP）の実効性を高めるために、業務資源の有用性や非常時優先業務の実行可能性等が検証できる訓練を行う。

大規模広域災害時の円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するように努めるものとする。

新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練も実施する。

訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ防災組織体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

#### （1）総合訓練

市は、市域内の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者が一体となり、自主防災組織等住民及び府その他の関係機関の協力を得て、次のとおり実施する。また、被害が広域にわたる地震災害も想定し、相互応援協定を締結した市町と連携した広域的な防災訓練も実施する。

その際、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、男女の違いや性の多様性を理解し、被災時の異なるニーズに十分配慮するよう努める。

##### ア 総合防災訓練の実施

総合防災訓練は、住民の防災意識や災害時の行動力の向上と防災関係機関相互の連携体制の強化を図ることを目的に、住民の参加の協力も得て実施する。

##### イ 訓練の種別

- ① 組織動員訓練
- ② 避難訓練
- ③ 災害通信連絡訓練
- ④ 消火・救急・救助訓練
- ⑤ 災害医療訓練
- ⑥ ライフライン対応訓練
- ⑦ 緊急輸送訓練

- ⑧ 水防訓練等各種実技訓練（林野火災、危険物災害等）
- ⑨ 緊急地震速報対応訓練
- ⑩ 図上訓練

（2）個別訓練

水防、消防、土砂災害対策、避難救助、災害通信連絡、非常参集等に係る訓練を、状況に応じて単独又は共同で実施する。

ア 水防訓練

洪水防ぎよに万全を期するため、淀川左岸水防事務組合や関係機関と連携した水防技術の向上を図る訓練を実施する。

① 水防訓練の実施

水防訓練は毎年1回出水期前に実施する。

② 訓練の内容

水防工法等訓練の内容については、淀川左岸水防事務組合の水防計画の定めるところにより実施する。また、地下空間の管理者等と協力して、地下空間の浸水災害を想定した防災訓練についても考慮する。

イ 消防訓練

枚方寝屋川消防組合は、災害規模及び災害事象に応じた各種計画等の習熟を図り、突発的な災害に対処できるよう、非常招集、通信連絡、火災防ぎよ技術、救急・救助等の訓練を計画的に実施する。また、各事業所にあつては防火管理者等に対して消防訓練の実施を指導する。枚方市消防団は、枚方寝屋川消防組合の協力を得て、定期訓練等を実施する。

ウ 土砂災害訓練

土砂災害発生時における応急対策が迅速かつ円滑に実施できるよう、関係機関との連携や住民の参加を得る訓練を実施し、併せて土砂災害に対する住民の防災意識の高揚に努める。

エ 避難救助訓練

災害時に避難行動が確実、そして迅速、円滑に実施できるよう、避難の指示・伝達、避難誘導、救助救出等を関係機関と緊密な連携の下に実施する。実施にあつては、状況に応じて水防訓練、消防訓練及び土砂災害訓練と併せて行う。

オ 災害通信連絡訓練

平常時から災害時への通信体制の切り替え、通信内容の確実な伝達及び受報、通信途絶時の連絡確保、特に無線通信訓練に重点を置いた訓練を実施する。

カ 非常参集訓練

職員の判断による自主参集及び自主配備が迅速・確実なものにするため非常参集の訓練を実施する。

（3）実践的な防災訓練の実施

毎年定期的に行われている通常の防災訓練に加えて、訓練される側が事前にシナリオを知らされないまま行う形式の図上訓練や災害の発生が想定され

る現地での実践的訓練等を継続する。

## 第6 公共施設防災体制の強化

### 方針

公共施設管理者は、市及び関係機関と連携して、大規模災害時においても適切な対応が行えるようなマニュアルを作成する等、防災体制の強化に努める。

### 計画

#### 1 マニュアルの作成

災害時に、それぞれの施設で対応すべき応急対策活動のマニュアル作成に努める。

#### 2 組織体制の整備

災害時に、それぞれの応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう、防災に係る組織動員体制の整備に努める。

#### 3 避難訓練等の実施

災害時における適正な判断力を養い、各施設における防災活動の円滑な実施を図るため、避難訓練等を実施する。

## 第7 防災に関する調査研究の推進

### 方針

市は、災害の未然防止及び被害の軽減を図るとともに、総合的かつ計画的な防災対策を推進するため、災害要因、被害想定及び防災体制等についての調査研究を継続して実施する。

なお、効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化の積極的な活用に努める。

### 計画

#### 1 災害応急体制の検討

市は、地震災害時において迅速かつ的確な応急対策が実施できるよう、防災アセスメント等の結果や防災訓練時における諸課題を踏まえ、災害応急体制の検討・改善に努めるものとする。また、枚方市地域防災計画の修正にあわせ、随時

「災害時初動マニュアル」等を修正する。

## 2 災害復興のまちづくりの研究

市は、地震災害又は市街地大火によって木造密集市街地が壊滅的な被害を受けた場合を想定し、被災後の延焼市街地の復興、新しいまちづくりが円滑に実施できるよう、あらかじめ木造密集市街地の整備のあり方、整備手法、土地利用計画等について研究する。

## 第8 広域応援体制等の整備

### 方針

市及び関係機関は、平常時から、大規模災害をも視野に入れ、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意しながら、広域的な視点に立った防災体制の整備を図る。

### 計画

#### 1 広域応援体制の充実

市及び関係機関は、災害時に相互応援を実施することを目的として、災害対策に関する協定や消防相互応援に関する協定を締結し、広域的な相互応援体制の推進に努める。また、指定避難所や指定緊急避難場所の不足の事態に備えて、他市町村との避難者の相互受入れ体制についても整備を図る。

#### 2 緊急消防援助隊の受入れ体制の整備

枚方寝屋川消防組合及び府は、地震等の大規模災害時における消防活動をより効果的に実施するため、枚方寝屋川消防組合「緊急消防援助隊受援計画」及び大阪府「緊急消防援助隊受援計画」に基づき、消防組織法に規定する消防庁長官の要請又は指示により派遣される緊急消防援助隊の受入体制及び応援部隊との円滑な活動体制の整備を図る。

#### 3 民間関係団体等との協力体制の整備

市及び関係機関は、大量の人的・物的手段を確保し、応急活動及び救護活動の効率化を図るため、関係団体等との協力体制を整備するとともに、災害時の連携を密にする情報交換の強化・充実に努める。

#### 4 自衛隊の派遣要請に関する連携体制の整備

市は、大規模災害時に自衛隊との連携を円滑に行うため、平常時から連絡体制の強化及び派遣要請手続の明確化に努めるとともに、総合防災訓練への自衛隊の参加等により相互の連携を図る。

## 5 支援医療班等に関する受援体制の整備

市は、災害時における医療提供体制の確保及び適切な保健医療活動を実施するために、医療支援チーム（DMAT・JMAT・日赤等）、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、他自治体からの保健師等派遣チーム、その他保健医療に係る支援（プッシュ型支援や民間支援団体を含む）を円滑に受けられるよう体制の整備を図る。

## 第9 自治体被災による行政機能の低下等への対策

### 方針

市は、大規模災害によって、自らが被災することで行政機能が大幅に低下し、災害対応が困難となることをも視野に入れて、必要な体制を整備する。

### 計画

#### 1 業務継続計画（BCP）の策定・運用

南海トラフ巨大地震や生駒断層帯地震等の大規模地震が発生した場合、市の庁舎（建物・ライフライン等）や職員等も甚大な被害を受けることが想定される。

そのような状況に陥った場合でも、災害応急対策業務に万全を尽くすとともに、住民生活に直結する業務等について、できる限り継続的に実施し、また、やむを得ず中断を余儀なくされた場合においても速やかに復旧することが必要である。そのため、市は、以下の方針に基づく業務継続計画（BCP）の適切な運用に努める。

- （1）大規模地震での被害を最小限にとどめるため、地域防災計画に定められた災害応急対策業務に万全を尽くす。
- （2）自治体の行政機能が一部停止することによる市民生活や経済活動等への支障を最小限にとどめるため、首長不在時の明確な代行順位、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、自ら保有するコンピューターシステムや重要な行政データのバックアップ対策を講じるとともに、中断が許されない通常業務の継続・早期再開に努める。
- （3）災害応急対策業務及び中断が許されない通常業務の継続を図るため、早期参集等により必要な要員を確保するとともに、執務室をはじめ、電気・水・食料や災害時にもつながりやすい多様な通信手段等にかかる業務資源の確保に努める。
- （4）定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行う。

#### 2 災害情報システムの運用

市は、災害情報システムの運用体制の整備に努める。

### 3 応援・受援体制の整備

市は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の自治体等から応援を受けることができるように「枚方市災害時受援計画」を策定し、応援・受援に関する手順、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制、資機材等の準備及び輸送体制等について必要な準備を整える。また、被災市区町村応援職員確保システムを活用した応援職員の受け入れについて、訓練等を通じて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

#### (1) 応援・受援計画の目的

支援を要する業務や受入れ体制などを定め、計画としてまとめておくことで、大規模災害発生時に、自らの行政機能だけでは対応できない事態に他の自治体等、多方面からの支援を最大限活かすことを目的とする。

#### (2) 計画に定める主な内容

- ① 受援対象業務（受援対象業務選定の考え方、受援対象業務一覧、各部の受援対象業務数）
- ② 応援の要請と受入れ（市の受援体制、人的支援・物的支援の受入手順）
- ③ 応援団体別の受援体制（地方公共団体、自衛隊、緊急消防援助隊、医療関係、災害時応援協定締結団体、ボランティア）
- ④ その他（受援手続きに係る様式・個票、応援協定一覧）

なお、応援・受援計画の策定にあたり、必要に応じて、大阪府の支援を要請する。

### 4 相互応援体制の強化

市は、相互応援協定の締結など、府外も含めた市町村間の相互応援体制の強化に努める。

## 第10 罹災証明書の発行体制の整備

### 方針

市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、罹災証明発行業務のシステム化、住家被害認定調査及び罹災証明書発行業務の要員名簿の作成等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

また、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後

に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

さらに、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

## 第11 事業者、ボランティアとの連携

### 方針

市は、企業等との間で連携強化を進め、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結するなど、協力体制を構築することにより、民間事業者のノウハウや能力等を活用しながら、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるとともに、協定締結等の連携強化にあたっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。

また、市は、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設の把握に努める。

なお、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性を踏まえ、その自主性を尊重しつつ、災害対策全般において、ボランティア団体等と連携した取組みが行えるよう、ボランティアの活動環境の整備、ミスマッチ解消に向けたコーディネート、防災協定の締結等に努める。

## 第2節 災害情報網の整備

|      |                          |
|------|--------------------------|
| 実施担当 | 危機管理部、市長公室、総務部、枚方寝屋川消防組合 |
|------|--------------------------|

### 第1 災害情報収集伝達システムの基盤整備〔危機管理部、総務部、枚方寝屋川消防組合〕

#### 方針

市は、災害時の電話輻輳及び途絶に備え、電気通信回線は、十分な回線容量を確保するとともに、防災関係機関相互の通信・連絡手段の多ルート化等を推進し、防災対策関係職員への非常時通信・連絡手段の確保を図る等、平常時から、大規模停電時も含めた総合的な情報の収集・伝達体制の整備・強化に努める。

この際、停電対策を一層強化するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所や洪水による浸水のない階層への設置やかさ上げ等を図る。また、被災者等への情報伝達手段として、特に市防災行政無線等の無線系（戸別受信機を含む。）の整備を図るとともに、MCA無線、衛星電話、緊急速報メールなど様々なシステムを利用した住民への情報伝達体制の整備、インターネット配信や携帯電話の活用も含め、要配慮者にも配慮した多様な情報伝達手段の整備に努める。

さらに、全国瞬時警報システム（J-ALERT）と市防災行政無線を接続すること等により、災害情報等を瞬時に伝達するシステムを運用する。

#### 計画

##### 1 災害情報収集伝達システムの整備

市は、災害時に被害の状況を把握し、的確な応急対策を実施するため、観測情報や被害情報の収集伝達等、初動活動に支障をきたさないよう、府と連携して防災情報システムを円滑に運用するとともに、防災関連情報のデータベース化を図るなど、機能充実に努める。

また、市は、GISを利用した災害情報システムを構築し、的確な状況把握体制を整備するとともに、府との防災情報の共有を進めることにより、災害対応の初動期における情報収集・伝達機能を強化するため、府とともに防災情報充実強化事業を実施し、同事業により実現するシステムを活用して以下の機能の実現を図る。

- (1) インターネットを利用した防災情報の収集及び伝達（市ホームページで提供する防災情報の充実等）
- (2) 緊急速報メールを利用した市民への情報伝達と災害情報システムを利用した職員への参集指示



- (3) 高所カメラ等を利用した情報空白期における情報収集
- (4) Lアラート（災害情報共有システム）等を利用したデータ放送への防災情報の伝達
- (5) 災害情報システムを活用した災害時における情報共有（業務支援）

## 2 防災行政無線及び消防無線等の整備

市は、災害時の応急活動に係る情報通信の重要性に鑑み、通信施設の整備及び運用体制の強化に努める。

- (1) 枚方市防災行政無線及び消防無線の整備・拡充
  - 市及び枚方寝屋川消防組合は、情報連絡体制の充実に向けて、継続的に防災行政無線及び消防無線の整備推進に努め、より有効な通信手段を確保する。
  - ア 同報系
  - イ 移動系（広域共通波、相互波）
  - ウ 地域防災系
- (2) 無線従事者の養成
  - 防災行政無線等の運用を円滑に実施するため、無線従事者を養成し、その適正配置に努める。
- (3) その他の連絡手段の整備
  - 衛星通信等により、災害時に孤立するおそれのある地域の住民との双方向の情報連絡体制の確保に努める。

## 第2 情報収集伝達体制の強化〔危機管理部〕

### 方針

市は、被害情報の収集体制の整備、伝達窓口の明確化に努めるとともに、様々な環境下にある住民や職員に対し、津波警報等が確実に伝わるよう関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ、災害情報共有システム（Lアラート）、ポータルサイト（おおさか防災ネット）のウェブページやメール、ソーシャルネットワークワーキングサービス（SNS）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化・多様化を図る。また、情報の地図化等による伝達手段の高度化、職員の情報分析能力の向上を図るとともに被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める等、情報収集伝達体制の強化を進める。

### 計画

## 1 勤務時間外の情報収集・伝達

勤務時間外における情報収集・伝達は、危機管理部において実施する。

## 2 住民等からの情報収集体制の確立

災害時の被害情報は、校区コミュニティ協議会、自主防災組織・自治会等を通じて速やかに市に通報するよう住民に周知する。また、住民から通報のあった被害情報は、「災害連絡票」（資料編 第5章第5節第5の1を参照）に記載し、情報伝達の確実性を期する。

## 3 職員参集時の情報収集

職員は参集途上における被害状況の把握に努めるよう周知徹底する。

## 4 各部における報告責任者

情報の確実性を期するため、各部において報告責任者を定めるものとする。

## 5 無線通信に関する住民との協力体制

災害時に民間の無線通信設備等が活用できるよう、連携体制の整備に努める。

# 第3 災害広報体制の整備〔市長公室〕

## 方針

市は、災害に関する情報及び被害者に対する生活情報を常に伝達できるよう、インターネット（市ホームページ）、SNS等の有効活用等を図るとともに、広範囲にわたる災害情報の収集手段確保及び広報にかかる設備の整備に努める。また、国等と連携し、安否情報の確認のためのシステムが効果的・効率的に活用されるよう、住民に対する普及啓発に努める。

放送事業者、通信事業者等は、被害に関する情報、被災者の安否情報等について、情報の収集及び伝達にかかる体制の整備に努める。

## 計画

### 1 広報体制の整備

#### （1）災害広報責任者の選任

各部の危機管理施策推進委員を災害広報責任者とし、部で集約した災害情報を災害対策本部事務局に報告し、一元化を図る。市長公室は、本部事務局で一元化された災害情報の提供を受け広報活動を行う。

#### （2）災害発生後の時間経過に応じ、提供すべき情報の項目整理

### (3) 広報文案の事前準備

以下の項目を想定した広報文案をあらかじめ作成する。

- ア 地震情報（震度、震源、地震活動等）・津波・気象・水位・放射線量等の状況
- イ 住民の不安感の払拭、適切な対応のための呼びかけ
- ウ 出火防止及び初期消火の呼びかけ
- エ 避難行動要支援者への支援の呼びかけ
- オ 拠点応急救護所の設置と受診方法
- カ 災害応急活動の窓口及び実施状況

### (4) 避難行動要支援者にも配慮した多様な広報手段の確保

## 2 報道機関との協力体制の確保

放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関と連携協力した広報体制の整備に努める。

## 3 災害時の広聴体制の整備

府、市及びライフライン事業者は、住民等から寄せられる被害状況、応急対策状況等に関する問い合わせ、要望、意見等に対して適切に対応できるよう、専用電話や専用ファクシミリ、相談窓口などの体制を整備する。

## 4 居住地以外の市町村に避難する住民への情報提供

居住地以外の市町村に避難する被災者に対する情報や支援・サービスを容易かつ確実に提供できる情報伝達手段の体制整備を図る。

## 5 停電時の住民への情報提供

府、市及び電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。

## 6 被災者への情報伝達体制の整備

総務省及び電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。

# 第4 防災情報共有社会の実現

防災機関と住民・ボランティア・NPO等との間での双方向情報連携を図るとともに、GISの活用や情報の共有化等により、被災地の状況を迅速かつ的確に把握できる災害情報システムの機能を強化する。

## 第3節 火災予防対策の推進

|      |                       |
|------|-----------------------|
| 実施担当 | 危機管理部、都市整備部、枚方寝屋川消防組合 |
|------|-----------------------|

### 第1 火災予防対策

#### 方針

枚方寝屋川消防組合、枚方市消防団等は、火災の発生を未然に防ぎ、又は火災による被害の軽減を図るため、消防施設の強化及び充実、防火対象物及び一般住宅等に対する予防措置等の実施に努める。

#### 計画

##### 1 予防査察の強化

枚方寝屋川消防組合、枚方市消防団は、消防法第4条、第4条の2の規程に基づき火災予防上必要がある場合又は火災が発生したならば人命に危険があると認められる場合には、学校、病院、工場、事業所、興行場等のあらゆる消防対象物の位置、構造、設備等について立入検査し、その所有者、管理者、占有者に対し必要な措置を命ずるなど、火災予防に万全を期する。

##### 2 防火・防災管理制度の推進

- (1) 枚方寝屋川消防組合は、消防法第8条の規程に基づき選任された防火管理者に対し、防火対象物に係る消防計画を作成し、消火、通報及び避難訓練の実施、消防用設備等の点検、火気の使用等の監督、収容人員の管理、避難施設の維持管理その他防火管理上必要な業務を適切に実施するよう指導し、併せて防火管理制度の普及推進に努める。
- (2) 枚方寝屋川消防組合は、消防法第36条第1項において準用する第8条の規程に基づき選任された防災管理者に対し、建築物等に係る消防計画を作成し、避難訓練の実施その他防災管理上必要な業務を適切に実施するよう指導し、併せて防災管理制度の普及促進に努める。

##### 3 防火対象物定期点検報告制度の推進

枚方寝屋川消防組合は、特定防火対象物の防火管理の徹底を図るため、管理権原者による全体の防火管理が確実かつ円滑な点検の実施ができるよう、組織や体制の整備を推進する。

##### 4 住宅防火対策の推進

枚方寝屋川消防組合は、住宅における住宅用火災警報器の設置を促進するとともに維持管理方法について周知・徹底する。

## 5 住民、事業所に対する指導、啓発

枚方寝屋川消防組合は、春、秋の火災予防運動等の街頭広報、各種団体や事業所を対象とした消防訓練等を活用し、火災予防広報活動を積極的に推進し、また一般家庭に対し地震発生時の火を使用する器具、電気器具の取扱い、消火器の使用方法等について防火診断を行い、火災の防止及び消火方法について周知・徹底する。

## 6 定期報告制度の活用

市は関係機関等と連携を図り、建築基準法に基づく定期報告制度等を通じ、多数の人が利用する建築物及び建築設備等の適正管理に係る啓発・指導を行う。

## 7 高層建築物防火対策の推進

市及び関係機関は、31mの高さを超える高層建築物については、前各項のほか防災計画の作成や管理について権限が分かれている複合用途防火対象物の共同防火管理体制の確立、防災規制等、所有者等に対する火災の未然防止を指導する。

### (1) 防災計画の指導

枚方寝屋川消防組合は、原則として、高層建築物の新築に際し、出火防止、初期消火や避難安全性の確保等の観点から、建築物の計画条件に即した総合的な防災計画に係る指導を行う。

### (2) 共同防火管理体制の確立

枚方寝屋川消防組合は、管理の権限が分かれている高層建築物において、共同防火管理体制の確立を指導する。

### (3) 防災規制

枚方寝屋川消防組合は、高層建築物において使用する防災対象物品については、防災性能を有するものを使用するよう指導する。

## 8 統括防火・防災管理制度の推進

(1) 枚方寝屋川消防組合は、消防法第8条の2の規程に基づき選任された統括防火管理者に対し、防火対象物の全体についての防火管理に係る消防計画を作成し、消火、通報及び避難訓練の実施、廊下、階段その他の避難上必要な施設の管理その他防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務を適切に実施するよう指導し、併せて統括防火管理制度の普及促進に努める。

(2) 枚方寝屋川消防組合は、消防法第36条第1項において準用する第8条の2の規程に基づき選任された統括防火管理者に対し、建築物等の全体についての防火管理に係る消防計画を作成し、避難の訓練の実施、建築物等の廊下、階段、

避難口その他の避難上必要な施設の管理及び建築物等の全体についての防災管理上の必要な業務を適切に実施するよう指導し、併せて統括防火管理制度の普及促進に努める。

## 9 林野火災予防対策の推進

市及び林野の管理者は、林野周辺地区住民の安全を確保するとともに、森林資源を保全するため、監視体制等の強化を図る等積極的な火災予防対策を推進する。

- (1) 住民、事業所に対する啓発
- (2) 火災発生危険期における巡視の実施
- (3) 森林法に基づく火入れの許可

## 第2 消火・救助・救急体制の整備

### 方針

枚方寝屋川消防組合、市及び関係機関は、被害を最小限にとどめるため、消火・救助・救急体制の整備に努める。

また、国、府と連携し、大規模災害又は特殊災害に対応するため、高度な技術及び資機材を有する救助隊の整備を推進するとともに、先端技術による高度な技術の開発に努める。また、枚方市消防団が将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在であることを踏まえ、枚方市消防団の強化を図るとともに、事業者や大学等への協力に努める。

なお、市及び府は、警察官、消防職員、消防団員及び自主防災組織等の防災対応や避難誘導等にあたる者の危険を回避するため、防災対応等に係る行動ルールや退避基準を定めるとともに、それに基づく訓練及び検証を行い、必要に応じ行動ルール等の見直しを行う。

### 計画

#### 1 消防施設等の強化

枚方寝屋川消防組合は、「消防力の整備指針」（平成26年10月31日 消防庁告示第28号）に基づき、消防署所を設置し、消防車両等の消防施設及び映像情報を活用した情報収集体制、通信機能の強化を図るための消防設備等、総合的消防力の充実に努める。また、消防庁舎の耐震化に努める。

#### 2 消防水利の確保

大阪府地域防災計画に基づき「震災時に備えた消防水利の確保についての当面の方針」に基づき、消防水利の確保に努める。

- (1) 市及び枚方寝屋川消防組合は、「消防水利の基準」（平成26年10月31日 消防庁告示第29号）に基づき消火栓等を配置する。
- (2) 市及び枚方寝屋川消防組合は、河川、ため池、農業用水路等の自然水利やプールの活用、耐震性貯水槽等の防火水槽の整備等、地域の実情に応じた消防水利の多様化に努める。
- (3) 枚方寝屋川消防組合は、遠距離大量送水システムの整備等、消防水利を有効に活用するための消防施設・設備の充実に努める。

### 3 活動体制の整備

枚方寝屋川消防組合は、迅速かつ的確な消防活動を実施するための初動体制、情報収集体制、通信運用体制、火災防ぎょ活動体制、救助・救急体制、広報体制、後方支援体制等の整備に努める。

### 4 枚方市消防団の活性化

市は、地域に密着した枚方市消防団の活動能力の向上を図るため、組織の活性化に努める。

- (1) 体制整備  
人口減少社会を迎える中、地域コミュニティの希薄化により地域のリーダーとなる担い手不足が懸念されることから、若手リーダーの育成、青年層・女性の消防団活動への積極的な参加の促進、処遇の改善、消防団協力事業所表示制度の活用、大学等の協力、機能別分団・団員の導入の促進等により、組織強化に努める。また、地方公務員の入団促進を図る。
- (2) 消防施設・装備の強化  
ポンプ器具庫の耐震化、消防車両・小型動力ポンプ・車載無線等の防災資機材、ライフジャケット等の安全確保用装備の充実強化を図る。また、消防団詰所については、平常時においては自主防災組織の研修・訓練の場となり、災害時においては避難、備蓄等の機能を有する活動拠点としても活用できることから、詰所の整備に努める。
- (3) 消防団員の教育訓練  
消防団員の教育訓練を定期的実施し、防災に関する高度の知識及び技能の向上に努めるとともに、消防団員の安全確保の観点から、消防団員に安全管理マニュアル等を徹底する。
- (4) 消防団員の安全確保対策  
枚方市消防団の活動・安全管理マニュアルを整備し、行動ルールや退避ルールの確立等、災害時の消防団員の活動を明確化する。また、訓練及び検証を行い、必要に応じ、行動ルール等の見直しを行う。
- (5) 自主防災組織との連携強化

枚方市消防団が地域により密着した活動を行うことができるよう、地域の自主防災組織との連携強化に努める。また、自主防災組織等の教育訓練において指導的な役割を担えるよう、必要な対策に努める。

## 5 自主防災組織等の育成

市及び枚方寝屋川消防組合は、少年消防クラブ、自主防災組織等の地域防災組織を育成・強化し、その活動を通じて防災知識の普及及び防火意識の啓発に努め、地域の協力体制と連帯意識の高揚に努める。

## 6 林野火災対策用資機材の整備

府・市及び関係機関は、消防力強化のため、防ぎよ資機材の整備及び備蓄に努める。

## 7 広域消防応援体制等の整備

枚方寝屋川消防組合は、大規模災害の発生に対処するため、広域消防応援体制等を整備し、近隣市等との連携強化に努める。

- (1) 大阪府下広域消防相互応援協定
- (2) 大阪府北ブロック消防相互応援協定
- (3) 枚方市、八幡市、枚方寝屋川消防組合消防相互応援協定
- (4) 枚方市、枚方寝屋川消防組合、京田辺市消防相互応援協定
- (5) 大阪市、枚方寝屋川消防組合消防応援協定
- (6) 枚方市、枚方寝屋川消防組合、生駒市消防相互応援協定
- (7) 大阪市・枚方寝屋川消防組合航空消防応援協定
- (8) 緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画（迅速出動含む）、緊急消防援助隊運用要綱

## 8 市町村消防の広域化及び消防・救急無線のデジタル化

消防力の強化に向け、国の「市町村の消防の広域化に関する基本方針」や、府が定めた「大阪府消防広域化推進計画」を踏まえ、消防の広域化を推進する。

また、枚方寝屋川消防組合は、消防・救急無線のデジタル化により情報取扱いの一層の適正化及び通信の高度化を図った。



## 9 連携体制の整備

---

枚方寝屋川消防組合は、枚方・交野警察署、府及び自衛隊と連携し、情報相互連絡及び輸送等、消火・救助・救急活動を円滑に行うための体制整備に努める。

## 第4節 災害時医療体制の整備

|      |  |
|------|--|
| 実施担当 | 健康福祉部、市立ひらかた病院、枚方寝屋川消防組合、枚方市医師会、枚方市歯科医師会、枚方市薬剤師会 |
|------|--|

### 方針

市は、災害時の医療救護活動が迅速かつ連続して適切に行えるよう、医療関係機関と連携しながら災害時医療体制の整備に努める。

災害時医療救護活動は、災害のため医療機関等が混乱し、被災地の住民が医療の途を失った場合、医療等を提供し被災者の保護を図るための活動である。

その際、死者を一人でも少なくすることを目標に、状況に応じて被災地域の内外を問わず、以下の点に留意し市内の全ての医療機関が救命医療を最優先とした最大限の活動を実施する。

また、大規模災害時には、刻々と変化する現地医療ニーズを的確に把握・分析のうえ、必要な医療救護班を組織し派遣するなど、中長期にわたる医療救護活動を実施する。

### 計画

#### 1 医療情報の収集・伝達体制の整備〔健康福祉部〕

市は、府及び医療関係機関と相互に連携して、災害時における医療情報の収集伝達体制を構築する。

##### (1) 救急医療用MC A無線システム等の活用

市、枚方寝屋川消防組合及び枚方市医師会は、救急医療用MC A無線システム等の活用を図り、災害時に市内の医療機関の空床数、被害状況等医療情報を迅速かつ的確に把握する。

##### (2) 広域災害・救急医療情報システム（EMIS）の活用

府は、災害時の医療情報が迅速かつ的確に把握し、発信できるよう、市町村及び医療関係機関に対して、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）を的確に活用できるよう入力操作等の研修や訓練を定期的に行うとともに、その充実に努める。

また、府、市及び医療機関は、災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害・救急医療情報システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努める。

##### (3) 連絡体制の整備

ア 市及び医療関係機関は、災害時の連絡・調整窓口や情報内容、情報収集提供方策・役割分担等を定める。

イ 市は情報収集伝達手段が麻痺した場合にも災害に関する保健医療情報が収

集できるように、災害医療情報連絡員を指名する。

(4) その他

- ア 市は、医療機関及び医療救護班との情報連絡手段を確保する。
- イ 各医療機関は、災害時優先電話回線を確保する。

## 2 災害医療対策会議の開催〔健康福祉部〕

市は、災害時の医療救護と保健医療を確保する体制整備を図るため、三師会をはじめとする市内医療機関及び関係機関で構成する枚方市災害医療対策会議を平時から開催し、密接な連携を図り、災害時の医療救護活動が迅速かつ連続して行えるよう、必要な体制の整備に努める。

## 3 現地医療体制の整備〔健康福祉部、市立ひらかた病院〕

枚方市保健医療調整本部は、救護所において応急処置などを行う現地医療体制を整備する。

(1) 基本的な医療体制

ア 現地医療活動

患者が最初に受ける応急手当あるいは一次医療を、医療救護班等が「救護所」において実施する。

次の3種類の救護所及び活動に分けて対応し、適切な医療救護を実施する。

① 拠点応急救護所での応急救護

災害発生直後の短期間、必要に応じ拠点応急救護所を開設し、主に独歩及び市民搬送の傷病者に対しトリアージを行うとともに一次医療を実施する。また、二次、三次医療が必要とされる傷病者に対しては搬送前の応急処置を行う。

② 現場応急救護所での現場救急活動

災害状況に応じて災害現場付近に設置する応急救護所で、主に搬送前の応急措置やトリアージ等を行う。

【医療救護班】 市立ひらかた病院、枚方市医師会・枚方市歯科医師会・枚方市薬剤師会（以下「三師会」という。）で編成

③ 医療救護所での臨時診療活動

災害発生直後から中長期にわたり、指定避難所及び医療機関に設置する医療救護所で、主に軽症患者の医療、被災住民等の健康管理等を行う。

医療機関をできるだけ「救護所」と位置づけ、医療救護班・物資の供給を行う。

また、災害の種類や時間経過に伴い量的・質的に変化する医療ニーズに対応し、医師の専門性を生かした医療救護を行う。

【医療救護班】 各医療機関等から派遣される主に診療科別医療体制によって編成

### イ 後方医療活動

救護所では実施できない患者の二次医療から三次医療を、災害医療機関を中心に被災を免れた（被災地域内と被災地域外を含め）すべての医療機関で実施する。

- ① 災害が甚大であればあるほど、医療機関は後方医療活動を優先し活動する。
- ② 被災地域内で対応困難な重症患者は、ドクターヘリや消防防災ヘリ、自衛隊機など航空機等によりできるだけ早く被災地域外の医療機関へ搬送し、治療する。
- ③ 特定の医療機関へ患者が集中しないよう、また重症患者であればあるほど、可能な限り（市域外も含め）多数の医療機関へ分散して搬送し、治療を行う。
- ④ 医療機関を機能別・地域別に体系化し、重症度、緊急度にあつた適切な患者の搬送・受入れを行う。

### (2) 医療救護班及び救護所

枚方市保健医療調整本部、府及び医療関係機関は、災害の種類や時間経過に伴い変化する疾病傷病に対応できるよう、医療救護班を構成する。

#### ア 医療救護班の編成

##### ① 市立ひらかた病院

医師1人、薬剤師1人、看護師2人の計4人で構成する医療救護班を1班編成し、状況に応じて拠点応急救護所等に派遣する。

##### ② 三師会

市内各医療機関の協力を得て、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、助産師等による医療救護班を編成し、状況に応じて拠点応急救護所等に派遣する。

##### ③ 医療救護所の医療救護班

医療救護所を設置する医療機関や他の医療機関等から派遣される主に診療科別医療体制によって編成する。

#### イ 医療救護班の受入れ及び派遣・配置調整

枚方市保健医療調整本部は、市立ひらかた病院、三師会により編成される医療救護班並びに府等から派遣される医療救護班の受入れ及び救護所への配置調整を行う。

### (3) 後方医療体制

市は、後方医療体制を充実するため、災害医療の拠点となる府の設定した「災害医療機関」、市が指定する「市町村災害医療センター」及び「災害医療協力病院」と位置付ける救急告示病院等との連携体制を整備する。

#### ア 災害拠点病院

##### ① 基幹災害拠点病院

地域災害拠点病院と同様の機能に加え、災害医療の研修機能を有する基

幹災害拠点病院と連携する。

② 地域災害拠点病院

重症患者の救命医療を行うために高度な診療機能を有するとともに、医薬品及び医療用資器材の備蓄機能、医療救護班の受入れ機能、災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣機能、広域患者搬送への対応機能を有する地域災害拠点病院と連携する。

イ 特定診療災害医療センター

循環器疾患、消化器疾患、アレルギー疾患、小児医療、精神疾患等特定の疾病は専門医療を必要とすることから、対策拠点として特定診療災害医療センターと連携する。

ウ 枚方市災害医療センター

市の医療救護活動の拠点として、災害拠点病院と連携した患者の受入れを行うため、市立ひらかた病院を枚方市災害医療センターとして定め、災害に対応する医療機関と連携する。

エ 災害医療協力病院

災害拠点病院及び枚方市災害医療センターと協力し、患者の受入れを行う救急告示病院等を災害医療協力病院として連携する。

(4) 医療機関の防災体制と協力体制の確立

ア 医療機関の診療機能の確保

全ての医療機関は、防災体制や災害発生時の避難、応急対応策などを盛り込んだ病院災害対策マニュアルを作成し、非常時の診療体制を確立する。

イ 地域医療連携の推進

災害拠点病院等をはじめ三師会等が連携した災害医療活動が実施できるよう、災害医療対策会議を開催し、災害時の医療救護方策の検討や訓練の実施など、平常時から密接な連携を図り、地域の実情に応じた医療体制を構築する。

ウ 災害医療訓練の実施

各医療機関は、年1回以上の災害医療訓練の実施に努める。

府、市及び災害医療関係機関等は、地域の防災関係機関と共同の災害医療訓練を実施する。

エ 個別疾病対策

専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患、1型糖尿病等について、特定診療災害医療センター及び各専門医会関係団体と協力して医療機関のネットワーク化、必要医薬品等の確保及び供給体制、在宅医療患者への情報提供方法等の整備に努める。併せて、被災者のこころのケアを行う専門チームである災害派遣精神医療チーム（DPAT）についても府や関係機関と連携の上、体制整備に努める。

#### 4 医薬品等の確保体制の整備〔健康福祉部〕

市は、医療救護活動等で使用する医薬品及び医療資機材の備蓄を枚方市災害医療センター及び災害医療協力病院を中心に整備するとともに、三師会に対し備蓄協力を要請するなど、その確保体制の整備に努める。また、停電等ライフラインの復旧対策や透析医療機関における給水対策などについても整備に努める。

#### 5 患者等搬送体制の確立

枚方市保健医療調整本部及び府は、災害時における患者、医療救護班及び医薬品等の大量かつ迅速・適切な搬送のため、陸路・海路・空路を利用した搬送手段の確保と搬送体制の確立を図る。

##### (1) 患者搬送

市は府と連携し、特定の医療機関へ患者が集中しないよう、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）の受け入れ可能病床情報等に基づく適切な搬送体制を確立する。

##### (2) 医療救護班の搬送

医療救護班の搬送は、原則として各医療機関が所有する緊急車両等を活用して行う。

##### (3) 医薬品等物資の搬送

医薬品等の受入れ及び救護所等への配送供給体制を確立する。

## 第5節 緊急輸送体制の整備

|      |  |
|------|--|
| 実施担当 | 危機管理部、土木部、近畿地方整備局淀川河川事務所、<br>近畿地方整備局大阪国道事務所、大阪府枚方土木事務所、<br>枚方・交野警察署、西日本高速道路（株） |
|------|--|

### 第1 陸上輸送体制の整備〔土木部、大阪国道事務所、枚方土木事務所、西日本高速道路株式会社〕

#### 方針

災害発生時に救助・救援、医療、消火及び緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送ルート及び緊急車両等の確保が極めて重要である。そのため、市及び府等の道路管理者は、あらかじめ緊急交通路を指定するとともに、必要な車両及び人員の確保を含めた緊急輸送体制の整備に努めるとともに、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、体育館等の輸送拠点について把握・点検する。

#### 計画

##### 1 緊急交通路の選定

市は、災害時の応急活動を迅速かつ的確に実施するため、府、府警察及び各道路管理者と協議して、地域緊急交通路を選定する。（資料編 第5章第11節の1を参照）

##### (1) 広域緊急交通路（府選定）

- ア 府県間を連絡する主要な道路
- イ 府域の広域防災拠点、後方支援活動拠点、陸上・水上・航空輸送基地等を連絡する主要な道路及び接続道路
- ウ 各府民センタービル、市庁舎等の市の輸送拠点及び災害拠点病院を連絡する主要な道路及び接続道路

##### (2) 地域緊急交通路（市選定）

広域緊急交通路と災害対策本部、災害時用臨時ヘリポート、枚方市災害医療センター、災害医療を行う施設、指定避難所、指定緊急避難場所、後方支援活動拠点等の防災拠点施設を連絡する道路

##### 2 緊急交通路の整備

道路管理者は、多重性、代替性を考慮した緊急輸送ネットワークを確保するため、あらかじめ選定された緊急交通路を整備するとともに、平常時からその安

全性を十分に監視及び点検する。災害時の通行支障に関する情報の収集体制や応急点検体制を整備する。

### 3 緊急交通路の周知

道路管理者等は、災害時に緊急交通路の機能を十分に発揮させるため、平常時から住民に対し広報紙等を通じた周知や、わかりやすい誘導整備に努める。

### 4 道路機能確保

道路管理者は、道路の機能確保体制の整備に努める。

### 5 通行規制

道路管理者は、災害時における道路施設の破損・決壊等通行が危険であり応急復旧を必要とする場合に、道路法に基づく通行規制を実施するために必要な資機材を整備する。

### 6 緊急用河川敷道路

市は、近畿地方整備局淀川河川事務所が整備した緊急用河川敷道路について、平素から管理者と連絡をとり、現状把握を行うとともに緊急時に使用できるよう努める。

### 7 重要物流道路の指定等

国土交通大臣は、災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、府及び道路管理者と協議のうえ、物流上重要な道路輸送網を重要物流道路として指定し、機能強化及び重点支援を実施する。

## 第2 その他輸送体制の整備

### 方針

市及び関係機関は、災害時の救護・救助活動及び緊急物資の輸送等において円滑に実施できるよう、航空輸送や水上輸送に必要な施設の整備に努める。

### 計画

#### 1 航空輸送

(1) 市は、災害時の救護・救助活動及び緊急物資の輸送に際して、陸上輸送の補完、林野火災時の空中消火等において的確に行うため、府計画の基準により災害時用臨時ヘリポートを選定する。

【災害時用臨時ヘリポート】 パナソニック株式会社スポーツ事業センター、淀川河川敷（楠葉花園町地先）、淀川河川敷



(牧野北町地先)、淀川河川敷(磯島北町地先)、淀川河川敷(新町地区)〔枚方防災ヘリポート〕、淀川河川敷(枚方地区)〔淀川スタジアム〕、淀川河川敷(出口地区)、市立楠葉中学校グラウンド、市立第三中学校グラウンド、市立長尾西中学校グラウンド、市立総合スポーツセンター陸上競技場、市立王仁公園運動広場、市立第一中学校グラウンド、市立東香里中学校グラウンド、常翔啓光学園グラウンド、東部公園野球場

- (2) 市は、新たに災害時用臨時ヘリポートを選定した場合又は報告事項を変更(廃止)した場合は、府に報告する。
- (3) 市は、災害時に他府県等(自衛隊・警察・消防等)からのヘリコプターによる迅速且つ正確な救助・支援活動を実現するため、誤着陸防止用及び道しるべとして公共施設等にヘリサインの整備を進める。

## 2 水上輸送

- (1) 市は、災害時の救護・救助活動、緊急物資の輸送等を円滑に実施するため、水上輸送の確保に努める。
- (2) 近畿地方整備局淀川河川事務所が整備した船着場については、市は平素から管理者と連絡をとり、現状把握に努めるとともに、緊急時に使用できるよう努める。

【船着場】 枚方緊急用船着場(ひらかた水辺公園地先)

## 第3 緊急通行車両の事前届出

### 方針

市及び関係機関は、災害時の応急対策活動が円滑かつ迅速に実施できるように、市所有車両を緊急通行車両として枚方・交野警察署を經由して、府公安委員会へ事前届出し、「緊急通行車両事前届出済証」の交付を受けて災害に備える。

### 計画

#### 1 対象車両

次のいずれにも該当する車両であること。ただし、道路交通法第39条第1項に規定する緊急自動車を除く。

- (1) 防災計画に基づき、災害応急対策を実施するための車両

- (2) 指定行政機関等の保有・契約車両又は災害発生時の調達予定車両
- (3) 使用の本拠の位置が大阪府内にある車両

## 2 届出済証の返還

次の場合、速やかに枚方・交野警察署長を経由して届出済証を返還する。

- (1) 届出済証の交付を受けた車両が、緊急通行車両として使用する車両に該当しなくなったとき。
- (2) 当該車両が廃車となったとき。
- (3) その他緊急通行車両としての必要がなくなったとき。

## 第4 基幹的広域防災拠点との連携

### 方針

近畿地方整備局が、堺市堺2区において、平成24年に供用開始した基幹的広域防災拠点は、上町断層帯地震や東南海・南海地震などの府県域をまたがる大規模災害の際に緊急物資輸送拠点となる。

市は、府と連携し、基幹的広域防災拠点との緊急輸送体制を整備する。

## 第6節 避難受入れ体制等の整備

|      |   |
|------|---|
| 実施担当 | 危機管理部、健康福祉部、都市整備部、土木部、教育委員会、近畿地方整備局淀川河川事務所、大阪府枚方土木事務所 |
|------|---|

### 第1 指定緊急避難場所、避難路及び指定避難所の整備

#### 方針

市及び関係機関は、災害から住民が安全かつ速やかに避難することができるよう、指定緊急避難場所、避難路及び指定避難所をあらかじめ指定し、日頃から防災マップ等で住民に周知するなどの体制の整備に努める。

なお、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合（第1次避難所）においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

#### 計画

### 1 火災時の一時避難場所等及び避難路の指定

#### (1) 一時避難場所

市は、火災発生時に地域住民が一時的に避難できる場所を指定する。

##### ア 指定の基準

- ① おおむね1ha以上の場所を指定する。
- ② 危険物、大量可燃物等の災害の発生要因及び拡大要因となるものが存在しないこと。
- ③ 避難者が安全に到達できる避難路と連絡されていること。

##### イ 指定場所

都市公園17箇所及び市立小学校等45箇所のグラウンド

##### ウ 安全性の向上

周辺の緑化推進、設備等を避難行動要支援者にも配慮して、整備に努める。また、新たな指定に向け、おおむね1ha以上の都市公園等の整備に努める。

なお、比較的面積規模の大きな、一時避難場所としての都市公園については、広域避難場所への中継地、一時的避難生活の支援及び復旧活動の支援等の機能整備に努める。

- ① 周辺の緑化促進
- ② 複数の進入口の整備
- ③ 照明設備の整備

- ④ 必要に応じて消火栓、防火水槽、防災資機材等の整備
- ⑤ 避難場所標識の設置等による住民への周知

## (2) 広域避難場所

市は、火災の延焼拡大によって生ずる輻射熱及び熱気流から住民の安全を確保できる場所を指定する。

### ア 指定の基準

- ① 延焼火災に対し有効な遮断ができるおおむね10ha以上の空地であること。  
ただし、10ha未満の空地であっても、周辺地域に耐火建築物等が存在し、火災に対して有効な遮断が可能な場合は広域避難場所として指定する。
- ② 想定される避難者1人あたりの必要面積はおおむね1㎡以上であること。  
〔「防災公園計画・設計ガイドライン」に基づいて整備される防災公園については、想定される避難者1人あたり概ね2㎡以上の避難有効面積を確保できること〕
- ③ 土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められるもの（①に該当するものを除く）。
- ④ 避難者が安全に到達できる避難路と連絡されていること。

### イ 指定場所

淀川河川敷及び山田池公園

### ウ 安全性の向上

周辺の緑化推進、設備等を避難行動要支援者にも配慮して、整備に努める。

- ① 周辺の緑化促進及び耐震・耐火建築物の整備促進
- ② 複数の進入口の整備
- ③ 非常電源付きの照明設備・放送施設の整備
- ④ 必要に応じて防火水槽、防災資機材等の整備
- ⑤ 避難場所標識の設置等による住民への周知

## (3) 避難路

市は、広域避難場所に通ずる道路を指定する。

### ア 指定の基準

- ① 原則として幅員が16m以上の道路（ただし、沿道に耐火建築物等により、避難者の安全が確保できると認められる場合には、幅員10m程度の道路）又は10m程度の緑道であること。
- ② 沿道市街地における土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められる道路又は緑道（①に該当するものを除く）。
- ③ 落下物、倒壊物による危険等避難の障害のおそれが少ないこと。
- ④ 水利の確保が容易なこと。
- ⑤ 危険物施設等に係る火災、爆発等の危険性がないこと。
- ⑥ 土砂災害及び浸水等により通行不能になるおそれが少ないこと。
- ⑦ 通行障害発生時の代替道路のことも考慮すること。

イ 指定道路

府道枚方交野寝屋川線、府道杉田口禁野線、府道京都守口線及び都市計画道路枚方藤阪線

ウ 安全性の向上

道路管理者は、広域避難場所への避難が安全に行えるように避難行動要支援者にも配慮した整備に努める。

- ① 沿道における耐震・耐火建築物の整備促進及び緑化促進
- ② 落下物、倒壊物の対策推進
- ③ 誘導灯、誘導標識の設置
- ④ 段差の解消、誘導ブロックの設置
- ⑤ 道路・橋りょうの新設及び拡幅
- ⑥ 歩道の改良
- ⑦ 違法駐車取締り及び状況に応じて災害発生後の一般車両の通行禁止

## 2 風水害時の指定緊急避難場所及び避難路の指定

市は、浸水、土石流、地すべり及びがけ崩れに備え、それぞれの地域の実情、地形及び災害特性に応じた安全な指定緊急避難場所（第1次避難所）、避難路を指定する。

なお、指定緊急避難場所・避難路の指定にあたり、市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努める。

あわせて、府と市は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識等の見方に関する周知に努める。

なお、避難場所標識等については、案内図記号（J I S Z 8210）の追補6「災害種別一般図記号」及び図記号を使った表示方法に係る「災害種別避難誘導標識システム（J I S Z 9098）」を用いる。

また、指定した指定緊急避難場所、避難路については、洪水、土砂災害ハザードマップ等により日頃から周知に努める。

指定緊急避難場所のうち、臨時ヘリポートに指定されているところにあつては、上空から施設を確認できるよう、施設名の対空表示に努める。

(1) 指定緊急避難場所

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所で、避難者1人あたりおおむね1㎡以上を確保できる安全な施設

(2) 避難路

指定緊急避難場所又はこれに準ずる安全な場所に通じる幅員3m以上で、浸水や土砂災害の恐れのない安全な道路及び緑道

## 3 指定緊急避難場所の指定

市は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。

#### 4 指定避難所の指定

市は、施設管理者と協力し、家屋の損壊、滅失又は流出により避難を必要とする住民が臨時に生活できる場所を指定する。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。また、避難者等の発生規模と指定避難所や応急仮設住宅等による受入れ人数等について、あらかじめ評価するとともに、それらが不足した場合、ホテル・旅館等のほか、府等と連携し公営住宅や民間住宅の空き家・空室情報の活用等、可能な限り多くの避難所の開設に努めるとともに、自宅での生活が可能な者に対する在宅避難への誘導等を行い、受入れの確保を図る。

さらに、平常時から、指定避難所の場所、受け入れ人数等について、住民への周知徹底を図る。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することを想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

##### (1) 指定の基準

- ア 想定される避難者1人あたりの必要面積はおおむね2㎡以上であること。
- イ 防災活動の拠点となること。
- ウ 第1次避難所（指定避難所と指定緊急避難場所を兼用）は、第1次防災生活圏を基本とする。
- エ 大規模災害で第1次避難所が不足する場合に備えて指定する第2次避難所は、第2次防災生活圏を基本とする。
- オ 学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、被災者が避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。
- カ 指定避難所については、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定する。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

- キ 学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であるこ

とに配慮するものとする。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

(2) 指定場所

- ア 第1次避難所（指定避難所と指定緊急避難場所を兼用）  
小学校44箇所、中学校1箇所、大学2箇所、その他の施設5箇所
- イ 第2次避難所  
中学校18箇所、高等学校1箇所

(3) 施設等の整備

非構造部材の耐震化・不燃化を促進する。また、必要に応じ、避難生活の環境を良好に保つために、非常用電源の確保及び換気、照明等の設備の整備に努める。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。

さらに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るとともに、通信設備の整備等を進め、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。

ア 安全性の向上

- ① 周辺の不燃化（消火栓、防火水槽、緑化促進等の防火設備の整備）
- ② 防災資機材等の整備

イ 迅速な避難促進

- ① 職員の派遣
- ② 入口付近の拡張及び障害物の除去
- ③ 非常電源付きの照明設備の整備
- ④ 避難所表示板の整備
- ⑤ 有線・無線通信機器の充実
- ⑥ 駐車場の確保

ウ 保健・衛生環境の整備

- ① 感染症や食中毒予防、健康保持、トイレ清掃等、保健・衛生対策を中心としたチラシやポスター及び消毒薬、マスクなどを準備

(4) 要配慮者に配慮した施設整備等

人口減少社会を迎える中、要配慮者となる高齢者の増加、支援者となる若年者の減少が懸念されることから、市は、要配慮者が利用しやすいよう、指定避難所に指定された施設のバリアフリー化に努めるなど、次の基準により施設の福祉的整備を図る。

- ア 多人数の避難に供する施設の管理者は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）、大阪府福祉のまちづくり条例、その他要配慮者の権利擁護・配慮に関する法令等に基づくとともに、障害者

等が落ち着ける環境を工夫することや、障害特性に対応したコミュニケーション手段を踏まえること、歩行が困難な障害者等の通路を確保すること等、さまざまな対応方法や配慮事項を踏まえた整備・改善に努める。

イ 多人数の避難に供する施設（棟）の管理者は、その施設内に福祉仕様のトイレを設置するよう努める（ただし、障害者等が他の施設（棟）の福祉仕様のトイレを支障なく利用できる場合は、この限りではない。）。

ウ 市は、施設管理者の協力を得て、避難所生活において支障なく移動できるルート（仮設スロープの準備等）を確保するなど、避難生活（水・食料・物資の受け取り、仮設トイレの使用等）に支障のないよう配慮する。

エ 市は、施設管理者の協力を得て、府とともに、日常生活用具等、備品の整備に努める（施設ごとの備品の整備が困難な場合は、緊急時に支障なく使用に供することができるよう、管理体制を整える。）。

## 第2 福祉避難所の整備〔健康福祉部〕

### 方針

市は、府と連携を図りながら、社会福祉施設等の管理者との協議により、指定避難所での集団生活を行うことが困難な寝たきり等の高齢者、障害者等が相談や介護などの必要な支援を受け、安心して生活を送ることができる体制を整備した福祉避難所（二次的な避難施設）を指定するとともに、福祉避難所の役割について住民に周知する。

### 計画

#### 1 福祉避難所（二次的な避難所）の指定

福祉避難所は、市の所管する施設及び民間の社会福祉施設等の中から指定する。

#### 2 指定施設

(1) 総合福祉会館（ラポールひらかた）、総合福祉センター（老人福祉センター）

(2) 民間の社会福祉施設等

市内の特別養護老人ホーム、障害者施設と協定を締結

#### 3 人材の確保

市は、福祉関係者等の協力も得ながら、福祉避難所における介護や医療的ケア等の支援活動を充実させるため、府と連携し必要な人員の確保に努める。

## 第3 指定避難所の運営管理体制の整備〔危機管理部〕



## 方針

市及び関係機関は、災害時に指定避難所として適切な対応が行えるよう、指定避難所の管理運営マニュアルをあらかじめ作成するなど、平常時から指定避難所となる施設の管理者等と十分な協議を図るとともにマニュアルの作成、訓練等を通じて住民等に対し、あらかじめ、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発を行う。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。

なお、市では、府の「避難所運営マニュアル作成指針」を踏まえて「枚方市避難所運営マニュアル」を作成している。

## 計画

### 1 開設体制

市長が災害の状況から判断して、指定されている指定避難所の一部又は全部の開設を決定し、その指示により施設管理者又は避難所派遣職員が開設する。

危機管理部は、指定避難所の開設が迅速に行えるように、平常時から施設管理者との連携体制の強化に努めるとともに、避難所派遣職員（当該避難所の近辺に居住する職員。ただし、交代要員はこの限りではない）をあらかじめ任命する。

### 2 運営管理体制

#### （1）施設管理者

指定避難所の安全点検及び防災関係設備等の点検とともに、指定避難所開設時の協力体制の確立に努める。

#### （2）避難所派遣職員

指定避難所の開設及び開設当初の避難所運営が円滑に行えるように、通信機器の習熟等に努める。

- ア 指定避難所までのルート（道順）確認
- イ 避難所施設の建物配置や施設内の状況把握
- ウ 通信機器、事務機器の操作の習熟
- エ 災害対策本部との連絡体制の確認
- オ 施設管理者、自主防災組織との協力体制の整備

### 3 連絡体制

危機管理部は、指定避難所運営の主担当となる教育委員会や避難所派遣職員その他、関連部署の連絡窓口を含め、指定避難所運営に係る連絡体制を平常時から整備する。

## 第4 避難者の受入

市は、指定緊急避難場所や避難所に避難した避難者について、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

## 第5 避難指示等の事前準備〔危機管理部〕

### 方針

市は、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保といった避難情報について、河川管理者、水防管理者、気象台等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法、警戒レベルに対応した避難行動や避難の際の留意点等を明確にしたマニュアルを作成し、住民への周知及び意識啓発を行う。

### 計画

#### 1 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成

- (1) 市は、市域の河川特性等を考慮し、内閣府の「避難情報に関するガイドライン」を踏まえ、洪水、土砂災害に対する「避難情報の判断・伝達マニュアル」を作成する。
- (2) 特に、土砂災害については、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市域をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定する。
- (3) 市は、近年の都市型豪雨等に対応するため、タイムライン等の最新の知見を参考にするなど、適宜、マニュアルを改訂する。
- (4) 避難指示等の防災情報は、住民等が情報の意味を直感的に理解できるよう、5段階の警戒レベルにより提供し、住民等の避難行動等を支援する。
- (5) 府は、市がマニュアルを作成するにあたり、技術的専門的な助言を行う等、作成支援を行う。

#### 2 住民への周知・意識啓発

- (1) 避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや避難時の周囲の状況等により、指定緊急

避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、府及び市は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

- (2) 市は、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努める。

避難情報と居住者等のとるべき行動（警戒レベルの詳細）

| 警戒レベル   | 居住者等がとるべき行動   | 行動を居住者等に促す情報 | 住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）   |      |
|---------|---|--------------|---|------|
| 警戒レベル 5 | 命の危険 直ちに安全確保<br>・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。<br>ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。  | 緊急安全確保       | ・氾濫発生情報<br>・(大雨特別警報(浸水害))※2<br>・(大雨特別警報(土砂災害))※2                                  | 市が発令 |
| 警戒レベル 4 | 危険な場所から全員避難<br>・危険な場所から全員避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。   | 避難指示         | ・氾濫危険情報<br>・洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)(非常に危険)<br>・土砂災害警戒情報<br>・土砂災害に関するメッシュ情報(非常に危険)※1    |      |
| 警戒レベル 3 | 危険な場所から高齢者等は避難<br>・高齢者等※は危険な場所から避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。<br>※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者<br>・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。 | 高齢者等避難       | ・氾濫警戒情報<br>・洪水警報<br>・洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)(警戒)<br>・大雨警報(土砂災害)<br>・土砂災害に関するメッシュ情報(警戒) |      |

|                |  |              |   |        |
|----------------|--|--------------|---|--------|
| 警戒<br>レベル<br>2 | 自らの避難行動を確認<br>・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。 | 大雨・洪水<br>注意報 | ・氾濫注意情報<br>・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（注意）<br>・土砂災害に関するメッシュ情報（注意） | 気象庁が発表 |
| 警戒<br>レベル<br>1 | 災害への心構えを高める<br>・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。  | 早期注意<br>情報   |   |        |

- 注1 市長は、居住者等に対して避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯の発令に努める。
- 注2 市長が発令する避難指示等は、市長が総合的に判断して発令することから、警戒レベル相当情報が出されたとしても発令されないことがある。
- 注3 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）、府が提供する土砂災害危険度をより詳しく示した情報をまとめて「土砂災害に関するメッシュ情報」と呼ぶ。
- 注4 ※1 土砂災害に関するメッシュ情報（極めて危険）については、令和3年災対法改正に伴う警戒レベル相当情報の整理に時間を要するため、令和3年出水期においては、従前より用いている「非常に危険（うす紫）」が警戒レベル4相当情報となる。土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）については、今後技術的な改善を進め、警戒レベル5相当の危険度分布「黒」の新設を行い、それに伴い警戒レベル4相当の配色は「紫」に変更予定。それまでの間、土砂キキクルの「極めて危険（濃い紫）」を、大雨特別警報（土砂災害）が発表された際の警戒レベル5の発令対象区域の絞り込みに活用する。
- 注5 緊急安全確保は、令和3年災対法改正により、警戒レベル5の災害発生を確認した状況だけではなく、災害が切迫した状況においても発令することができるようになったことから、※2の大雨特別警報（浸水害）及び大雨特別警報（土砂災害）は、警戒レベル5緊急安全確保の発令基準例として用いられることとなった。

## 第6 避難誘導體制の確立〔危機管理部〕

### 方針

市は、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成する。また、防災訓練の

実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じることとし、周知にあたっては、要配慮者・避難行動要支援者に配慮するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

市及び関係機関は、地域特性を考慮した避難誘導體制の整備に努めるとともに、避難行動要支援者の誘導に配慮し、集団避難が行えるよう校区コミュニティ協議会をはじめ自主防災組織、自治会等の地域住民組織や民生委員・児童委員、福祉サービス事業者、ボランティア等と連携した体制づくりを図る。

## 計 画

### 1 避難の基本的な考え方

#### (1) 避難

避難には、市長の高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保によるものと、住民自らの判断による自主避難とに区分される。

##### ア 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保

避難については、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の三類型で避難体制を確立する。

市は、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保について、河川管理者、水防管理者、気象庁等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にし、住民に周知する必要がある。特に土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努める。このため、「避難情報の判断・伝達マニュアル」に基づいた体制整備に努める。

##### ① 高齢者等避難（災害対策基本法第56条第2項）

集中豪雨時等において、避難指示の前段階として高齢者等避難を発令する。

この高齢者等避難は、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が、通常の避難行動ができる者に先駆けて、避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況において発令する。

##### ② 避難指示（災害対策基本法第60条第1項）

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して、立退き避難を指示する。（危険な場所にいる居住者等に対して立退き避難を求めることとなる）

##### ③ 緊急安全確保（災害対策基本法第60条第3項）

避難のための立退きを行うことにより、生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建

物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所で の待避その他の緊急に安全を確保するための措置（以下「緊急安全確保措置」という。）を指示する。

イ 自主避難

突発的災害発生において、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を待ついとまがない場合や、住民自らの判断により、一時的に身の安全を確保するために避難すること。

ウ 集団避難

災害の状況により、避難した場所からより安全な指定避難所・指定緊急避難場所に集団で避難すること。

(2) 誘導

ア 誘導方法

住民が避難情報により一時避難場所、指定緊急避難場所又は広域避難場所へ避難する場合、市は、校区コミュニティ協議会、自主防災組織、自治会、枚方市消防団、枚方・交野警察署等と協力・連携し、安全かつ迅速な避難誘導に努める。

イ 避難行動要支援者への配慮

避難行動要支援者の避難に際しては、必要に応じて車イス等を使用するなど適切な支援を行う。

## 2 避難誘導体制の整備

- (1) 一時避難場所、指定避難所、指定緊急避難場所及び広域避難場所について周知を図るとともに、速やかな避難が行えるように、訓練の指導や協力を行う。  
また避難行動要支援者の避難については、校区コミュニティ協議会、自主防災組織、自治会等の地域住民組織との協力体制の確立に努める。
- (2) 災害の状況や避難方法を考慮して防災行政無線の整備及び運用体制の確立に努める。
- (3) 福祉避難所（二次的な避難所）等において、指定避難所での集団生活を行うことが困難な寝たきり等の高齢者、障害者等の相談や介助などの支援対策が円滑に実施できる要員の確保に努める。
- (4) 学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、災害時に施設内の利用者等を安全に避難させるため、体制を整備する。  
学校は、保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定める。また、市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市間、施設間の連絡・連携体制の構築を行う。
- (5) 劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、突発性の災害の発生に備え、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努め

る。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。また、市、府は、施設の管理者等に対して、計画作成を働きかけていく。

## 第7 広域避難者の受入体制の整備

### 方針

市及び府は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、大規模氾濫減災協議会など既存の枠組みを活用することにより国や他の自治体と協力体制を構築するとともに他の自治体との応援協定締結や避難者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定締結、災害が発生又は発生するおそれがある場合の具体的な避難・受入方法を含めた手順等をあらかじめ定めるよう努める。

市は、指定避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる指定避難所をあらかじめ決定しておくよう努める。

市は、指定避難所が広域一時滞在の用に供する避難所にもなりうることについて、あらかじめ施設管理者の同意を得るよう努める。

### 計画

福井県下の原子力災害時の広域避難者について、枚方市は、滋賀県高島市からの避難者を受け入れるように大阪府を通じて関西広域連合から要請されているため、受入体制を整備する。

## 第8 応急危険度判定体制の整備〔都市整備部〕

### 方針

市は、住民の安全確保を図るため、関係機関等と連携し、地震により被災した建築物等の二次災害を防止するための応急危険度判定体制を整備する。

### 計画

#### 1 被災建築物応急危険度判定体制の整備

##### (1) 被災建築物応急危険度判定士の養成及び登録

市は、府が実施する被災建築物応急危険度判定講習会の開催並びに被災建築物応急危険度判定士の養成及び登録に対して、建築関係団体とともに協力する。

##### (2) 実施体制の整備



市は、判定主体として、危険度判定実施本部を都市整備部審査指導課に設置するものとし、被災建築物応急危険度判定士の受入れ体制を整えるほか、資機材の整備等、大阪建築物震災対策推進協議会と連携して実施体制の整備に努める。

(3) 被災建築物応急危険度判定制度の普及啓発

市は、府及び建築関係団体と協力して、住民に制度の趣旨について理解が得られるよう普及啓発に努める。

## 2 被災宅地危険度判定体制の整備

(1) 被災宅地危険度判定士の養成及び登録

市は、府が実施する被災宅地危険度判定講習会の開催並びに被災宅地危険度判定士の養成及び登録に対して、建築関係団体とともに協力する。

(2) 実施体制の整備

市は、判定主体として危険度判定実施本部を都市整備部審査指導課に設置するものとし、被災宅地危険度判定士の受入れ体制を整えるほか、資機材の整備等、大阪建築物震災対策推進協議会と連携して判定実施体制の整備に努める。

(3) 被災宅地危険度判定制度の普及啓発

市は、府及び建築関係団体と協力して、住民に制度の趣旨について理解が得られるよう普及啓発に努める。

## 第9 応急仮設住宅の事前準備〔都市整備部〕

### 方針

市は、災害時に応急仮設住宅の建設を円滑に実施するため、あらかじめ建設候補地の選定を図るものとする。なお、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

### 計画

#### 1 応急仮設住宅の事前選定

建設候補地としては、原則として一時避難場所に指定する都市公園等の公共空地の中からあてるものとする。

また、災害時における被災者用の住居として利用可能な公共住宅や民間賃貸住宅の空き家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできる体制の整備に努める。

## 第10 斜面判定制度の活用〔土木部〕

## 方針

市は、土砂災害から住民を守るため、NPO法人大阪府砂防ボランティア協会等の斜面判定制度の活用を図る。

## 計画

### 1 実施体制の整備

---

市は、府及び砂防関係団体との連携により、斜面判定制度の実施体制の整備を図る。

### 2 斜面判定士の登録

---

NPO法人大阪府砂防ボランティア協会は、斜面判定士の登録を行う。

### 3 制度の普及啓発

---

市は、府及びNPO法人大阪府砂防ボランティア協会等と連携して、住民に制度の趣旨について理解が得られるよう普及啓発に努める。

## 第7節 緊急物資等の確保・備蓄

|      |                   |
|------|-------------------|
| 実施担当 | 危機管理部、上下水道局、健康福祉部 |
|------|-------------------|

### 第1 給水体制の整備〔上下水道局・健康福祉部〕

#### 方針

市、府及び関係機関は、相互に協力して、災害時に必要な飲料水について備蓄・保管するとともに、災害発生後、迅速かつ効率的に飲料水を供給できるよう体制の整備に努める。

#### 計画

##### 1 給水体制の目標

市は府及び大阪広域水道企業団との相互協力の下、災害発生後3日間は1日1人あたり3リットルの飲料水の供給をめざし、それ以降は順次供給量を増加できる体制整備に努める。

##### 2 ボトル水の備蓄

市は、備蓄食料数に合わせ、ボトル水を備蓄するよう努める。

##### 3 水道施設の整備

市は、水道施設整備基本計画等に基づき浄水場・配水池等の耐震化を進めるとともに、配水池には、緊急遮断弁等の設置を行い、災害に備えた機能整備に努める。

##### 4 応急給水拠点等の整備

- (1) 市は、災害時に配水管等が被害を受け通常給水が困難となった場合は、浄水場、配水場及び配水池を応急給水拠点として活用する。また、給水車、仮設給水栓、給水ポリ容器等により応急給水が実施できる体制の整備に努める。
- (2) 市は、指定避難所、病院、社会福祉施設及び災害対策の拠点となる施設に対する応急給水体制の整備に努める。

##### 5 応急給水用資機材等の整備

市は、給水タンク、水中ポンプ、発電機、仮設給水栓、ポリ容器、非常用飲料水袋等の応急給水用資機材の整備・充実に努める。

## 6 相互応援体制の整備

市、府及び大阪広域水道企業団は、相互に協力して大阪広域水道震災対策中央本部体制の整備に努める。

## 7 井戸水による生活用水の確保

市及び府は、災害時における家庭用などの井戸水の有効活用を図るため、災害時協力井戸の登録を推進するなど、生活用水の確保に努める。

# 第2 食料及び生活必需品の確保〔危機管理部〕

## 方針

市、府をはじめ防災関係機関は、相互に協力して、食料・生活必需品の確保に努める。また、備蓄品の調達にあたっては可能な限り要配慮者、女性、子どもに配慮する。

市及び府は、南海トラフ巨大地震をはじめとした大規模災害に対し、それぞれ最大の被害をもたらす災害を想定し、避難者支援のために特に必要とする食料など11品目を重要物資と位置づけ、府と市町村で1：1を基本とした役割分担の下、必要量を備蓄する。

必要量は、直下型地震（1日分）と南海トラフ巨大地震（3日分）それぞれの指定避難所避難者数を下表の算出式で算出した数量を比較し、多い方とする。

本市では、直下型地震である生駒帯地震において想定される指定避難所避難者数をもとに必要量の算出を行う。

## 計画

### 1 重要物資の備蓄基準等

#### （1）備蓄基準

市は、府と協力して備蓄する重要物資の備蓄基準を次のとおり定める。

| 品目  | 算出式  |
|---|--|
| 食料  | 避難所避難者数×3食×1.2（注）<br>（注）1.2は、避難所避難者以外の食料需要を想定したもの  |
| 高齢者食  | 上記で算出した数量のうち、5%（80歳以上人口比率）を高齢者食とする。  |
| 毛布  | 避難所避難者数×必要枚数2枚/人   |
| 乳児用粉ミルク<br>又は乳児用液体<br>ミルク（乳アレ<br>ルギーに対応し<br>たものを含む） | 【粉ミルク】<br>避難所避難者数×1.6%（0～1歳人口比率）×70%（人口授乳率）×130g/人/日（南海トラフ想定の場合は3日に乗じる）<br>【液体ミルク】<br>避難所避難者数×1.6%（0～1歳人口比率）×70%（人口授乳率）×1リットル/人/日（南海トラフ想定の場合は3日に乗じる）             |
| 哺乳瓶   | 避難所避難者数×1.6%（0～1歳人口比率）×70%（人工授乳率）×1本（注）/人<br>（注）「瓶」以外、「使い切りタイプ」等の場合は5回/人/日とする。<br>※市町村は、必要数分（100%）、府は予備分とする。   |
| 乳児・小児用おむつ   | 避難所避難者数×2.5%（0～2歳人口比率）×8枚/人/日  |
| 大人用おむつ  | 避難所避難者数×必要者割合0.005×8枚/人/日  |
| 簡易トイレ   | 避難所避難者数×0.01<br>※避難所避難者100人に1基、市町村はBOX型（マンホールトイレ等含む）、府は調達を含め組立式等をそれぞれ確保する。   |
| 生理用品  | （直下型地震による）避難所避難者数×48%（12～51歳人口比率）×52%（12～51歳女性人口比率）×5/32（月経周期）×5枚/人/日と（南海トラフ巨大地震による）避難所避難者数×48%（12～51歳人口比率）×52%（12～51歳女性人口比率）×5/32（月経周期）×5枚/人/日×3日で算出した数量を比較し多い方 |
| トイレットペーパー   | （直下型地震による）避難所避難者数×7.5m/人/日と（南海トラフ巨大地震による）避難所避難者数×7.5m/人/日×3日で算出した数量を比較し多い方   |
| マスク   | （直下型地震による）避難所避難者数と（南海トラフ巨大地震による）避難所避難者数×3日で算出した数量を比較し多い方   |

(2) 備蓄目標量

市の重要物資の備蓄については、府が実施した新被害想定に基づき、目標量を定め、計画的な整備に努める。(資料編 第5章第13節第2の2を参照)

## 2 その他用品の確保

市は、重要物資以外の用品についても、備蓄、調達等の確保体制の整備に努める。

- (1) シチュー等の副食（なお、副食品は各自の嗜好が異なり、またアレルギー反応等の問題もあるため、家庭内備蓄を促すよう広く市民に啓発を図る。）
- (2) 食器類（椀・スプーン・紙コップ等）
- (3) 光熱用品（懐中電灯・乾電池・ロウソク・固形燃料等）
- (4) 日用品（タオル・ティッシュペーパー・生理用品・ビニール袋等）
- (5) 医薬品等（医療セット・三角巾等・マスク・消毒液）
- (6) 仮設風呂・仮設シャワー
- (7) 簡易ベッド、間仕切り等
- (8) 日常生活用具等（車イス・非常用排便収納袋・バケツ等）
- (9) 救助・救出用資機材（ブルーシート・発電機・水中ポンプ・チェーンソー・バール・救助袋等）
- (10) 遺体袋

## 3 備蓄倉庫の整備と備蓄物資の管理

市は、速やかに物資等を輸送し及び提供するため、分散備蓄等に努める。

(1) 備蓄倉庫の整備

市は、朝日丘町の備蓄倉庫及び地域防災センターの備蓄倉庫には食料・飲料水を中心とした備蓄を、また、各小学校には、毛布、ブルーシート、断熱シートその他の生活必需品を備蓄しており、さらに分散備蓄に努める。

また、民間業者等と事前に調達に関する協定等を締結し、万全な備蓄体制の確保に努める。

(2) 備蓄物資の管理

常時点検・整理を行い、耐用年数及び賞味期限を考慮して計画的に買換えを実施するなど備蓄物資の管理に努める。

## 4 緊急調達体制の確立

(1) 民間企業からの調達体制の強化

被害状況によっては、備蓄だけでは緊急に必要な食料や生活必需品が不足

することも予想されるため、民間企業等の協力を得て、流通備蓄の整備を図り、不足物資等の供給を確保する。府は、防災拠点等での管理・仕分け、輸送について、専門性を有する民間事業者等との連携及び民間事業者の物流施設の活用により、迅速かつ効率的に集配できるよう体制を整備する。

(2) 広域的な受入れ体制

広域的な救援物資の受入れについては、府の広域防災拠点等を通じて支援を受ける体制及び物資集積所の整備、さらに、市の物資集積所から各指定避難所への物資の配送及び支給体制の整備に努める。

(3) 共同備蓄や相互融通

他市町村との共同備蓄や備蓄の相互融通を行う。

## 第8節 ライフライン確保体制の整備

|      |   |
|------|---|
| 実施担当 | 上下水道局、関西電力送配電（株）、大阪ガスネットワーク（株）、西日本電信電話（株） |
|------|---|

### 第1 水道〔上下水道局〕

#### 方針

市及び関係機関は、水道施設等の災害による被害を最小限にとどめ、水道水の安定供給を図るため、迅速かつ的確な措置及び応急復旧を行う防災体制を整備する。

#### 計画

##### 1 応急復旧体制の強化

- (1) 水道施設等の被害状況等を迅速に把握し、復旧活動及びその支援等を的確に行うための大阪広域水道企業団のアクアネット大阪（企業団・市町村水道情報交換システム）及び市の水道施設情報管理システムの整備・充実により、情報連絡体制を強化する。
- (2) 管路の多重化等によりバックアップ（\*注代替補助）機能を強化する。
- (3) 関係機関との協力体制の整備に努める。
- (4) 応急復旧の活動マニュアル等の整備に努める。
- (5) 管路図等の管理体制の整備に努める。

##### 2 災害対策用資機材の整備・点検

災害対策用資機材等の備蓄及びその情報交換並びに調達体制の確保及び整備を行う。

##### 3 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び関係機関との協力体制の充実、緊急対応の熟知並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

##### 4 協力応援体制の強化

災害時における迅速な復旧活動に必要な情報を収集し、調整、指示及び支援を行うため、市は府及び大阪広域水道企業団と協力して大阪広域水道震災対策中央本部体制を整備する。



## 5 枚方市上下水道局危機管理マニュアルの整備

市は、水道と下水道を統一した危機管理マニュアルを整備する。

### 第2 下水道〔上下水道局〕

#### 方針

市及び関係機関は、下水道施設の災害による被害を最小限にとどめ、衛生的生活環境を維持するため、迅速かつ的確な措置及び応急復旧を行う防災体制を整備する。

#### 計画

##### 1 応急復旧体制の強化

被害状況の迅速な把握及び円滑な復旧を図るため、損傷の可能性が高い施設を把握するとともに、施設管理図書を複数箇所保存・整備する。

##### 2 災害対策用資機材の整備・点検

- (1) 災害時に必要な復旧用資機材を把握し、備蓄及び調達により確保する。
- (2) 平常時から資機材の点検に努めるとともに、緊急時の輸送体制を確立・整備する。

##### 3 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

##### 4 協力応援体制の整備

施設の点検及び復旧要員の確保を図るため、府、他の地方公共団体及び民間団体との協力応援体制を整備する。

##### 5 枚方市上下水道局危機管理マニュアルの整備

市は、水道と下水道を統一した危機管理マニュアルを整備する。

### 第3 電力〔関西電力送配電株式会社（大阪支社枚方配電営業所）〕

#### 方針

関西電力送配電株式会社（大阪支社枚方配電営業所）は、災害時における被害の拡大防止並びに電力の安定供給のため、迅速かつ的確な措置及び応急復旧を行

う防災体制を整備し、万全を期する。

## 計 画

### 1 応急復旧体制の強化

- (1) 被害状況を迅速かつ的確に把握する体制及びシステムの整備・強化に努める。
- (2) 災害対策組織をあらかじめ定めておく。また、災害により拠点が被災した場合の災害対策活動拠点についてもあらかじめ定めておく。
- (3) 対策要員の動員体制を整備する。
- (4) 重要施設への電力を確保するため、優先復旧についてあらかじめ計画を策定する。
- (5) 平時から地方防災会議への参加により災害時の情報提供、収集など相互連携体制を整備しておく。
- (6) 防災関係機関との連携強化により平時の各種訓練の相互参画、定期的な会議及び情報交換の実施、災害発生時の連絡体制の確立、相互協力を行う。

### 2 災害対策用資機材の整備、点検

- (1) 災害復旧用資機材の確保体制を整備する。
- (2) 災害対策用設備（移動用変圧器等）を整備する。
- (3) 災害対策車両（発電機車等）を整備する。
- (4) 資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を確保する。
- (5) 衛星携帯電話の配備など情報通信手段の多様化を図る。

### 3 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知並びに防災意識の高揚を図るため、最大クラスの災害である南海トラフ巨大地震も想定した各種訓練を計画的に実施する。

また、市等が行う総合的な防災訓練に参加し、これに協力する。

- (1) 社員の安全を確保するために地震、津波の襲来を想定した避難訓練、情報連絡訓練を実施する。
- (2) 応急復旧技能を維持するために設備復旧訓練を実施する。
- (3) 迅速、確実な情報連携や的確な意思決定に基づく行動ならびに社外対応を行うために図上訓練を実施する。

### 4 協力応援体制の整備

単独復旧が困難な場合に備え、他の事業者から協力を得る体制を整備する。

- (1) 災害復旧用資機材、要員について、電力会社相互の応援体制を「非常災害時における復旧応援要綱」（中央電力協議会策定）に基づき整備する。
- (2) 災害時の一時的な供給力不足に対応するため、「全国融通電力需給契約」及び「二社間融通電力需給契約」に基づき他電力会社との電力融通体制を確保する。

## 第4 ガス〔大阪ガスネットワーク株式会社北東部事業部〕

### 方針

大阪ガスネットワーク株式会社北東部事業部は、災害時における被害の拡大防止、ガスの安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために防災体制を整備する。

### 計画

#### 1 応急復旧体制の強化

- (1) 緊急措置判断支援システム（地震発生時に地震計、圧力計等の情報を迅速かつ的確に把握するシステム）の活用により被災地区の供給停止判断の迅速化を図る。
- (2) 緊急時ガス供給停止システムを強化する。
  - ア 感震自動ガス遮断方式及び遠隔ガス遮断方式によって導管網のブロック単位でガス供給を遮断するシステムの活用により、被災地区の供給停止の迅速化を図る。
  - イ 基準値以上の揺れを感知すると一般家庭及び業務用の都市ガス供給を自動的に停止するマイコンメーターの設置促進を図る。
- (3) 被災を免れた地区への供給を確保し、被災地区の二次災害の防止と早期復旧を図るため、細分化された導管網ブロックの維持管理を行う。
- (4) 被災状況と復旧作業工程に応じて、作業員及び協力会社作業員を効率的に編成動員するため、職能別要員を把握し、連絡体制及び動員体制を整備する。
- (5) 重要施設への供給を早期に確保するため、復旧順序の決め方や臨時供給方法についてあらかじめ計画を策定する。
- (6) ガス管の漏洩箇所の特特定、管内異物の効率的除去等の復旧技術の開発、改良及び向上に努める。
- (7) 施設の現況が把握できる施設管理図書等の整備・分散保管を図る。
- (8) 関係行政機関と連携し、前進基地の確保に努める。

- (9) 関係行政機関と連携し、早期復旧に資する手続きの合理化に努める。
- ア 復旧時における仮設配管及び導管地中残置。
  - イ 事前届出を行っていない車両に対する緊急通行車両確認標章交付の迅速化。

## 2 災害対策用資機材の整備、点検

- (1) 災害復旧用資機材及び代替燃料（圧縮天然ガス、カセットコンロ等）の確保体制を整備する。
- (2) 緊急時通信機器の整備拡充に努める。
- (3) 消火・防火設備の整備充実に努める。
- (4) 資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を整備する。
- (5) 適切な導管材料の備蓄に努める。

## 3 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。  
また、市等が行う総合的な防災訓練に参加し、これに協力する。

## 4 協力応援体制の整備

「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」（一般社団法人日本ガス協会）に基づき、単独復旧が困難な場合に備え、他の事業者との相互応援体制を整備する。

# 第5 電気通信〔西日本電信電話株式会社関西支店〕

## 方針

西日本電信電話株式会社関西支店は、災害により電気通信設備又は回線に故障が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を行うため、防災体制を整備する。

## 計画

### 1 応急復旧体制の強化

広範囲な地域において災害が発生した場合、被災設備等の迅速な復旧を図り、通信サービスの確保に万全を期するため、必要な組織において、グループ会社、工事会社等を含めた全国的規模による応援班の編制、応急復旧用資機材の確保及び輸送体制、応援者等の前進基地の設営及び作業体制等について計画に基づき確立し、運用する。

### 2 災害対策用資機材の整備、点検

- (1) 災害発生時において通信を確保し、又は災害を迅速に復旧するため、あらかじめ保管場所及び数量を指定して、災害対策用機器並びに車両等を配備する。
- (2) 災害応急対策及び災害復旧を実施するため、復旧用資機材、器具、工具、消耗品等の確保に努める。
- (3) 災害対策用機器、資材、物資等の輸送を円滑に行うため、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両、船舶、ヘリコプター等の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。
- (4) 災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、必要な整備点検を行い、非常事態に備える。
- (5) 非常事態に備え、飲料水、食料、医薬品、被服、生活用備品等の保有量を定め、その確保を図る。

### 3 防災訓練の実施

- (1) 防災を迅速かつ円滑に実施するため、次に掲げる内容の訓練を年1回以上実施する。
  - ア 災害予報及び警報の伝達
  - イ 非常招集
  - ウ 災害時における通信疎通確保（災害用伝言ダイヤル等安否確認のためのサービス（以下、「災害用伝言ダイヤル等」という。）の運営を含む）
  - エ 各種災害対策機器の操作
  - オ 電気通信設備等の災害応急復旧
  - カ 消防及び水防
  - キ 避難及び救護
- (2) 市等が行う総合的な防災訓練に参加し、これに協力する。

### 4 協力応援体制の整備

- (1) 他の事業者との協調  
電力、燃料、水道、輸送等の事業者と協調し、防災対策に努める。具体的には、商用電源の供給、自家発電エンジンの燃料及び冷却水等の確保並びに緊急輸送等の協力体制を整備する。
- (2) グループ会社との協調  
グループ会社、工事会社等と協調し、防災対策に努めるとともに、要員、資機材、輸送等について相互応援体制を整備する。

### 5 発災時の優先回線の確保

災害時の応急対策等にかかる通信サービスの確保に万全を期するため、関係事

業者と協調し、市、府及び防災関係事業者による回線利用を優先的に確保できるように努める。

## 第6 住民への広報

### 方針

ライフラインに関わる事業者は、それぞれの災害時の対応について広報し、利用者の意識啓発に努め、万全を期する。

### 計画

- 1 市及び府は、次に掲げることについて広報する。
  - (1) 飲料水の備蓄の重要性
  - (2) 節水
  - (3) 水質汚濁防止
  - (4) 災害時における生活排水や事業場排水の排出制限
- 2 関西電力送配電株式会社並びに大阪ガスネットワーク株式会社は、飛散物による停電の拡大や、感電、漏電、ガスの漏洩、爆発、出火等の二次災害を防止するため、災害時における注意事項等について広報する。
- 3 西日本電信電話株式会社は、災害時の通信輻輳の緩和のため、緊急通話以外の電話の自粛及び緊急通話する場合にかかりやすい公衆電話等、災害と電話について広報する。

## 第7 倒木等への対策

府、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努めるものとする。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市町村との協力を努めるものとする。

## 第9節 交通確保体制の整備

|      |   |
|------|---|
| 実施担当 | 土木部、西日本旅客鉄道（株）、京阪電気鉄道（株）、<br>京阪バス（株）、大阪府枚方土木事務所、<br>近畿地方整備局大阪国道事務所、西日本高速道路（株） |
|------|---|

### 第1 鉄軌道施設〔西日本旅客鉄道株式会社、京阪電気鉄道株式会社〕

#### 方針

鉄軌道施設管理者は、災害時における乗客の安全確保並びに施設の防護復旧のため、鉄軌道施設等の被害状況把握及び安全点検等の措置が、迅速かつ的確にとられる応急点検体制を整備し、万全を期する。

#### 計画

##### 1 応急点検体制の整備

乗客の避難、応急復旧のための資機材の整備並びに災害発生直後直ちに鉄軌道施設の被害状況及び安全点検を行うための人員の確保等、応急点検体制の整備に努める。

鉄道事業者は、植物等が鉄道施設に障害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合等には、所要の手続きを行った上で、伐採等を行うなど、鉄道の輸送の安全確保に努める。

##### 2 防災訓練の実施

市等が主催して行う総合的な防災訓練に参加し、これに協力する。

##### 3 施設の維持改良

- (1) 落橋対策
- (2) 高架橋の補強
- (3) 変電所の改築
- (4) 電気関係機器の倒壊防止

### 第2 乗合旅客自動車運送事業者〔京阪バス株式会社〕

#### 方針

京阪バス株式会社は、災害時における乗客の安全を確保するため、乗客の避難及び運行路線の安全点検を行う応急点検体制の整備に努める。

## 計 画

### 1 応急点検体制の整備

乗客の避難及び運行路線の安全点検を行うための人員の確保等、応急点検体制の整備に努める。

### 2 防災訓練の実施

市等が行う総合的な防災訓練に参加し、これに協力する。

## 第3 道路施設〔土木部、大阪府枚方土木事務所、近畿地方整備局大阪国道事務所、西日本高速道路株式会社〕

## 方 針

道路管理者は、災害時における安全点検を行う応急点検体制を整備し、万全を期する。

## 計 画

### 1 応急点検体制の整備

道路の障害物除去のための資機材を確保するための体制を整える。また、災害発生後直ちに道路施設の被害状況の把握及び安全点検を行うための人員の確保等、応急点検体制の整備に努める。

### 2 防災訓練の実施

市等が主催して行う総合的な防災訓練に参加し、これに協力する。



**第10節 地震防災緊急事業五箇年計画の推進**

|      |      |
|------|------|
| 実施担当 | 関係部局 |
|------|------|

**方針**

市は、「地震防災対策特別措置法」（平成7年 法律第111号）に定める第六次地震防災緊急事業五箇年計画に基づき府と連携協力して、事業の推進に努める。

**計画****1 対象地域**

枚方市全域

**2 計画の初年度**

令和3年度

**3 計画対象事業**

第六次地震防災緊急事業五箇年計画の計画対象事業は、次に示すとおり、地震防災対策特別措置法第3条第1項第4号、第5号及び第16号である。

- 第4号 消防活動が困難である区域の解消に資する道路
- 第5号 緊急輸送を確保するため必要な道路
- 第16号 地震災害時における飲料水、電源等の確保等により、被災者の安全を確保するために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設又は設備

## 第3章 住民の防災行動力の向上計画

### 第1節 防災知識の普及啓発

|      |  |
|------|--|
| 実施担当 | 危機管理部、市長公室、健康福祉部、子ども未来部、教育委員会、枚方寝屋川消防組合、 |
|------|--|

#### 第1 普及啓発〔危機管理部〕

##### 方針

市及び関係機関は、気候変動の影響や過去の災害の教訓、地震・津波災害時のシミュレーション結果等を示しながら、その危険性を周知するとともに、住民及び事業者等が災害に対する備えを心掛け、災害時には自発的な防災活動が行えるよう、教育機関のみならず、校区コミュニティ協議会をはじめ自治会等における多様な主体の関わりの中で地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施する。

特に、被害の防止、軽減の観点から、住民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で一人一人が確実に避難行動をとること及び早期避難の重要性を周知し、住民の理解と協力を得るよう取り組む。

また、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー等）の連携により、高齢者や障害者等に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。

併せて、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DV等の被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。

##### 計画

#### 1 防災知識の普及と意識啓発

市及び防災関係機関は、住民の災害に対する備え及び心掛け、災害時における自発的な防災活動等について普及・啓発に取り組むとともに、防災知識の普及啓発、防災訓練の実施など、幼児期からその発達段階に応じ、学校教育及び社会教育等、あらゆる機会を通じて、住民の防災意識の高揚と災害初動対応スキルの習得に努める。

普及・啓発にあたっては、下記の項目に留意して行うとともに、要配慮者の多様なニーズに配慮し、地域において支援するとともに、男女の違いや性の多様性を理解し、被災時の異なるニーズにも配慮した体制が地域で整備されるよう努め

る。

また、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。

#### (1) 災害の知識

- ア 規模の大きな地震の連続発生や各災害が複合的に発生する可能性もあること等、様々な災害の態様及び危険性
- イ 防災体制及び講ずる措置
- ウ 地域の地形、危険箇所・場所
- エ 過去の災害から得られた教訓の伝承
- オ 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること
- カ 地域社会への貢献
- キ 応急対応、復旧・復興に関する知識
- ク 災害時には人権侵害事案が起きやすいことを意識して防災対策を講じる必要があること

#### (2) 災害への備え

- ア 最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の飲料水、食料及び携帯トイレ、トイレットペーパー等生活物資の備蓄
- イ 非常持出品（貴重品、避難用具、救急箱、非常食品、衛生用品等）の準備
- ウ 自動車等へのこまめな満タン給油等
- エ 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備
- オ 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・什器類の固定、家屋・施設・塀・擁壁の予防・安全対策
- カ 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所・避難路・指定避難所（コンクリート屋内退避所、津波避難ビル等を含む。）・拠点応急救護所、家族等との連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取り決め等）の確認
- キ 自主防災組織活動、初期消火・救出訓練をはじめとした防災訓練などへの参加
- ク 住宅の耐震診断と状況に応じた耐震改修の必要性
- ケ 地震保険、火災保険の加入の必要性
- コ 警報等発表時や高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保といった避難情報の発令時にとるべき行動
- サ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動、指定緊急避難場所や指定避難所での行動

#### (3) 災害時の行動

- ア 身の安全の確保方法（「自らの命は自らが守る」という意識の醸成）
- イ 情報の入手方法

- ウ 気象予警報や避難情報、5段階の警戒レベル等の意味
- エ 緊急地震速報を見聞きした場合に具体的にとるべき行動
- オ 津波発生時（強い揺れまたは弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れが継続した場合）にとるべき行動
- カ 地震発生時における自動車運転者が注意すべき事項
- キ 避難行動要支援者への支援
- ク 初期消火、救出救護活動
- ケ 心肺蘇生法、応急手当の方法
- コ 避難生活に関する知識
- サ 自らの安全を確保の上、応急対応等の防災活動への参加
- シ 自らの被害が軽微であった場合の生活物資等の提供等の協力
- ス 災害緊急事態が布告され、内閣総理大臣から物資の買占めの自粛等の協力要請があった場合の協力
- セ 広域避難の実効性を確保するための通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
- ソ 家屋が被災した際、片付けや修理の前に家屋の内外の写真を撮影するなど生活の再建に資する行動

## 2 要配慮者に対する啓発

- (1) 市及び関係機関は、福祉施設等において災害に関する理解を深めるため、防災教室等を開催する。
- (2) 市及び関係機関の実施する防災訓練への積極的参加を呼びかける。
- (3) 市及び関係機関は、防災に関する外国語版・点字版・録音版のパンフレット等、外国人や視覚障害者・聴覚障害者等に配慮した、多様な啓発の実施に努める。

## 3 防火管理者・危険物取扱者に対する特別講習

被害を軽減するためにも、防災知識の普及・啓発を進めることは大切である。特に火災は、防火知識の低下によって起こる場合が多いので、防火管理者には火災予防を重点とした講習会へ、危険物取扱者には危険物の保安基準に関する高度な知識及び技術を養成する特別講習会への参加を呼びかける。

## 4 活動を通じた啓発

市及び関係機関は、防災知識の普及を水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図りつつ、防災週間、防災とボランティア週間、及び津波防災の日をはじめ防災に関する諸行事にあわせた講演会等の開催、住民参加型防災訓練の実施、地域社会活動等の促進・活用によって進める。

## 5 防災情報コーナーの活用

地域防災センターの防災情報コーナーにおいて、阪神・淡路大震災等のパネルや、緊急持ち出し用品、非常食、救急用具等を展示し、防災知識の普及啓発を行う。

## 6 地域防災推進員の育成

市及び関係機関は、地域住民が主体となった自助・共助の取組みが適切かつ継続的に実施できるよう、水害・土砂災害・防災気象情報等に関する豊富な知見を有する専門家の支援により、防災の基本的な知見を兼ね備えた地域防災推進員の育成に努める。

## 第2 防災教育〔教育委員会〕

### 方針

市及び関係機関は、住民の安全を守るため、児童・生徒から高齢者までそれぞれの段階に応じた防災教育を計画的に進める。

### 計画

#### 1 児童・生徒に対する防災教育

防災意識を高め、それを次世代へ着実に継承していくためには、学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育が重要である。学校は、児童・生徒の安全を守るとともに、今後、地域防災の主体を担い、防災活動に大きな役割を果たすことができる人材を育成するよう、小学校・中学校・高等学校等の発達段階に応じた防災教育を実施する。

また、府及び市は、必要な情報を共有するなど互いに連携を図り、防災に関する講習会を開催するなどして、学校における防災教育の充実を図る。特に水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。

##### (1) 教育の内容

- ア 気象、地形、地震、津波についての正しい知識
- イ 防災情報の正しい知識
- ウ 身の安全の確保方法（「自らの命は自らが守る」という意識の醸成）、指定緊急避難場所・避難路・指定避難所、避難方法、家族・学校との連絡方法
- エ 災害についての知識
- オ ボランティアについての知識・体験、地域社会の一員としての自覚の育成

##### (2) 教育の方法

- ア 防災週間等を利用した訓練の実施（特に水害・土砂災害のリスクがある小中学校では、毎年、梅雨期・台風前までを目途に防災訓練の実施を検討）
- イ 教育用防災副読本及びビデオの活用

- ウ 特別活動等を利用した教育の推進
- エ 防災教育啓発施設（地域防災センター）の利用
- オ 防災関係機関との連携
- カ 緊急地震速報等、防災に関する科学技術の活用
- キ 自主防災組織、ボランティア等との連携

(3) 教職員の研修

府及び市は、地震・津波に関する正しい知識や各校の実践的な防災教育の事例を含む研修を実施する。

(4) 学校における防災教育の手引き

「学校における防災教育の手引き」などを通じて防災教育を充実する。

(5) 校内防災体制の確立

学校は、児童・生徒の安全確保や災害被害の未然防止を目的として、毎年、防災計画を作成するとともに、登下校時の対応を含め、適宜、危機等発生時対処要領（危機管理マニュアル）等の見直しを行い、校内防災体制の確立に努める。

(6) 災害時の備蓄品

学校は、児童・生徒が在校中の災害の発生により一時的に帰宅困難となった場合に備え、学校の実情に合わせて食料や飲料水、携帯トイレ等の備蓄品を整備する。

## 2 枚方市消防団等による防災教育

市、府は、枚方市消防団が消防本部等と連携を図りつつ、小学校等において防災教育や訓練を行うことにより、市民の防災意識の高揚、災害時の対応力の強化できるよう支援する。

## 3 社会教育事業における防災教育

市及び関係機関は、社会教育事業において、災害に対する知識、災害予防及び災害時の対応に関する教育を実施するとともに、ボランティアについて、知識の普及及び体験を通じた活動の普及・啓発を図る。

## 4 防災教育の推進

総合的な学習の時間の活用等により、災害についてのイメージーションを高めるような初等中等教育における防災教育を充実し、防災に関する知識の普及を推進する。

また、防災に関する一定の知識を持った防災のエキスパートをボランティアとして登録し、防災教育の充実を図る。

### 第3 災害教訓の伝承〔危機管理部〕

#### 方針

市は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等のもつ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

### 第4 防災広報〔危機管理部〕

#### 方針

市及び関係機関は、災害に対する備えを心掛け、災害時には自発的な防災活動を行うよう防災広報の実施に努める。

#### 計画

##### 1 防災広報の手段

市及び関係機関は、「自らの安全は自らが守る」という理念の下に、住民の防災力の向上をめざすため、各種手段及び機会を活用し広報活動に努める。

啓発コンテンツの作成にあたっては、東日本大震災の教訓や南海トラフ巨大地震で想定される被害の状況等、最新の知見や情報を反映する。

##### (1) 印刷物による広報

広報紙等に時節に応じた関係記事を掲載するほか、防災マップ、チラシ等の配布により防災意識の高揚を図る。市では日本語版、外国語版に加え、点字版、音訳版の防災マップを配布している。防災マップ等は必要に応じて更新し再配布する。

##### (2) ホームページによる広報

市のホームページでは、洪水ハザードマップ、災害への備え、災害時の心得等を掲載しており、また、「地域防災計画の概要」他、各種防災情報の掲載を推進する。

##### (3) ビデオ等による広報

震災対策教材ビデオ等による研修会等を開催し、知識の普及に努める。

##### (4) ポスター・作文・標語等の募集による広報

市は、小中学校等から防火に関するポスター・作文・標語等を募集し、住民を対象に、防火知識の普及に努める。

##### (5) その他の広報

SNS等を活用して、知識の普及に努める。

## 2 広報の実施時期

防災知識の普及は、災害が発生しやすい時期又は全国的に実施される災害予防運動期間等を考慮して実施する。

### 災害予防運動の時期

| 災害予防の種類           | 災害予防運動   | 期 間  |
|-------------------|--|--|
| 雪害予防に関する事項        |  | 1月～2月  |
| 宅地防災に関する事項        | 宅地防災月間   | 5月・9月  |
| 風水害予防に関する事項       | 水防月間   | 5月～9月<br>5月1日～31日  |
| 土砂災害予防に関する事項      | 土砂災害防止月間<br>がけ崩れ防災週間   | 6月<br>6月1日～30日<br>6月1日～7日  |
| 危険物災害予防に関する事項     | 危険物安全週間  | 6月第2週  |
| 火薬類災害予防に関する事項     | 火薬類危害予防週間  | 6月10日～16日  |
| 高圧ガス災害予防に関する事項    | 高圧ガス保安促進週間   | 10月23日～29日   |
| 火災予防に関する事項        | 文化財防火デー<br>春季火災予防運動<br>秋季火災予防運動<br>山火事予防運動                             | 1月26日<br>3月1日～7日<br>11月9日～15日<br>3月1日～7日                           |
| 一般災害・地震災害予防に関する事項 | 防災とボランティア週間<br>防災とボランティアの日<br>防災週間<br>防災の日<br>救急の日<br>津波防災の日<br>119番の日 | 1月15日～21日<br>1月17日<br>8月30日～9月5日<br>9月1日<br>9月9日<br>11月5日<br>11月9日 |



## 第2節 自主防災体制の整備

|      |                         |
|------|-------------------------|
| 実施担当 | 危機管理部、観光にぎわい部、枚方寝屋川消防組合 |
|------|-------------------------|

### 第1 地区防災計画の策定等〔危機管理部〕

#### 方針

人口減少社会を迎える中で、高齢化や地域コミュニティの希薄化等により、自主防災組織の担い手が不足している状況を踏まえ、市は、高齢者や障害者、女性、中高生等の地域活動への参画、地域で活動するボランティアのネットワーク化等によるコミュニティの再生や、地域住民と一体となって少子高齢化に合わせた地域活動に取り組むための新たな仕組みづくりを行うなど、コミュニティ活動を促進し、地域の連帯感の醸成に努める。

#### 計画

##### 1 地区防災計画の素案の提案

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者（要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者を含む。以下、「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等、自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行う。

##### 2 地区防災計画の策定

市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう、地区居住者等から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めることとし、策定にあたっては、高齢者や障害者、女性、ボランティア団体等、多様な主体の参画の促進に努める。また、内閣府は、地区レベルの避難体制の構築を重視した地区防災計画の作成を支援する手引書の作成等、地区防災計画の役割について周知するものとし、府は市の取組みを支援する。

市は、市地域防災計画に、地域防災力の充実強化に関する事項を定め、その実施に努めることとし、地区防災計画を定めた地区は、地区居住者等の参加の下、具体的な事業に関する計画を定めることとする。地区防災計画が定められた地区の地区居住者等は、市に対し、当該地区の実情を踏まえて、事業に関する計画の内容の決定又は変更をすることを提案することができる。

## 第2 自主防災組織の育成〔危機管理部〕

### 方針

市及び府は、住民及び事業者による自主的な防災活動が、被害の拡大の防止に果たす役割をふまえ、その土台となる地域コミュニティの活性化を促進するとともに、枚方市消防団やボランティア団体等との連携強化等を通じて、地域における自主防災体制の整備に取り組むことにより、地域防災力の向上と継続・発展に努める。

大規模な災害が発生した場合には、同時に多数の箇所で通信・交通の途絶等の悪条件が重なり、防災関係機関の機動力が分散されることが予測される。

そのため、市及び関係機関は、住民の相互協力に基づく自主防災組織の育成を促進し、訓練等を通じて連携を深め、大規模災害に的確に対処できるよう技術の向上と組織の強化を図り、災害に備える。

一方、住民は、自らの安全確保と被害の防止・軽減を図るため、主体的に自主防災組織づくりに参加し、大規模な災害等に備える。また、多数の人が出入又は利用する施設、危険物等を製造若しくは保有する事業者は、事業者等自らが防災組織を編成し、大規模な災害等に備える。

### 計画

#### 1 組織の育成

市及び関係機関は、校区コミュニティ協議会等と連携して、防災意識の啓発及び防災訓練等を実施し、効果的に防災活動を行う自主防災組織の育成に努めるとともに、枚方市消防団や民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実に努める。

また研修の実施などによる防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備などにより、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。その際、高齢者や障害者、女性、子どもたちの参画の促進に努める。

一方、住民は、自らの安全確保と被害の防止・軽減を図るため、住民の自主的な防災組織づくりに主体的に参加する。

#### 2 自主防災組織の内容

自主防災組織は、おおむね情報班、消火班、救出救護班、避難誘導班、給食給水班等で構成するが、これらについては、自主防災組織活動マニュアルを参考に、それぞれの組織において事業計画等の規約を定めて活動する。

### 3 活動内容

#### (1) 平常時の活動

- ア 防災に対する心構えの普及啓発（ミニコミ誌発行、講習会の開催など）
- イ 災害発生の未然防止（消火器などの防災用品の頒布あっせん、家具の安全診断・固定、建物や塀の耐震診断など）
- ウ 災害発生への備え（避難行動要支援者の把握、指定緊急避難場所・避難路・指定避難所の把握、防災資機材や備蓄品の管理など）
- エ 災害発生時の活動の習得（情報伝達・避難・消火・救急処理・指定避難所開設運営・炊き出し訓練など）
- オ 復旧・復興に関する知識の習得

#### (2) 災害時の活動

- ア 避難誘導（安否確認、集団避難、避難行動要支援者への援助など）
- イ 救出・救護（救助用資機材を使用した救出、負傷者の救護など）
- ウ 出火防止・初期消火（消火器や可搬式ポンプによる消火など）
- エ 情報伝達（地域内の被害情報や避難状況の市への伝達、救援情報などの住民への周知など）
- オ 物資分配（物資の運搬、給食、分配）
- カ 指定避難所の自主的運営
- キ その他関係機関の実施する応急活動への協力

### 4 育成方法

市及び枚方寝屋川消防組合は、小学校区単位の自主防災組織の育成に努める。

- (1) 防災意識の啓発
- (2) 自主防災組織の活動促進に必要な情報の提供
- (3) 防災リーダーの育成（養成講習会等の開催）
- (4) 教育啓発施設等を活用した体験教育等の実施
- (5) 防災資機材の給付又は整備助成、倉庫の整備助成及び支援
- (6) 初期消火防災訓練、応急手当等の訓練の実施

### 5 各種組織の活用

少年消防クラブなど防災・防火に関する組織のほか、自主防災組織、赤十字奉仕団等の公共的団体における自主的な防災活動の促進を図る。

## 第3 事業者による自主防災体制の整備〔観光にぎわい部〕

### 方針

市及び府は、事業者に対して従業員・利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献・地域との共生といった視点から自主防災体制を整備するよう啓発する。

また、市及び府は、事業者を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的な参加を呼びかけるとともに、防災に関するアドバイスを行うほか、地域貢献に関する協定の締結に努める。

### 計画

#### 1 自主的な防災体制の整備

市及び府は、事業者に対して、災害時における従業員や利用者等の安全確保を図るとともに、地域への被害の拡大を防止するため、的確な防災活動を行う自主防災体制を整備するよう啓発する。

また、自主防災組織等は、事業者に対し、事業者が地域社会の一員として、地域防災活動において果たす役割を十分認識し、災害発生時には地域住民と一体となって災害防御活動を行うよう、平常時から地域の防災訓練等への参加、その所有もしくは管理する防災資機材の提供及び施設の開放等により、積極的に地域へ貢献するよう働きかける。

一方、事業者は、従業員・利用者等の安全確保及び被害の防止・軽減を図るため、迅速かつ的確に防災活動を行う自主的な防災体制を整備し、万全を期する。

#### 2 自主的な防災組織の設置対象事業所

- (1) 危険物の規制に関する政令（昭和34年 政令第306号）に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所で危険物の規制に関する政令で定める数量以上の危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設
- (2) 学校、病院、工場、事業所、興行場、百貨店その他多数の者が出入し、勤務し、又は居住する施設

#### 3 啓発の内容

- (1) 平常時の活動
  - ア 事業継続計画（BCP）の作成・運用
  - イ 防災に対する心構えの普及啓発（社内報、掲示板の活用など）
  - ウ 災害発生時の未然防止（防災体制の整備、社屋内外の安全化、非常用マニュアルの整備、防災用品の整備など）
  - エ 災害発生への備え（飲料水・食料・その他物資、資機材の備蓄、非常持ち出し品の準備、避難方法等の確認など）

- オ 災害発生時の活動の習得（情報伝達・避難・消火・救急処理訓練など）
  - カ 地域活動への貢献（防災訓練など地域活動への参加、自主防災組織との協力）
- (2) 災害時の活動
- ア 従業員・利用者の生命の安全確保（安否確認（従業員の家族含む。）、避難誘導、避難行動要支援者への援助など）
  - イ 救出・救護（救助用資機材を使用した救出、負傷者の救護など）
  - ウ 出火防止・初期消火（消火器や屋外消火栓、可搬式ポンプによる消火など）
  - エ 情報伝達（地域内での被害情報の市への伝達、救援情報などの周知など）
  - オ 地域活動への貢献（地域活動・防災関係機関の行う応急対策活動への協力、帰宅困難者対策のための施設の開放など）

#### 4 啓発の方法

市及び枚方寝屋川消防組合は、事業者による自主的な防災体制の整備について、指導・助言する。

- (1) 広報紙等を活用した啓発
- (2) 自衛消防組織の育成（養成講習会等の開催）
- (3) 教育啓発施設等を活用した体験教育等の実施

#### 5 企業防災の推進

防災機関と連携して、企業における防災の専門家を育成する。

### 第4 救助活動の支援〔危機管理部〕

#### 方針

市及び関係機関は、地域住民による自主防災組織が自発的に行う人命救助活動を支援するため、必要な場所に救助・救急用資機材を整備する。

## 第3節 要配慮者対策

|      |                                       |
|------|---------------------------------------|
| 実施担当 | 危機管理部、市長公室、観光にぎわい部、健康福祉部、子ども未来部、教育委員会 |
|------|---------------------------------------|

### 第1 福祉のまちづくりの推進

#### 方針

市及び関係機関は、地域ぐるみの支援体制づくりを推進するため、地域住民の自主的な助け合い活動を促進するとともに、市内の社会福祉施設等や社会福祉協議会の相互の連携に努める。併せて、「大阪府福祉のまちづくり条例」等に基づいた施設等の整備・改善を、関係機関との連携により推進し、誰もが住みよいバリアフリーのまちづくりの推進に努める。

### 第2 要配慮高齢者、障害者等対策〔危機管理部、健康福祉部〕

#### 方針

市及び関係機関は、要配慮高齢者、障害者等の安全確保のため、施設及び地域社会との協力の下に、対象者の把握並びに設備等の点検改良、施設ごとの防災計画の策定及び防災訓練の実施、指導・啓発等に努める。また、災害時の情報提供、安否確認、避難誘導など様々な場面において、要配慮者に配慮したきめ細かな対策を行うための体制の整備に努める。

#### 計画

##### 1 社会福祉施設等における対策

###### (1) 防災計画の策定

各施設管理者は、災害発生時の職員の任務分担、動員体制等の防災組織の確立、保護者及び家族への緊急連絡、地域との連携等を網羅した綿密な防災計画を策定する。

また、社会福祉施設等が被災した場合を想定した、社会福祉施設や介護保険事業所への移送や受入れについても計画する。府の指導により、被災時における施設利用者支援の確保のため、府内や他の府県における同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の受入れの他、被災時における協力関係を構築する災害協定等を締結するように努める。

さらに、施設等の被災状況を市や府に報告する体制を確立しておく。

###### (2) 防災訓練の実施

各施設管理者は、防災計画が災害発生時に有効に機能し、円滑に避難が行

えるように施設ごとに定期的に防災訓練を実施する。

(3) 施設、設備等の安全点検

各施設管理者は、災害発生時に施設が倒壊又は火災が発生することのないよう、施設や付属の危険物を常時点検する。また、火気については、日頃より安全点検を実施する。併せて施設の耐震化を進める。

(4) 地域社会との連携

社会福祉施設や介護保険施設、グループホーム等の入居者は、自力での避難が困難である人が多く、災害発生時の避難にあたっては、施設職員だけでは対応が不十分な場合が予測される。そのため各施設管理者は、平常時から地域社会との連携を密にし、災害時には地域住民の協力が得られる体制づくりに努める。

(5) 緊急連絡網の整備

各施設及び介護保険事業所の管理者は、災害発生時に保護者又は家族と確実に連絡がとれるよう、緊急連絡網の整備に努める。

(6) 要援護高齢者、障害者等の受入れ

各施設及び介護保険事業所の管理者は、指定避難所での集団生活が困難な寝たきり等の高齢者、障害者等の積極的な受入れ体制の整備に努める。

## 2 在宅の高齢者、障害者等（避難行動要支援者）の対策

(1) 避難行動要支援者名簿の作成

市は要配慮者の内、災害時の避難行動に支援が必要な者の名簿を作成し、定期的に更新を行うとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努める。なお、手上げ方式により地域と連携して取り組んできた災害時要援護者避難支援事業についても継続して実施する。

ア 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、枚方市災害時要援護者避難支援事業の登録者と併せ以下の要件に該当する者とする。

- ① 要介護3以上の認定
- ② 身体障害者手帳1・2級を交付されている者
- ③ 療育手帳Aを交付されている者
- ④ 精神障害者保健福祉手帳1級を交付されている者
- ⑤ 障害者サービスを利用している難病患者
- ⑥ その他市長が必要と認めた者

イ 避難行動要支援者名簿に掲載する情報

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別

- ④ 住所又は居所
- ⑤ 本人の連絡先
- ⑥ 緊急時の連絡先
- ⑦ 区分（要介護認定・障害種別）
- ⑧ 家族構成
- ⑨ 避難支援等を必要とする理由
- ⑩ その他避難支援等の実施に関し、必要と認める事項

ウ 避難行動要支援者名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

市は、避難行動要支援者名簿を作成するにあたり、要件に該当する者を把握するために、関係部局で把握している要介護高齢者や障害者等の情報を集約する。

エ 避難支援等関係者の範囲

避難支援等関係者となりうる者は、次のとおりとする。

- ① 枚方・交野警察署
- ② 枚方寝屋川消防組合
- ③ 市社会福祉協議会
- ④ 民生委員・児童委員
- ⑤ 自主防災組織
- ⑥ その他市長が適当と認めた者

オ 避難支援等関係者への名簿情報の提供

- ① 市は、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難支援を行うため、名簿情報をあらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に提供する。
- ② 市は、避難支援等関係者に平常時から名簿情報を外部提供するため、避難行動要支援者本人の同意を得るよう努める。
- ③ 同意が得られない避難行動要支援者については、名簿情報を提供しない。
- ④ 現に緊急な避難を要する大規模災害が発生、または発生のおそれが生じた場合には、本人の同意の有無に関わらず、避難支援に必要な限度で名簿情報を避難支援等関係者その他の者に提供する。

カ 避難行動要支援者名簿の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、市は避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を更新する仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つよう努める。

キ 避難行動要支援者名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講ずる措置

避難行動要支援者名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、市は適切な措置を講ずるよう努める。

[市が講ずる措置]

- ① 避難行動要支援者名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。



- ② 避難行動要支援者名簿を提供するときには、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。
  - ③ 避難行動要支援者名簿の提供先に、施設可能な場所への避難行動要支援者名簿の保管を行うよう指導する。
  - ④ 避難行動要支援者名簿の提供先に対して、避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導する。
  - ⑤ 避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するよう指導する。
- ク 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

① 高齢者等避難の発令・伝達での配慮

避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、高齢者等避難の発令及び伝達に当たっては、特に配慮する。

- a 高齢者や障害者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、ひとり一人に的確に伝わるように努める。
- b 同じ障害であっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意する。
- c 高齢者や障害者にあつた、必要な情報を選んで流すよう努める。

② 多様な手段の活用による情報伝達

避難行動要支援者の中には、避難行動に必要な情報を入手できれば、自力で避難行動をとることができる者もいる。多様な情報伝達の手段を用いることは、避難支援等関係者の負担を軽減することにもつながることから、市は、災害情報共有システム（Lアラート）を利用したテレビのデータ放送、防災行政無線、携帯電話の緊急速報メール、おおさか防災ネット、市ホームページ、SNSなど多様な情報伝達手段の確保に努める。

ケ 避難支援等関係者の安全確保

① 避難支援等関係者等の対応原則

避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提であり、そのため、市等は、避難支援等関係者等が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮する。

② 避難支援等関係者等の安全確保の措置

地域において、避難の必要性や避難行動要支援者名簿の意義、あり方を説明するとともに、地域で避難支援等関係者等の安全確保の措置を決めるよう努める。

(2) 避難行動要支援者支援プランの作成

災害対策基本法の改正を踏まえ、国が市町村を対象に策定した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成25年8月策定）」及び府が

改訂した「避難行動要支援者支援プラン作成指針」（旧：災害時要援護者支援プラン作成指針）に基づき、市は、「避難行動要支援者支援プラン」を作成する。「避難行動要支援者支援プラン」は全体計画と個別計画より構成される。

ア 全体計画及び避難行動要支援者名簿の作成

危機管理部や健康福祉部など関係部局との連携の下、上記（２）に示す避難行動要支援者名簿の作成等に関する重要事項を含めて、避難行動要支援者の避難支援についての全体的な考え方を整理した全体計画を定める。この全体計画に基づき、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。

イ 個別計画

- ① 災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、全体計画に加え、避難行動要支援者名簿の作成にあわせて、平常時から、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。その際には、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、個別避難計画の活用には支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。
- ② 市地域防災計画に定めるところにより、消防、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意により、あらかじめ個別避難計画を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。
- ③ 個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。
- ④ 個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。
- ⑤ 地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

（３）避難行動要支援者の情報把握

健康福祉部や危機管理部をはじめとする関係部局や民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体、自治会、自主防災組織等が連携し、避難行動要支援者の情報把握に一層努める。

#### (4) 支援体制の整備

市は、事前に把握した避難行動要支援者の情報をもとに、安否確認や避難誘導、指定避難所での支援などを円滑に実施するため、自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉サービス事業者、ボランティア団体等と連携を図り、必要な支援体制の整備に努める。

○要配慮者

高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、児童、傷病者、外国人など、特に配慮を要する者。

○避難行動要支援者

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者であってその円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。

○避難支援等関係者

消防機関、警察、民生委員、市社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者。

○避難行動要支援者名簿

避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿。

#### (5) 防災についての指導・啓発

市及び関係機関は、広報紙等により要配慮者をはじめとし、その家族及び地域住民に対する指導・啓発に努める。

##### ア 要配慮者及びその家族に対する啓発

- ① 日常的に防災に対する理解を深め、日頃から対策を講じておく。
- ② 災害発生時には、近隣の協力が得られるよう日常的に努力する。
- ③ 防災訓練等が実施される場合は積極的に参加する。

##### イ 地域住民に対する啓発

- ① 自主防災組織等を通じて地域の要配慮者の把握に努め、その支援体制を平素から整備する。
- ② 災害発生時には対象者の安全確保に協力する。
- ③ 要配慮者及びその家族にも防災訓練等への参加を働きかける。

#### (6) 情報連絡手段の整備

市及び関係機関は、防災上、情報入手が難しい聴覚・視覚障害者等へ、緊急ファクシミリや防災行政無線等の緊急通報通信体制の整備を推進するとともに、日常生活用具の給付等を通じて情報伝達手段の整備に努める。

#### (7) 安全機器の普及促進

市及び関係機関は、防災上、介護支援を必要とする対象者への防火指導と併せて、緊急通報装置、消火器具等の防災機器の普及促進に努める。

#### (8) 福祉避難所における体制整備

市は、府と連携を図りながら、福祉避難所（二次的な避難施設）等において、指定避難所での集団生活を行うことが困難な寝たきり等の高齢者、障害

者等の介護や相談などの支援を円滑に実施するため人材の確保に努める。

(9) 福祉サービス継続体制の確立

市は、福祉サービスの災害時における運用方針等に関し、府や国と密接に連絡を取るとともに、介護・医療的ケアなどの福祉サービスの継続に必要な体制の確立に努める。その際、市は、他の地方公共団体等からの広域的な応援派遣・受入れも活用しつつ、発災後も福祉・医療関係部局や福祉サービス提供施設等に必要な人員の確保に努めるとともに、関係者と密接な連携を図るものとする。

(10) 訓練の実施

避難行動要支援者の避難誘導や避難所生活での支援について、実効性を担保するため、自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉サービス事業者等も参加した訓練を実施する。

### 第3 福祉避難所（二次的な避難施設）の指定〔危機管理部、健康福祉部〕

#### 方針

市は、府と連携を図りながら、社会福祉施設等の管理者との協議により、指定避難所での集団生活を行うことが困難な寝たきり等の高齢者、障害者等が相談や介護などの必要な支援を受け、安心して生活ができる体制を整備した、福祉避難所（二次的な避難施設）の指定に努める。

### 第4 外国人に対する支援体制整備〔危機管理部、市長公室、観光にぎわい部〕

#### 方針

市は、府や大阪府国際交流財団（OFIX）等と連携して、市内在住の外国人や来阪外国人旅行者（本市来訪者）への情報提供や指定避難所における多言語支援に努める。

#### 計画

##### 1 関係機関との連携

市は、災害時に国の関係機関や市町村、大阪観光局、大阪府国際交流財団（OFIX）、民間事業者等の多様な機関と外国人支援を検討・推進する大阪府と連携し、市内在住外国人等への支援体制の構築に努める。

また、府内在住の外国人等に多言語での情報提供や相談に対応するため、府と大阪府国際交流財団（OFIX）が共同で設置する「災害時多言語支援センター」と連携した支援を行う。

##### 2 情報発信等による支援

###### （1）市内在住の外国人に対する支援

- ア 防災教育・訓練や防災情報の提供
- イ 情報提供や避難誘導における、多言語化や「やさしい日本語」の活用等

###### （2）来阪外国人旅行者（本市来訪者）に対する支援

- ア 災害発生に備えた、災害に関する知識や情報入手先等の情報の周知
- イ 早期帰国等に向けた災害情報等を提供するための、ウェブサイトやSNS等の様々なツールを活用した多言語での情報発信
- ウ 観光案内所をはじめ、ターミナル駅（京阪枚方市駅）周辺における多言語での情報提供の充実

### 3 指定避難所における支援

---

市は、言葉の問題により市内在住外国人等が避難生活に支障をきたすことがないよう、災害時通訳・翻訳ボランティアの確保・育成に努める府や大阪府国際交流財団（OFIX）との連携により、災害時通訳等の人材を確保し、指定避難所に派遣するなど円滑な多言語支援に努める。

## 第5 その他の要配慮者に対する配慮〔子ども未来部、教育委員会〕

---

### 方針

市は、避難行動要支援者以外の要配慮者に対しても、災害時における情報提供や避難誘導その他の必要な支援において、配慮に努める。

## 第4節 帰宅困難者支援体制の整備

|      |               |
|------|---------------|
| 実施担当 | 危機管理部、観光にぎわい部 |
|------|---------------|

### 方針

都市部では常住人口（夜間人口）に比べ、昼間時には通勤者・通学者や訪日外国人を含めた観光客等、周辺からの多数の流入人口が存在しており、大規模地震等により公共交通機関等が停止した場合、自力で帰宅できない帰宅困難者が多数発生することが予想される。

帰宅困難者が一斉に徒歩帰宅を開始した場合、混雑による集団転倒や火災、沿道建物からの落下物等により死傷する危険性があるとともに、救助・救急活動や緊急輸送活動など応急対策活動が妨げられるおそれもある。

このため、市は、府や関西広域連合と連携して、一斉帰宅の抑制を図るため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等を行うとともに、関西広域連合と連携して事業所に対して、交通機関の運行が停止した際に従業員や観光客等を待機させることや、その際に必要となる備蓄等を促す。また、大規模な集客施設等の管理者に対して、利用者の誘導體制の整備等について働きかけを行うとともに、帰宅者が無事に帰ることができるように、関西広域連合と協定を締結しているコンビニエンスストア等の事業者の協力を得て、トイレ、水道水等の提供等、徒歩帰宅支援を行う。

市は、可能な範囲で地域における「共助」の活動を事業者等に働きかけるとともに、帰宅困難者を受け入れるため、宿泊施設、大規模店舗及び大学等に協力を求め、必要に応じて、一時滞在施設の受け入れ先の確保を図る。

また、国、府、市、関西広域連合等は連携して、鉄道の代替としてバス、船舶による輸送が円滑に実施できるよう、関係機関との情報伝達や運行調整などを行う枠組みの構築を図るほか、徒歩帰宅者への支援を行う。

なお、具体的な対策としては、関西広域連合が策定した「関西広域帰宅困難者対策ガイドライン」に基づき実施される訓練などを通じ、実効性のある帰宅困難者支援の取組みを行う。

### 計画

#### 1 帰宅困難者対策の普及・啓発活動

災害時発生後、従業員等がむやみに移動を開始して二次災害が発生することを防止するため、市は府や関西広域連合、経済団体と連携して、企業等に対して次のような施設内待機等に係る計画を策定するための働きかけを行う。

- (1) むやみに移動を開始することは避ける。
- (2) 発災時間帯別に企業等が従業員等にとるべき行動。

- (3) 企業内等に滞在するために必要な物資の確保。
- (4) 従業員等に対する情報入手、伝達方法の周知。
- (5) 従業員等が家族等の安否確認を行う手段の確認（家族間であらかじめ決定）。
- (6) これらを確認するための訓練の実施。

## 2 駅周辺における滞留者の対策

駅周辺に多くの滞留者が発生することによる混乱を軽減するため、平常時から民間事業者等との連携体制を確立する。また、飲料水やトイレ等の提供体制の整備、避難行動要支援者や観光客等を考慮した滞留者の避難誘導対応等についての検討を行う。併せて、帰宅困難者について、地域救援活動の応援要員としての役割についても検討を行う。

## 3 道路・鉄道情報共有のしくみの確立と啓発

市は、府や関西広域連合と連携して、主要幹線道路の情報や鉄道の運行状況を関係者で情報共有するしくみを確立するとともに、市民に対しこれらの情報入手方法について普及啓発を図る。

また、情報の提供にあたっては、防災関係機関が連携し、利用者自らが次の行動を判断できるよう、利用者視点での情報提供に取り組む。

## 4 代替輸送確保の仕組み（船舶、バス等）

市は、府や関西広域連合と連携して、鉄道の代替としてバス、船舶による輸送が円滑に実施できるよう、近畿運輸局、道路管理者、交通管理者、各事業者等の関係機関と情報伝達や運行調整などを行う枠組みの構築を図る。

## 5 徒歩帰宅者への支援

市は府と連携して、大規模地震等により徒歩帰宅を余儀なくされる人に対し、民間事業者等との連携のもと、円滑な帰宅を支援するための対策の推進に努める。

### (1) 給油取扱所における帰宅困難者への支援

府域で地震による災害が発生し、交通が途絶した場合に、大阪府石油商業組合の組合員は、帰宅困難者支援「協力店」のポスターを表示したそれぞれの給油取扱所（「防災・救急ステーション」と呼称）において、帰宅困難者（徒歩で帰宅する被災者）に対し、次のような支援を行う。

ア 一時休憩所として、飲料水、トイレ等の提供

イ 地図等による道路等の情報、ラジオ等で知り得た通行可能な歩道に関する情報の提供



## (2) コンビニエンスストア・外食事業者による帰宅困難者への支援

関西圏域で地震等による災害が発生し、交通が途絶した場合に、関西広域連合と協定を締結し支援可能とされた店舗を有するコンビニエンスストア事業者及び外食事業者等は、災害時帰宅支援ステーション・ステッカーを表示したそれぞれの店舗（「災害時帰宅支援ステーション」と呼称）において、帰宅困難者（徒歩で帰宅する被災者）に対し、次のような支援を行う。

ア 水道水、トイレ等の提供

イ 地図等による道路等の情報、ラジオ等で知り得た通行可能な歩道に関する情報の提供

また、市は、府が民間事業者等との連携のもと進めるこうした対策が十分に機能するよう、簡易トイレ等の備蓄、帰宅経路の情報提供、安全な歩行空間や休憩場所の確保等、徒歩帰宅を支援する環境整備等、ソフト・ハードにわたる取組みを府等と連携して進める。

## 第5節 ボランティアの環境整備

|      |                  |
|------|------------------|
| 実施担当 | 健康福祉部、枚方市社会福祉協議会 |
|------|------------------|

### 方針

ボランティアは、日頃から地域コミュニティの活性化に寄与するとともに、災害発生時には各地域に長期的に関わり、物質的な支援だけではなく、被災者の精神的な支援にも寄与するなど重要な活動を行っている。また、NPO等の有償ボランティア活動との連携やボランティアのネットワーク化等を通じて、更なる地域防災力の充実・強化が図られることから、市、府は地域のボランティア活動の支援を行う。

市及び枚方市社会福祉協議会、ボランティア団体、NPO等は、府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、それぞれ連携するとともに、中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時にボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう、必要な環境整備を図るとともに、ボランティア活動への理解及び啓発に努める。

### 計画

#### 1 基本的な考え方

災害時におけるボランティア活動が有効かつ機能的に発揮されるように、市は密接な連携及び支援に努める。

#### 2 ボランティアの事前登録

市は、府が行うボランティアの事前登録の普及に協力する。

#### 3 人材の育成

- (1) 関係機関は、ボランティア活動の中核となるコーディネーターの養成に努める。
- (2) 市及び関係機関は「防災とボランティアの日（1月17日）」等の諸行事を通じ、ボランティアに対する意識の高揚等に努める。

#### 4 受入れ窓口の整備

市は、災害時のボランティアの受入れ、活動の調整を行うための窓口設置及び運営について、平常時から府、府社会福祉協議会等と連絡調整に努める。

## 5 活動支援体制の整備

市は、災害時のボランティアに対する活動拠点及び情報の提供について、あらかじめ計画する。

### (1) ボランティア活動拠点の設置

災害状況に応じて後方支援活動拠点等の内からボランティア活動拠点を設置する。

### (2) 情報の提供

ボランティア自らが主体的に活動できるよう、事務用品その他必要な資機材を準備するとともに、常に最新の災害情報を提供するよう努める。

### (3) ボランティア活動との連携

災害ボランティアのリーダーの育成等を行い、ボランティアへの参加機会の確保や、ボランティアネットワークの構築等についての必要な支援を推進する。

## 6 情報共有会議の整備・強化

市及び府は、NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の事前登録、研修制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

## 第6節 企業防災の促進

|      |         |
|------|---------|
| 実施担当 | 観光にぎわい部 |
|------|---------|

### 方針

事業者は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。

また、府及び市町村は、事業者の防災活動を促進するため、広報・啓発や必要な情報提供等の支援に努める。

### 1 事業者

#### (1) 事業継続計画（BCP）の策定・運用

被災による業務中断という事態に積極的に備え、あらかじめ想定されるリスクが発生した場合に事業者が遂行する重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定し、運用するよう、努める。

#### (2) 事業継続マネジメント（BCM）の実施

東日本大震災では、被災地はもとより、サプライチェーンの寸断により、経済活動への影響が全国に及ぶなど、経済活動が直接の取引先との間で完結するものでなく、サプライチェーンを通じて、広く連鎖すること等が明らかとなったことを踏まえ、次に示すような事業継続上の取組みを継続的に実施するなど、事業継続マネジメント（BCM）の取組みを通じて、企業防災の推進に努める。

- ア 防災体制の整備
- イ 従業員の安否確認体制の整備
- ウ 必要な物資・資機材の備蓄や防災用品の整備
- エ 防災訓練
- オ 事業所の耐震化・耐浪化
- カ 損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保
- キ 予想被害からの復旧計画の策定
- ク 各計画の点検・見直し
- ケ 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応
- コ 取引先とのサプライチェーンの確保

#### (3) その他

- ア 食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、市及び府との物資等提供の協定締結、地域の防災訓

- 練等の防災施策の実施に協力するよう努める。
- イ 事業者は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。
  - ウ 豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。
  - エ 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、施設毎の規定（介護保険法等）や、災害に対応するための災害毎の規定（水防法等）により、自然災害からの避難を含む計画を作成する。

## 2 重要施設及び災害応急対策に係る機関

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

また、府は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめこれらの施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努めるものとする。

なお、近畿経済産業局は、これらの施設で使用する自家発電設備用の燃料が確保されるよう、ガソリンスタンド等の業務継続のための非常用電源の確保を促進するものとする。

## 3 市及び府

市及び府は、こうした事業者の事業継続計画（BCP）の策定、事業継続マネジメント（BCM）の実施や防災活動を促進するため、経済団体や企業防災活動を支援する団体等との連携体制を構築し、広報・啓発や必要な情報提供等の支援に努めるとともに、研修会の実施や必要な助言を行う。また、事業者による従業員の防災意識の高揚を図る取組みを支援し、事業者の防災力向上を促進する。

なお、市は、商工会・商工会議所と連携し、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

### ※事業継続マネジメント（BCM）

業務継続計画（BCP）策定や維持・更新、事業継続を実現するための予算・資源の確保、対策の実施、取組を浸透させるための教育・訓練の実施、点検、継続的な改善などを行う平常時からのマネジメント活動のこと。経営レベルの戦略的活動として位置付けられる。

（引用：内閣府作成 事業継続ガイドラインより）

